

令和3年第1回

太子町議会定例会会議録

開会 令和3年3月2日

閉会 令和3年3月25日

太子町議会

令和3年 第1回太子町議会定例会会議録目次

第1日（3月2日）

開会宣告	3
会議録署名議員の指名	10
会期決定の件	11
報告第1号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の件（町長提出議案）	12
議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（町長提出議案）	13
議案第2号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）	13
議案第3号 太子町介護保険条例中改正の件（町長提出議案）	13
議案第4号 太子町消防団条例中改正の件（町長提出議案）	13
議案第5号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第10号）（町長提出議案）	15
議案第6号 令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（町長提出議案）	15
議案第7号 令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（町長提出議案）	15
議案第8号 令和3年度太子町一般会計予算（町長提出議案）	17
議案第9号 令和3年度太子町国民健康保険特別会計予算（町長提出議案）	17
議案第10号 令和3年度太子町山田財産区特別会計予算（町長提出議案）	17
議案第11号 令和3年度太子町春日財産区特別会計予算（町長提出議案）	17
議案第12号 令和3年度太子町介護保険特別会計予算（町長提出議案）	17
議案第13号 令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計予算（町長提出議案）	17
議案第14号 令和3年度太子町下水道事業会計予算（町長提出議案）	17
議案第15号 山田財産区管理委員の選任について同意を求める件（町長提出議案）	21
請願第1号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願	22

諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会、大阪広域水道企業団議会） …	23
散 会 ……………	27

第2日（3月23日）

開 議 ……………	31
一般質問 ……………	31
議案第16号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案） ……………	86
議案第17号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第11号）（町長提出議案） ……………	87
議案第18号 令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）（町長提出議案） ……………	87
議案第19号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第1号）（町長提出議案） ……………	87
議案第20号 令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（町長提出議案） ……………	87
散 会 ……………	90

第3日（3月25日）

開 議 ……………	94
議員提出議案第2号 藤原幹副町長に対する辞職勧告決議 ……………	94
議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告） ……………	105
議案第2号 太子町国民健康保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告） ……………	105
議案第3号 太子町介護保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告） …	105
議案第4号 太子町消防団条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告） ……………	105
議案第5号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第10号）（予算常任委員長報告） ……………	105
議案第6号 令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	

	(福祉文教常任委員長報告) ……………	105
議案第7号	令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (福祉文教常任委員長報告) ……………	105
議案第8号	令和3年度太子町一般会計予算(予算常任委員長報告) ……………	105
議案第9号	令和3年度太子町国民健康保険特別会計予算(福祉文教常任 委員長報告) ……………	105
議案第10号	令和3年度太子町山田財産区特別会計予算(総務まちづくり 常任委員長報告) ……………	105
議案第11号	令和3年度太子町春日財産区特別会計予算(総務まちづくり 常任委員長報告) ……………	105
議案第12号	令和3年度太子町介護保険特別会計予算(福祉文教常任委員 長報告) ……………	105
議案第13号	令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計予算(福祉文教常 任委員長報告) ……………	105
議案第14号	令和3年度太子町下水道事業会計予算(総務まちづくり常任 委員長報告) ……………	105
議案第16号	太子町国民健康保険条例中改正の件(町長提出議案) ……………	128
議案第17号	令和2年度太子町一般会計補正予算(第11号)(予算常任 委員長報告) ……………	128
議案第18号	令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算(第3号)(町 長提出議案) ……………	128
議案第19号	令和3年度太子町一般会計補正予算(第1号)(予算常任委 員長報告) ……………	128
議案第20号	令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) (町長提出議案) ……………	128
議員提出議案第1号	太子町議会会議規則中改正の件(議員提出議案) ……	130
請願第1号	日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意 見書の提出を求める請願(総務まちづくり常任委員長報告) …	132
	閉会中の継続審査の申し出について……………	135
閉会	……………	136

【第 1 日】

令和3年 第1回太子町議会定例会会議録

令和3年3月2日(火) 午前 9時30分開会

◎出席議員(10名)

1番	斧田秀明君	6番	辻本馨君
2番	建石良明君	7番	中村直幸君
3番	西田いく子君	8番	森田忠彦君
4番	藤井千代美君	9番	山田強君
5番	辻本博之君	10番	村井浩二君

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	住民人権課長	吉田雅樹君
副町長	藤原幹君	危機管理課長	村上正規君
教育長	勝良憲治君	観光産業課長	西本武史君
総務部長	小角孝彦君	地域整備課長	堀内孝茂君
まちづくり推進部長	村上正規君	生活環境課長	辻本知也君
健康福祉部長	子安逸二君	子育て支援課長	小路展裕君
教育次長	池田貴則君	福祉課長	松岡健一君
秘書課長	東條信也君	高齢介護課長	武部勝浩君
総務政策課長	奥埜哲生君	健康増進課長	松井靖君
財政課長	小角孝彦君	保険医療課長	子安逸二君
会計管理者 兼会計課長	林達也君	教育総務課長	池田貴則君
税務課長	林達也君	生涯学習課長	鳥取勝憲君

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 木下雄平

◎議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 報告第1号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第4 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第5 議案第2号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第6 議案第3号 太子町介護保険条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第7 議案第4号 太子町消防団条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第8 議案第5号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第10号）（町長提出議案）
- 日程第9 議案第6号 令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（町長提出議案）
- 日程第10 議案第7号 令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（町長提出議案）
- 日程第11 議案第8号 令和3年度太子町一般会計予算（町長提出議案）
- 日程第12 議案第9号 令和3年度太子町国民健康保険特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第13 議案第10号 令和3年度太子町山田財産区特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第14 議案第11号 令和3年度太子町春日財産区特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第15 議案第12号 令和3年度太子町介護保険特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第16 議案第13号 令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第17 議案第14号 令和3年度太子町下水道事業会計予算（町長提出議案）
- 日程第18 議案第15号 山田財産区管理委員の選任について同意を求める件（町長提出議案）
- 日程第19 請願第1号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願
- 日程第20 諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会、大阪広域水道企業団議会）

○議長（村井浩二君） 皆さん、おはようございます。

本日、第1回定例会が招集されました。皆様におかれましては、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症におきましては、大阪府の緊急事態宣言は解除となりましたが、いまだ予断を許さぬ状況であり、新型コロナウイルスワクチンの接種も医療従事者から順次開始されております。本町においては、来月には聖火リレーをはじめ、太子聖燈会の開催が予定されているなど、明るい話題も出始め、光明が見えつつあります。

しかし、いまだ日々、最前線においては、懸命に職務を遂行されている医療従事者の方々におかれましては、本当に頭の下がる思いであると共に、深く感謝の意を表します。感染された方々に対しましては、一刻も早い回復をご祈念申し上げますと共に、又、全国においてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますと共に、ご遺族の皆様にご丁寧に御悔やみを申し上げます。

又、本定例会におきましても、新型コロナウイルス感染症への対応として、理事者側の出席を最少限の人数とするほか、議員、職員及び傍聴者においては、マスクの着用を必須とすることにしておりますので、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

（開会 午前 9時30分）

○議長（村井浩二君） 本日は全員出席していただいておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、令和3年第1回太子町議会定例会を開会いたします。

中村議員の発言を許します。

○7番（中村直幸君） 去る2月22日に株式会社F.C.大阪と我が町太子町との包括連携協定について疑義があります。よって、この詳細な説明を求めるため、動議による、暫時休憩を求めます。

○議長（村井浩二君） 建石議員の発言を許します。

○2番（建石良明君） 今回の動議の内容をもうちょっと詳しく説明していただきたい。でないと、せっかくこの当初議案の定例会においても、大事な議会において、きちっとした議論をするのに、そうした冒頭から緊急動議を出されて、明確なあれがないのに、緊急を発するという事は、僕はちょっと納得がいかないので、これ以上、詳細に説明をお願いできますか。

○議長（村井浩二君） それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせします。

（午前 9時34分 休憩）

（午後 3時00分 再開）

○議長（村井浩二君） それでは、再開いたします。

本日は、傍聴人におかれましては、お忙しい中、又、足元の悪い中、議会開会に当たりまして、多数傍聴、お越しいただいたにもかかわらず、開会するや否や暫時休憩とさせていただきます、議会運営委員会及び議員全員協議会を開催させていただきました。その間、本会議は長時間の休憩となり、誠に申し訳ございませんでした。第1回定例会の議事を運営する上で必要と判断した上のことでございますので、何とぞご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、改めまして、町長より開会の挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和3年第1回定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

この冬は、例年に比べ寒暖の差が激しく、立春が過ぎても真冬に戻ったような日もありましたが、日増しに暖くなる日差しに春の訪れを感じる時節となってきたところがございます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会へ提出いたします案件でございますが、まず報告といたしまして、令和2年度太子町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の件の1件、条例案としまして、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件ほか3件、予算案といたしまして、補正予算案で、令和2年度太子町一般会計補正予算（第10号）ほか2件、当初予算案としまして、令和3年度太子町一般会計予算ほか6件、人事案件としまして、山田財産区管理委員の選任について同意を求める件の1件、以上合わせまして16件でございます。

尚、施政方針につきましては、この後、発表させていただきたいと存じます。又、各議案の内容につきましても、改めてご説明をさせていただきます。

尚、株式会社F.C.大阪との包括連携協定の締結に際しては、議会軽視の意図は毛頭ありませんでしたが、配慮に欠ける結果となり、今後はこのようなことがないよう町政

運営に努めてまいります。

各議案につきましては、何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決、ご同意賜りますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○議長（村井浩二君） 議事に入る前に、町長より令和3年度施政方針について発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

○町長（田中祐二君） それでは、施政方針を申し述べます。

令和3年第1回太子町議会定例会の開会に当たり、令和3年度当初予算並びに諸案件のご審議をお願いするにつき、町政に取り組む所信の一端を申し述べ、委員の皆様をはじめ、住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年4月の町長就任以来、太子町の町政運営を進めてまいりましたが、この間、全世界で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症への対策としまして、住民の皆様の生命、健康、生活を守るための様々な取組を議会の皆様にもご協力いただきながら実施をまいりました。新年度におきましても、ウィズコロナの新しい生活様式への移行についての取組と併せまして、4月から予定されている65歳以上の高齢者への新型コロナウイルスワクチンの接種につきましても、円滑に進むよう、富田林医師会などと連携を取りながらしっかりと準備を進めてまいります。

さて、今年度は東京2020オリンピック・パラリンピックの開催の年であり、太子町は府内町村で唯一、聖火リレーが通過いたします。更に、聖徳太子没後1400年となる年で、叡福寺や西方院等で様々な記念事業が実施されるなど、本町におけるビッグイベントが開催される年となります。

いまだ予断を許さない新型コロナウイルス感染症の影響が危惧される中ではありますが、これらのビッグイベントを機に一層の本町の知名度アップに取り組み、地域の活性化も併せて進めてまいりたいと考えております。

又、本町におきましても、多くの自治体が抱える共通の課題でもあります少子高齢化の進行と人口減少を常に意識しながら施策を進めることが求められるところではありますが、去る2月22日に開催されました太子町総合計画審議会におきまして、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする第5次太子町総合計画後期基本計画について答申を受けたところであり、引き続き総合計画に掲げる将来像の実現並びに5つ

の基本目標の達成に向け、施策を着実に進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本年3月11日で、あの東日本大震災から10年となりますが、その余震とも言われる震度6を超える地震が2月13日に宮城県、福島県を中心に発生しました。このような中、国におきましては、震災の経験も教訓とし、地震のみならず様々な災害に対応する、強く、しなやかな国民生活の実現に向け国土強靱化における取組が進められているところであります。

又、国の令和3年度予算においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に万全を期しつつ、デジタルの社会、グリーン社会、活力ある地方、少子化対策など、全世代型社会保障制度等といった中長期的な課題にも対応する予算とされています。

大阪府におきましては、令和3年度を2025年大阪・関西万博を見据え、大阪が強い自治体として、新型コロナウイルス感染症から府民の命と暮らしを守りつつ、世界の中で躍動し、成長し続ける大阪の実現に向けた取組を着実に進める年とし、まずコロナとの共存を前提に、誰一人取り残さないというSDGsの理念を踏まえ、感染拡大の防止と社会経済活動維持の両立に全力で取り組むと共に、併せて、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の加速などの新たな潮流にも対応し、大阪経済、府民生活を回復軌道に乗せながら、コロナの危機を乗り越えた先にある大阪の未来をつくっていくこととしています。

本町におきましても、人口減少と共に少子化、超高齢社会が進展するという問題を抱え、ますます厳しい財政運営が強いられることが見込まれる中ではありますが、ポストコロナにおける住民の皆様の生活を見据え、国や府の施策等を協調して、町政運営を進めてまいります。

又、第5次総合計画に掲げる将来像、人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ和のまちたいしを実現すると共に、効果的に事業を展開するため、選択と集中の考えの下、持続可能なまちづくりを目指してまいりますので、議員の皆様をはじめ、住民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本町の令和3年度当初予算（案）につきましても、財政収支改善に向けた目標値を設定し、シーリングによる歳出の削減を図ると共に、第5次総合計画に掲げる基本計画に即し、事業の優先度や必要性、又、効率性などを十分精査した上で予算編成を行ったところでございます。

令和3年度の各会計予算は、一般会計では56億3千880万2千円、特別会計と下水道企業会計の合計では35億1千610万6千円となり、全会計総計では91億5千490万8千円となりました。

尚、当初予算（案）につきましては、提案理由の中で説明いたしますが、ここでは主な施策を第5次総合計画の柱に沿ってご説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

それではまず、心健やかで、元気に暮らせるまちづくりについてであります。

少子高齢化が進展する中、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援により、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進すると共に、住民が健康に暮らせる体制の充実に取り組んでまいります。

児童虐待防止の強化に向け、全ての子どもとその家庭及び妊婦の方などの実情を把握し、子どもに関する相談全般から通所、在宅支援を中心とした、より専門的な相談体制の構築や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までの機能を担う、子ども家庭総合支援拠点の運営について、社会福祉士を配置した上で行ってまいります。

又、産前産後の体調不良により、育児、家事が難しく、支援もない家庭に対して、ヘルパーを派遣することで肉体的、精神的負担を軽減することにより、安全、安心な妊娠から出産、子育ての支援を行うなど、妊娠出産包括支援事業に取り組んでまいります。

更に、子ども医療費助成につきましては、令和3年1月から対象を高校卒業の年齢まで拡充したところであり、より安心して子育てができる環境を整えてまいります。

次に、結婚に伴う経済的負担の軽減を目的として、新婚世帯に対し、新生活のスタートアップに係る経費の支援を行う補助金につきまして、より多くの方が活用できるよう対象要件の緩和を行ってまいります。又、子育て世代の転入や高齢者世帯が安心して暮らせる環境づくりを行うために、町内の親元への同居や近居に対する住宅取得等に係る経費の補助につきましては、申請等の手続きの簡略化や町内転居を対象とするなど、制度の拡充を行った上で継続してまいります。

又、高齢者に対する取組としましては、後期高齢者移行前後における保健事業の継続性の課題とフレイル状態に起因する疾病予防や高齢者の生活機能面でのニーズへの対応のため、介護予防と連携した、よりきめ細やかな保健事業を実施してまいります。

続きまして、支え合い、安心して暮らせるまちづくりについてであります。

地域住民が安全、安心に暮らすための基盤となる施設や環境の整備を行ってまいりま

す。町の安全性、快適性の向上の取組としての空き家対策につきましては、その利活用が図られるよう、今年1月に空き家バンク制度を創設しており、今後、この制度を有効活用するなど、空き家の活用と住環境の整備を進めると共に、都市基盤である下水道施設について調査、点検、更新を行い、老朽化対策を計画的に進めてまいります。

又、景観の向上を図る取組として、現在、竹内街道周辺区域において景観計画区域の策定を行っており、叡福寺周辺区域と併せて、住民との協働による景観まちづくりを引き続き進めてまいります。

更に、暮らしの利便性に関しましては、地域公共交通網形成計画に基づき、昨年6月から開始しておりますコミュニティバスの実証運行につきまして、地域に即した持続可能な地域公共交通の構築を目指し、引き続き地域公共交通会議において協議等を進めてまいります。

そして、防災につきましては、太子町地域防災計画及び新たに策定しました太子町国土強靱化地域計画に基づき、引き続き災害に強いまちづくりを進めてまいります。そのような中、近年の消防団活動につきましては、火災のみならず、行方不明者の捜索や災害対応など、多種多様化する一方で、深刻な担い手不足に直面しています。こうした状況を改善するため、機能別消防団員制度を導入することにより、一定年数以上の経験を有する元消防団員等をOB団員として活躍できるようにし、消防団員の確保に努め、消防力及び防災力の強化を図ってまいります。

続きまして、活力と魅力にあふれる、個性豊かなまちづくりについてであります。

人口減少への対応として、安定した経済活動が行われることが必要であり、産業の振興や交流機能の向上により、地域の活力向上を図ってまいります。

皆様ご存じのように、太子町には町名の由来であります聖徳太子御廟をはじめとする歴史、文化遺産、又、二上山をはじめとする豊かな自然が存在します。竹内街道につきましては、日本遺産に認定されているところであります。

今年、聖徳太子没後1400年の節目の年であり、聖徳太子没後1400年記念実行委員会におきまして、記念シンポジウムの開催や近畿日本鉄道株式会社等と連携した歴史ウォークの実施など、様々なイベントが計画されているところですが、町としましても、行政の立場からの役割を果たしながら共に取り組み、そして本町の観光振興につなげてまいります。

又、ポストコロナ時において、本町を訪れる観光客の皆様が気軽に立ち寄れる場所の

創出として、竹内街道周辺区域及び叡福寺周辺区域での空き家、空き店舗となった古民家を活用した飲食店舗の開業について支援を行ってまいります。

そして、本町の産業発展への取組としまして、町内での起業や創業を考えている事業者に対して支援を行い、新規の事業者を誘致することにより、地域経済の発展と雇用の促進につなげてまいります。

続きまして、豊かな自然・歴史と共に育つ、誇りあるまちづくりについてであります。地域に愛着と誇りを持ち、地域を支える人材の育成を行ってまいります。

社会のグローバル化に伴い、英語をはじめとする外国語の習得が必須となってきており、本町におきましても、小中学校における外国語活動の取組などを引き続き推進すると共に、英語検定試験を活用することにより、学習到達度の客観性を確保してまいります。英語検定試験の活用につきましては、令和3年度から小学5、6年生にも拡大すると共に、私立の小中学校に進学した児童生徒も含めて、検定料の補助、助成を行ってまいります。

(仮称)生涯学習施設の整備を進めるに当たりましては、私が町長に就任して以来、様々な視点による検証を改めて行った上で、議員の皆様にもご理解をいただき、現在建設工事を進めておりますが、今後、この施設を最大限に有効活用するため、その運営方法や活用方法等について、引き続き検討を進めてまいります。

国指定史跡二子塚古墳につきましては、その保存、活用について検討を進め、史跡としての環境整備を行うことにより、適切な保存管理を行うと共に、地域の歴史を学ぶ場となるよう活用の推進を図ってまいります。又、災害時における活用や公園機能を併せ持った憩いの場ともなること、加えて、観光客誘致の拠点としての役割があることなどにつきましても、住民の皆様にご理解を求めつつ進めてまいりたいと思います。

最後に、みんなで歩む協働のまちづくりについてであります。

今後、本町におきましても、人口減少、少子高齢化の進展や、更には社会経済情勢の変化や住民のライフスタイルの変化によるニーズの多様化が行政の運営に影響を及ぼすことが明らかであることから、引き続き住民をはじめ、多様な主体との信頼関係に基づく連携、協働のまちづくりを進めてまいります。

住民の皆様とは、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を見極めながら、住民の皆様の生の声をお聞きできるようタウンミーティングを開催してまいります。

又、公民連携の取組としましては、2月22日に本町と株式会社F.C.大阪は、太子

町のPR、地域活性化、子ども・福祉、スポーツ・健康、DX（デジタル・トランスフォーメーション）など、5分野にわたる連携と協働に関する包括連携協定を締結いたしました。

株式会社F.C.大阪は、その名の示すとおり、大阪のプロサッカークラブを運営する会社ですが、クラブ活動を通じて大阪を盛り上げようをコンセプトに活動され、既に大阪府を含む府内の複数の市町村と連携協定を締結されております。地方創生を通じて、個性豊かで魅力ある地域社会の実現等に向けた取組が進む中、今回の包括連携協定により、多くの分野において、連携、協働を促進し、地域の活性化及び住民サービスの向上を図ってまいります。

又、第5次総合計画における後期基本計画をはじめとする各種計画を確実に進め、そして全ての事業を定期的に検証する事業評価制度を進めていくことにより、次世代に向けて持続可能な暮らしやすいまちづくりを行うための健全な財政運営の確立に向け、行財政改革に継続して取り組んでまいります。

以上、今議会に提案しております予算（案）を中心に、今後、取り組む新たな施策、事業についてご説明を申し上げます。

最後になりますが、各施策につきましては、町単独で行えるものもありますが、その多くが国や大阪府の支援が欠かせない状況でございます。本町のような小さな町では、とりわけ大阪府との連携を密にして施策を推進することが重要であると考えております。又、持続可能ということでは、国連のサミットで採択された持続可能な開発目標、SDGsを取り入れた施策を町政全般にわたって展開してまいりたいと考えております。

そして、第5次太子町総合計画を柱にしつつ、Change！笑顔あふれる太子町に！！をコンセプトに、新たな挑戦を継続していく所存でございますので、議会並びに住民の皆様には、尚一層のご理解とご協力、そしてご支援を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。私の令和3年度の町政運営に対する施政方針といたします。

○議長（村井浩二君） それでは、直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

○議長（村井浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、辻本博之議員、6番、辻本馨議員を指名いたします。

○議長（村井浩二君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

今回の定例会につきましては、2月24日に開催されました議会運営委員会におきまして、検討いただきました結果、会期は本日3月2日から25日までの24日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日より3月25日までの24日間と決定いたしました。

尚、定例会の運営予定ですが、お手元に配布しておりますとおり、本日は、提出された全ての議案及び請願を上程いたしまして、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させていただきたいと思っております。ただし、日程第3、報告第1号及び日程第18、議案第15号につきましては、本日、全員審議でお願いいたします。

次に、委員会の日程ですが、3日と10日に総務まちづくり常任委員会を、4日と11日に福祉文教常任委員会を、5日と8日に予算常任委員会をそれぞれ開催していただきます。

尚、審議が残りましたら、16日の予備日を当てていただきたいと思います。

又、追加議案等がございましたら、18日に議会運営委員会と議員全員協議会を予定しますので、よろしくお願いたします。

23日に一般質問で本会議を再開させていただきますが、この一般質問の通告締切りにつきましては、9日の正午とさせていただきます。

25日に最終本会議を開催させていただきますして、それぞれの付託案件について委員長報告を受け、議決を賜る予定でございます。

次に、諸般の報告でございますが、本日は、監査の報告、南河内環境事業組合議会の報告、大阪広域水道企業団議会の報告の3件を行っていただく予定をしております。

尚、本会議の再開通知は省略とさせていただきますので、ご出席のほどをよろしくお願いたします。

又、本定例会までに受理されました陳情・要望書等につきましては、議員全員協議会にて、その取扱いを決めていただき、措置したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（村井浩二君） 日程第3、報告第1号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の件、これを議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） 報告第1号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額からそれぞれ7千520万2千円を減額し、総額を73億5千492万9千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず歳出としましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、早急に実施すべき対策及び支援事業について予算措置を行うと共に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に要する経費の予算措置及びこれまで実施してまいりました対策事業の精査を併せて行うものでございます。

一方、歳入につきましては、歳出増額等に伴う財源としまして、国庫支出金で予算措置を行い、財政調整基金繰入金にて財源を調整しております。

本補正予算は、早急な対応が必要であることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年2月10日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、本議会にご報告申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま、報告がありました。

お諮りいたします。

報告第1号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

報告第1号を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の件は、報告のとおり承認されました。

○議長（村井浩二君） 日程第4、議案第1号から日程第7、議案第4号まで、これら4件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） 議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在、一般職の職員が下位の職務級へ降格した場合、降格した級の同額、又は同額がないときは、直近下位の額の号給としておりますが、今般、職員組合との労使交渉が調いましたことから、国家公務員制度に準拠した降格時号給対応表により、号給を決定するための改正を行うものでございます。又、併せて、国及び他の地方公共団体との整合を図るため、等級別基準職務表の3級及び4級の職務名称の見直しを行うものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第2号、太子町国民健康保険条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、大阪府国民健康保険運営方針に定める基準に基づき、国民健康保険料の賦課限度額を改正するほか、同運営方針に基づく、公費による激変緩和措置の変更に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、中間所得者層の負担を軽減するため、令和3年度の国民

健康保険料、医療分及び介護納付金分の保険料賦課限度額を大阪府の統一基準に改めるものでございます。又、統一保険料率の引下げのために、激変緩和措置の対象市町村を府内全市町村に拡大することに伴う経過措置を規定するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号、太子町介護保険条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、令和3年度から令和5年度までの太子町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定に伴う保険料率の改定等を行うものでございます。

改正の内容でございますが、令和3年度から令和5年度までの介護保険料基準額を年額7万7千760円とし、平成30年度から令和2年度までの第7期の基準額に比べ3千960円の増額とするものでございます。

又、介護保険法施行規則の改正により、第1号被保険者の保険料設定における令和3年度から令和5年度までの第6段階、第7段階、第8段階及び第9段階の基準となる所得金額の見直しに伴い、本条例においても基準所得金額の見直し及び字句の修正を行うものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 議案第4号、太子町消防団条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、その者の能力や事情に応じて、特定の職務に限って従事させることができる機能別消防団員制度を創設することにより、一定年数以上の経験を有する者をOB団員として任用できるようにするものでございます。

改正の内容ですが、機能別消防団員の任命条件として、基本消防団員の任命条件に該当し、かつ5年以上の経験を有する70歳未満の元消防団員、又は消防吏員とし、報酬として年額1万円を支給するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案の理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件、議案第4号、太子町消防団条例中改正の件の2件は総務まちづくり常任委員会に付託いたします。議案第2号、太子町国民健康保険条例中改正の件、議案第3号、太子町介護保険条例中改正の件の2件は福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（村井浩二君） 日程第8、議案第5号から日程第10、議案第7号まで、これら3件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） 議案第5号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第10号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額からそれぞれ1億2千342万8千円を減額し、総額を72億3千150万1千円とするものであります。

本補正予算の主な内容でございますが、まず歳出につきましては、保育所入所委託費や報酬改定に伴う障がい者助成給付システム改修に係る経費、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う小児救急医療事業及び富田林休日診療所の負担金を増額すると共に、年度末を迎え、各種事業費の精査に伴う減額を行っております。

一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源措置を行い、又、新型コロナウイルス感染症などの影響に伴う町税の減及び事業費等の精査に伴い、国、府支出金、繰入金及び町債などの精査を併せて行うと共に、財政調整基金繰入金で財源調整をしております。

尚、東京2020オリンピック聖火リレー運営事業、住民登録事業及び健康増進計画、食育基本計画策定事業に係る経費について、年度内にその支出が終わらない見込みのあるものとして、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費として措置しております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第6号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ1千55万2千円を追加し、総額を14億6千960万1千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容ですが、まず歳出につきましては、保険給付費の増加による一般被保険者療養費及び一般被保険者高額療養費の予算に不足が見込まれることから、それぞれ増額いたしております。

一方、歳入につきましては、保険給付費が増額となったことによる財源措置として、府支出金で保険給付費等交付金、普通交付金を増額いたしております。

又、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者を対象とした保険料減免を行ったことに伴い、国民健康保険料を減額する一方で、国庫補助金等を増額する歳入予算の組替えを行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第7号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額に695万円を追加し、総額を2億2千981万8千円とするものであります。

本補正予算の主な内容ですが、まず歳出につきましては、被保険者数や所得が当初予算編成時の見込みを上回る増加となり、後期高齢者医療保険料を広域連合に納付するための予算である広域連合納付金に不足を生じることとなったことから、増額を行うものでございます。

一方、歳入につきましては、同様の理由から、後期高齢者医療保険料を増額する措置を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第5号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第10号）は予算常任委員会に付託いたします。議案第6号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第7号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2件は福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（村井浩二君） 日程第11、議案第8号から日程第17、議案第14号まで、これら7件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） 議案第8号、令和3年度太子町一般会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和3年度予算は、第5次総合計画に上げた、人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ和のまちたいしの基本理念に基づき、編成しております。本予算の総額は、歳入歳出それぞれ56億3千880万2千円で、前年度比5億5千381万5千円、10.9%の増となっております。

歳入につきましては、予算編成の柱となります町税では、町民税や市町村たばこ税の減により、前年度比5千967万1千円の減の13億6千642万9千円を計上しております。

又、地方交付税につきましては、地方財政計画や過去の交付額実績等を勘案し、前年度比4千万円増の15億2千万円を計上しております。

歳出につきましては、新規事業としまして、子ども家庭総合支援拠点運営事業、妊産婦を対象としたヘルパー派遣事業、創業支援補助事業、英語検定試験検定料助成事業の拡充、機能別消防団員の採用のほか、継続事業としまして、生涯学習施設等整備事業、国指定史跡二子塚古墳保存整備事業などについて本予算に計上しております。

以上のとおり、本予算を提案する次第でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第9号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億837万7千円で、前年度に比べ6千619万6千円、4.6%の増となっております。

歳入につきましては、保険料で被保険者数の減少があるものの、1人当たりの医療費が年々増加していることから、前年度に比べ418万3千円増の3億1千251万円を計上いたしております。

又、府支出金では、保険給付費の増加により、前年度に比べ6千651万3千円増の10億7千946万6千円を計上しております。

歳出につきましては、本町が収納しました保険料や保険基盤安定繰入金等を大阪府に納付する国保事業費納付金が保険料と同様に1人当たりの医療費の増加などの影響により、昨年度に比べ393万円増の4億2千814万4千円を計上いたしております。

次に、歳出の大半を占めます保険給付費につきましては、過去の実績等を考慮し、1人当たり医療費を今年度の見込みに比べ、約3%程度の増を見込んでおり、前年度に比べ6千48万3千円増の10億1千46万5千円を計上いたしております。又、保健事業費では、特定健診や特定保健指導、人間ドッグの助成経費などを計上しております。

以上のとおり、本予算を提案する次第であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） 議案第10号、令和3年度太子町山田財産区特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ414万6千円で、前年度比3.6%の減となっております。

歳入につきましては、下請料及びN T T用地賃貸料などの財産収入及び基金繰入金などを計上しております。

又、歳出につきましては、財産の管理に係る費用などを計上しております。

以上のとおり、本予算を本議会に提案するものでございます。何とぞよろしくご審議

の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号、令和3年度太子町春日財産区特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ90万7千円で、前年度比0.4%の減となっております。

歳入につきましては、基金利子や財産貸付収入及び基金繰入金などを計上しております。

歳出につきましては、財産の管理に係る費用などを計上しております。

以上のとおり、本予算を本議会に提案する次第でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第12号、令和3年度太子町介護保険特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億8千293万4千円で、前年度に比べ5千81万6千円、3.8%の増となっております。

歳入につきましては、保険料のほか、負担金及び交付金等を介護給付費等に伴うそれぞれの負担割合により計上いたしております。

歳出につきましては、予算の大半を占める保険給付費で、介護サービスの利用増加等により、前年度に比べ4.3%増の12億7千127万8千円を計上いたしております。

又、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業及び包括的支援事業などの地域支援事業費は8千149万1千円を計上いたしております。

以上のとおり、本予算を提案する次第であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第13号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2千871万8千円で、前年度に比べ684万円で、3.1%の増となっております。

歳入につきましては、保険料及び一般会計からの繰入金などを計上いたしております。

又、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金及び収納に係る事務費

等を計上いたしております。

以上のとおり、本予算を提案するものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 議案第14号、令和3年度太子町下水道事業会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の内容でございますが、まず収益的収支につきましては、収入で3億1千940万円となっております。

主な内容としましては、下水道使用料、補助金などを計上しております。

支出で3億1千821万7千円、主なものといたしましては、人件費、流域下水道維持管理負担金、企業債支払い利子などを計上しております。

次に、資本的収支でございますが、収入で1億6千992万4千円、主なものとしまして、企業債他会計繰出金、国庫補助金などを計上しております。

支出で2億6千474万6千円、建設改良費と企業債元金償還金を計上いたしております。

尚、資本的収支で不足する額につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

以上のとおり、本予算を提案する次第であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第8号、令和3年度太子町一般会計予算は予算常任委員会に付託いたします。議案第9号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計予算、議案第12号、令和3年度太子町介護保険特別会計予算、議案第13号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計予算の3件は福祉文教常任委員会に付託いたします。議案第10号、令和3年度太子町

山田財産区特別会計予算、議案第11号、令和3年度太子町春日財産区特別会計予算、議案第14号、令和3年度太子町下水道事業会計予算の3件は総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

○議長（村井浩二君） 次に、日程第18、議案第15号、山田財産区管理委員の選任について同意を求める件、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 議案第15号、山田財産区管理委員の選任について同意を求める件の提案理由を申し上げます。

この度、山田財産区管理委員が令和3年3月31日をもって任期満了となることに伴い、地方自治法第296条の2及び山田財産区管理会設置条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

尚、任期につきましては、令和3年4月1日から令和7年3月31日まででございます。何とぞよろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第15号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員会付託を省略いたします。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第15号を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号、山田財産区管理委員の選任について同意を求める件は、原案どおり同意されました。

○議長（村井浩二君） 次に、日程第19、請願第1号、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願、これを議題といたします。

請願の紹介議員に説明を求めます。

西田議員。

○3番（西田いく子君） 請願第1号、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願についてご説明させていただきます。

提出者は、平和と生活をむすぶ会、湯川恭氏ほか2名より、この請願を受けております。その紹介議員として説明させていただきます。説明は、請願趣旨に沿って、説明させていただきます。

請願趣旨。

広島、長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択され、本年、2021年1月22日、ついに同条約は発効しました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪しました。核兵器は今や不道德であるだけでなく、歴史上、初めて違法なものとなったのです。条約はその前文において、全廃こそがいかなる状況においても核兵器が二度と使われないことを保障する唯一の方法であるとして、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用、そして威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動禁止し、抜け穴を許さないものとなっています。又、条約は、核保有国の条約参加への道を規定し、同時に被爆者や核実験被爆者、被害者、被爆者への援助の責任も明確にしています。

このように、核兵器禁止条約は、世界の被爆者と共に日本国民が長年にわたり切望してきた核兵器完全撤廃につながる画期的なものです。国連発足の記念日、1945年10月24日発足、2020年10月24日、50ヶ国地域の批准によってスタートし、

今年1月20日に発効した条約は、署名国地域が86に達し、2017年、ノーベル平和賞受賞した国際NGO核廃絶国際キャンペーン（ICAN）は、条約国100への到達を直近の目標としています。にもかかわらず、アメリカの核の傘に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。

私たち太子町民は安心と希望の持てるまちづくりを目指し、二上山の麓より、平和を愛する世界の人々とつながっていきたくと切望します。議会として、日本政府が唯一の戦争被爆国として核兵器完全禁止のため、真剣に努力するあかしとして、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書を提出していただくようお願いいたします。

記。

日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める。

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出してください。

以上、これを説明とし、提案するものです。何とぞご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（村井浩二君） ただいま、請願についての説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

請願第1号、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願は総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

○議長（村井浩二君） 次に、日程第20、諸般の報告を議題といたします。

監査委員より例月出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

山田議員。

○9番（山田 強君） 令和3年第1回南河内環境事業組合議会定例会が去る2月12日に開催されました。つきましては、その内容につき、報告申し上げます。

当日、定例会では8件の提出案件がありました。

1 頁をご覧ください。

報告第 1 号、組合議会議員の異動については、河南町から中川博氏、太子町からは私、山田がそれぞれ就任いたしました。

選挙第 1 号、組合議会副議長の選挙については、任期満了により欠員となっておりました副議長に河南町選出の中川博議員が選出されました。

承認第 1 号については、人事院勧告に伴う期末手当支給割合の改定を行うもので、令和 2 年 1 月 30 日付、専決処分されたものについて承認されました。

議案第 1 号、南河内環境事業組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定については、富田林市の道路占有料条例の改正に伴い、その一部を準用している組合の本条例についても所要の改正を行うもので、原案どおり可決されました。

尚、施行期日は令和 3 年 4 月 1 日となっています。

議案第 2 号、第 1 清掃工場粗大ごみ処理施設火災事故復旧更新工事請負変更契約締結については、工事仕様変更による変更契約を行うもので、原案のとおり可決されました。

尚、契約金額、相手方は記載のとおりでございます。

2 頁をご覧ください。

議案第 3 号、令和 2 年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第 3 号）については、資源再生センター基幹改良事業費、清掃工場業務管理費及び職員人件費について、必要な処置を講じるために行う補正で、原案どおり可決されました。歳入歳出については、記載のとおりでございます。

議案第 4 号、令和 3 年度南河内環境事業組合一般会計予算については、科目別の内訳は省略させていただきますが、予算規模は歳入歳出それぞれ 3 億 9 千 5 百 5 7 万 3 千円、前年度比較において 4 億 5 千 1 百 7 6 万 8 千円の増額となり、原案どおり可決されました。

尚、太子町の分担金及び負担金については 3 頁をお願いします。

令和 3 年度につきましては、ごみの分担金として 6 千 9 百 5 0 万 2 千円、し尿で 2 千 8 百 4 万 3 千円、ごみシールの負担金として 5 0 万 3 千円となっています。

監査報告第 1 号、例月出納検査の結果報告については、監査委員より令和 2 年度の 7 月分から 1 2 月分までの監査報告があり、適正に処理されていたとのことでした。

以上、簡単ですが、令和 3 年第 1 回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長（村井浩二君）　続きまして、大阪広域水道企業団議会の報告を求めます。

西田議員。

○3番（西田いく子君） 令和3年第1回大阪広域水道企業団議会2月定例会が先日2月16日に開催され、資料1枚目にありますとおり、企業長提出議案が6件及び議員提出議案が1件あり、全て原案どおり可決されました。

それでは、内容のご報告を申し上げます。

1頁をお開きください。

第1号議案、大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件でございます。

藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町の4市町の水道事業の統合に伴っての改正を行う10本の条例について、第1条から第9条で改正を行ったものです。

尚、各条例において経過措置を設けており、これらの条例は、附則において令和3年4月1日から施行するものでございます。

9頁をお開きください。

第2号議案、大阪広域水道企業団水道事業供給条例一部改正の件でございます。

本件は、令和3年4月からの藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に当たり、文言の整備を行うなど、所要の改正を行ったものです。

この条例は、附則において、令和3年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、23頁をお開きください。

第3号議案、令和2年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件でございます。

太子町に言及した部分を説明いたします。

まず、26頁をお開きください。

第2章、市町村域水道事業についてでございます。第2条の収益的収入及び支出ですが、連結の収入は営業外収益の増額があるものの、営業収益の減額により3千116万5千円の減額補正となりました。

29頁をお開きください。

この減額補正のうち、太子水道事業補正額の128万7千円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策に係るシステム改修に伴う基金からの繰入れの増によるものでございます。支出は、営業費用など1億8千961万円の増額補正となっており、この増額補正のうち、太子町水道事業補正額の690万2千円の増額は、受水費の増及び工事実施に伴う固定資産除却費の増によるものでございます。

続いて、33頁をお開きください。

第4号議案、令和2年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件でございますが、太子町は、工業用水道の供給区域ではなく、直接関連することがないため、説明を割愛させていただきます。

続いて、37頁をお開きください。

第5号議案、令和3年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件でございます。

令和3年度当初予算については、令和2年3月に策定した経営戦略2029の施策の方向性に基づき、持続、安全、強靱の観点から、災害に対する安全性の強化や安全で良質な水の安定供給などに必要な予算を計上しているとのことです。又、更なる水道事業の統合に向けた検討、協議をはじめ、各市町水道との連携強化を図るために必要な事業費も引き続き計上したとのことです。

38頁をお開きください。

第5号議案、令和3年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件でございます。

太子町に言及した部分を説明させていただきます。

44頁をお開きください。

太子町水道事業としては、年間総給水量135万1千立方メートルを見込んでおり、主要な事業は、いわき台配水池等における施設更新工事として、改良事業費1億6千325万5千円を計上しています。

63頁をお開きください。

第6号議案、令和3年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件でございますが、太子町は、工業用水道の供水区域ではなく、直接関連することがないため、説明を割愛させていただきます。

続きまして、議員提出の大阪広域水道企業団議会会議規則一部改正の件についてご説明いたします。

67頁をお開きください。

主な改正につきましては、第61条の一般質問の方式について、一問一答方式と一括質問一括答弁方式（3回まで）の選択方式について改めたほか、字句の修正でございます。

以上で、令和3年第1回大阪広域水道企業団議会2月定例会の報告とさせていただきます。

○議長（村井浩二君） 以上で、諸般の報告を終わります。

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を散会といたします。

本日はご苦労さまでございました。

(午後 4時14分 散会)

【第 2 日】

令和3年 第1回太子町議会定例会会議録

令和3年3月23日（火） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧田秀明君	6番	辻本馨君
2番	建石良明君	7番	中村直幸君
3番	西田いく子君	8番	森田忠彦君
4番	藤井千代美君	9番	山田強君
5番	辻本博之君	10番	村井浩二君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	危機管理課長	村上正規君
副町長	藤原幹君	観光産業課長	西本武史君
教育長	勝良憲治君	地域整備課長	堀内孝茂君
総務部長	小角孝彦君	生活環境課長	辻本知也君
まちづくり推進部長	村上正規君	子育て支援課長	小路展裕君
健康福祉部長	子安逸二君	福祉課長	松岡健一君
教育次長	池田貴則君	高齢介護課長	武部勝浩君
秘書課長	東條信也君	保険医療課長	子安逸二君
総務政策課長	奥埜哲生君	教育総務課長	池田貴則君
財政課長	小角孝彦君	生涯学習課長	鳥取勝憲君
住民人権課長	吉田雅樹君	学務指導担当課長	矢野敦則君

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 木下雄平

◎議事日程第2号

日程第1 一般質問

- ・放課後児童会の待機児童を「0」に……………藤井千代美君
- ・太子町の地域防災について……………斧田秀明君
- ・大阪南部高速道路整備について……………中村直幸君
- ・山城バイパスについて…………… 〃
- ・災害発生時の対応力の強化について……………辻本博之君
- ・お悔やみ（案内）コーナーの設置について…………… 〃
- ・避難所の環境改善について……………山田 強君
- ・人・農地プランについて……………建石良明君
- ・府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線（山城バイパス）について…………… 〃
- ・太子町教育大綱……………辻本 馨君
- ・貯金ではなく、介護保険料引き下げを……………西田いく子君
- ・バスの運行は住民の声を最優先に…………… 〃

日程第2 議案第16号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）

日程第3 議案第17号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第11号）（町長提出議案）

日程第4 議案第18号 令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
（町長提出議案）

日程第5 議案第19号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第1号）（町長提出議案）

日程第6 議案第20号 令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
（町長提出議案）

(開会 午前 9時30分)

○議長(村井浩二君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより定例会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(村井浩二君) 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問通告者は、お手元に配布しています一覧表のとおり、8名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして、順次発言を許します。

まず1番目、藤井議員の質問を許します。

藤井議員。

[4番 藤井千代美君 登壇]

○4番(藤井千代美君) おはようございます。

まず、質問に入る前に、お許しをいただきます。新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に心よりお悔やみ申し上げます。感染された方々にお見舞い申し上げますと共に、長期にわたり、住民の命を守るため日々ご尽力いただいている保健・医療関係者の方々や感染症の拡大防止にご協力をいただいている方々に、心よりお礼を申し上げます。

又、この3月、2011年3月11日、東日本大震災が発生し、暮らしと営みが無慈悲に奪われた日から10年の節目を迎えました。巨大津波と東京電力福島第一原発という未曾有の複合災害は、関連死を含めて全国で約1万9千600人の命を奪い、2千528人の行方が今尚分かっていません。お亡くなりになられた方々に心からのお悔やみを申し上げます。今尚ふるさとに帰ることができない被災者の方々の一日も早い復興を願いまして、質問に入らせていただきます。

質問1、通告に基づきまして、放課後児童会の待機児童を「0」にについて質問しま

す。

1985年、衆参両院で学童保育の制度化が採択され、1991年には、厚生労働省放課後児童対策事業が開始されました。2012年に子ども・子育て支援法の策定と共に児童福祉法が改定され、2014年に厚生労働省令放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が策定されて、市町村はこの省令を基に最低基準となる条例を策定しました。又、国は放課後児童クラブ運営指針を策定しました。2015年以降、全国各地の学童保育は、子ども・子育て支援制度によって、市町村の条例基準と運営指針に基づいて運営されています。

太子町での学童保育の歴史は古く、1979年4月、留守家庭児童会として町営で公民館に設置されました。1996年には校区ごとに分かれ、山田教室ができました。太子町でも国の動きに合わせ、2015年、平成27年度3月に太子町子ども・子育て支援事業計画がつくられ、令和2年度から第2期太子町子ども支援事業計画が始まっています。

そこでお尋ねします。この第2期太子町子ども支援事業の中に放課後児童健全育成事業が示されていますが、ここには、量の見込みと確保方策では、令和3年度待機児童がゼロ人となっています。しかし、山田小学校では待機児童が数名いると聞いています。一体何人の児童が待機しているのでしょうか。なぜ待機児童が出るのでしょうか。教室の問題ですか。11月申込み時点で既に40人を超えていたと聞いていますが、では、条例を変えてでも全員を受け入れる努力をしようとは考えなかったのでしょうか。

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業ですと書かれています。

町長は、待機児童が出たことをどのようにお考えですか。どのように対応しようと考えているのでしょうか。働く親御さんにとっては、仕事が続けられるかどうか迫られる深刻な問題です。誰もいない家に子どもだけで留守をさせるのは危険です。子どもを狙った事件もあります。全員を入会させていただいて待機児をゼロにさせていただかないと、保護者も児童も困るのですけれども、いかがお考えでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 放課後児童会の待機児童についてのご質問でございます。

放課後児童会は、町内の小学校に就学している児童で、放課後に保護者が就労等によ

り家庭にいない児童を預かり、遊びや生活の場を提供することで児童の健全育成や安全確保を図るものでございます。

放課後児童会の現状は、2校区で5教室あり、1教室につき定員が各40名で、合計定員が200名となっております。

まず、全体の利用者数としましては、平成31年4月で157名、令和2年4月では168名の入会希望があり、そのうち、磯長4教室124名、山田1教室44名で運営を行ってきたところでございます。

ただし、令和3年4月の入会希望者におきましては、磯長教室が前年度、令和2年度より14人減の110名で全員入会可能となりましたが、ご質問の山田教室の入会希望者は1月末で48名であったことから、特に新1年生及び低学年の児童は環境変化に配慮することが重要と考え、40名の入会を決定いたしました。又、優先利用が国で示されておりますひとり親家庭等につきましても追加することとし、本来40名定員のところ、44名と枠を広げ対応しているところでございます。

その後、ひとり親世帯を含む辞退の申し出に伴い、待機者の追加入会を行ったことで、現在は入会者が44名、待機が3名となっております。

放課後児童会の運営では、国が示す放課後児童会健全育成事業の設備及び運営に関する基準により、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画の面積として、児童1人につき概ね1.65平方メートル以上と、支援員は基準に合った資格を有し、支援の単位ごとに2人以上で構成することとされておりますが、新たな指導員の確保が困難な状況や、児童会の運営における児童の安全面も考慮し、現在対応しているところでございます。

本町といたしましては、子育てしやすいまちの実現のため、子どもたちの安全確保、子どもを持たれている世代の就労支援や子育て支援として、待機児童を解消につきましては懸案事項であるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 2問目。指導員さんの人数が足りないと聞いています。何としても早く指導員さんを確保していただき、子どもたちが学童に通えるようにしていただきたいと思っております。様々な理由はあると思いますが、安心して誇りを持って働けるように、指導員さんの身分保障をすべきです。子どもたちに関わる上で、専門的な知識や技

能を持った正規の職員が必要です。

太子町の事業計画の中にも、放課後児童会の指導員の安定的な確保等、適切な運営に努めることが重要であると書かれています。指導員さんは、非正規ではなく正規職員を採用していただきたいのですが、いかがお考えでしょうか。答弁をお願いします。

40人以上の申込みがあり、待機児童が出ましたでは困ります。町長は、町全体で子どもたちの成長を支える取組を行っていききたいと述べておられます。少子化で子どもの人数は減っていますが、働く親の家庭は増えてきています。全国的には、ここ10年で1.6倍になっています。

保護者の方は、新1年の子どもは学童に入所できましたが、代わりに新4年生は退所させられました。家で過ごすことになり心配です。親としては学童に入所させたい。又、子どもは、学童はみんなと遊べて楽しい、学童に行きたいと言っています。ほかの何人かの保護者の方も、学童に入れなかったので困っているとおっしゃっていました。

学童保育は子どもたち自身が遊びの面白さと人と人のつながりの温かさを感じる場所です。又、働く親が安心して預けられる場所です。もうすぐ4月です。新学期が始まります。ぜひ保護者の方が喜んで子どもたちを学校に送り、学童に行けるようにしていただき、保護者の方を安心させてください。

そこで、田中町長をお願いします。広報たいし1月号の対談で、活気あふれる子育てしやすいまち。子どもたちにはこの激動の時代をしっかりと生き抜く生きる力を身につけてほしい。そのためにも、学力向上はもちろん、町全体で子どもたちの成長を支える取組を行っていききたいと述べておられます。待機児童を放置している状況は、町長が自身の言葉を否定するものになりませんか。もっと優しい気持ちになっていただけませんか。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 引き続き、私のほうからご答弁申し上げます。

現在の放課後児童会の支援員につきましては、非正規ではあるものの、保育士や幼稚園教諭の有資格者を採用しているほか、放課後児童会支援員認定資格研修の受講に係る費用を町で負担するなど、児童会の質の向上に努めているところでございます。

さらに、職場環境の改善や配置替え等により支援員が働きやすい職場づくりにも取り組むことで支援員の確保に努めてまいりましたが、現状において人員不足を解消するには至っておりません。

又、広報紙やハローワーク等により支援員の募集を行っておりますが、応募者数が少なく、慢性的に人員不足になっていることも課題であると認識しております。

本町といたしましては、働きがいのある職場づくり、又、児童会が安全で安定した運営ができるような体制づくりに引き続き努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（村井浩二君） 町長。

○町長（田中祐二君） まず、町といたしましては、放課後児童会に待機児童があることを決して良しとしているわけではございません。ですから、定員を超えてできるだけ受け入れようということで、現在の人数とさせていただいております。しかし、国が示す基準や指導員の確保において、運営における児童の安全面を考慮し、特殊な場合を除いては、これ以上受け入れることは困難と考えております。

町としては、このような事態に至ったのは今回が初めてであり、少子化による児童数の減少が想定される中、引き続き、入会希望者の動向、支援員の確保、保護者の就労状況を鑑み、必要とあれば抜本的な見直しを含め児童会の運営体制の在り方などを研究、調査し、安全、安定した運営ができるように努めてまいります。

○議長（村井浩二君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） よろしく申し上げます。

指導員の役割にふさわしい対応や身分保障がされていないことは大きな課題です。学童保育関係者の粘り強い取組で国による処遇改善事業がつくられてきましたが、国負担は3分の1であり、活用している自治体は僅か2割です。指導員の大半が非正規という不安定雇用の上、半数以上の指導員は年収150万円未満、社会保険に未加入など、劣悪な労働条件のままです。国が財政措置を拡充し、指導員の正規化など抜本的な処遇改善を図ることは急務です。太子町でも指導員が確保できない状況をなくすためにも、正規化を進めるよう要望します。

新型コロナウイルス感染症の影響で、今後の生活の見通しが立っていません。大人の私たちも先の見通しが無いこの状況に疲れています。そのことを敏感に感じ取っている子どもがいます。

学童保育が一人ひとりの子どもにとって生活の場となるためには、子どもが自ら進んで通い続けることができ、家庭と同じような雰囲気の中で過ごすこと、そして、心を許せる仲間や指導員の存在が欠かせません。子どもが学童保育で充実した生活を送ること

は、保護者にとって大きな安心と支えにつながります。

今からでも時間があります。子育て支援に力を入れる太子町と言うのであれば、4月から全員入会できるよう必死に取り組むよう要望して、私の質問を終わります。

○議長（村井浩二君） これにて、藤井議員の質問を終わります。

次に、斧田議員の質問を許します。

斧田議員。

〔1番 斧田秀明君 登壇〕

○1番（斧田秀明君） 議席番号1番、しなが会、斧田秀明でございます。通告に基づきまして、質問させていただきます。

今回、太子町の地域防災についての質問です。理事者におかれましては、適正なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

東日本大震災から10年を迎え、本議会は開会に先立ち、震災でお亡くなりになられた方々のご冥福等をお祈りし、黙禱で始めました。

2月13日には東北の最大震度6強の、又、3月20日には5強の大きな地震がありました。又、九州熊本、近いところでは和歌山県で震度5弱の地震が発生しております。

東北の地震につきましては、10年前の大震災の余震であるとの気象庁の説明を聞きましても、素人考えでは、非常に近いうちに東海・東南海・南海地震などのプレート型巨大地震が近づいているのではないかと不安が高まっております。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症の発生のため、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れられた防災対策を推進する必要が出てまいりました。そこで、太子町ではこれまでの地域防災計画を修正されましたが、その概要について質問します。そして、先ほども述べました南海トラフ地震の発生の対策等について、具体的な体制づくりに取り組まれたことについての答弁もお願いします。その他、消防団員OBの活用や避難所の感染症対策やネットワークなどの取組についてのご答弁を求めます。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） おはようございます。

令和2年度における防災に対する取組といたしましては、本町防災活動の総合的な計画である地域防災計画につきまして、令和元年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化や国の防災基本計画並びに大阪府地域防災計画との整合を図り、

より実効性のある計画とするため修正を行い、新たに策定いたしました。又、過去の災害や毎年のように全国各地で発生する自然災害を教訓とすると共に、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震への対応を踏まえ、本町における国土強靱化に関する施策の推進に関する計画として、太子町国土強靱化地域計画を策定いたしました。

防災体制の整備といたしましては、今後発生が懸念される南海トラフ地震対策として、地域防災計画において、より詳細な南海トラフ地震防災対策推進計画を策定したことに合わせて、災害時職員配備マニュアルにおける初動体制の見直しを行い、災害警戒本部設置における要件として、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときを追加すると共に、災害対策本部B号配備、これは全職員対象、設置における要件として、東南海・南海地震と判定されうる地震が発生したとき又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・注意）が発表されたときとして、体制の強化を図りました。

地域防災の充実といたしましては、現在ご審議いただいておりますが、消防団条例を改正し、消防団において新たに機能別消防団員制度を設け、一定年数以上の経験を有する元消防団員及び消防吏員をOB団員として任用し、消防団員の担い手不足を解消すると共に、地域防災力の強化を図る予定といたしております。

避難受入れ態勢の整備といたしましては、令和元年度に引き続き、本町における指定避難所及び避難場所の案内看板を新しい基準により作成設置し、災害時における避難場所等の周知・明確化を図りました。

緊急物資確保体制といたしましては、以前からご指摘をいただいております災害備蓄品の管理につきましては、水防倉庫、山田小学校体育館及び青少年グラウンド防災倉庫に集約備蓄すると共に、地区集会所にも備蓄を行うなど整理集約を行いました。

一方、新型コロナウイルス感染症対策としては、非接触型体温計、マスク、アルコール消毒液、手洗い石けんや室内テント、簡易ベッド及び空気清浄機の購入を行い、避難所における感染症対策の強化を図ると共に、新型コロナウイルス感染症対応の避難所開設要領を策定して職員に周知すると共に、全職員を対象とした避難所開設訓練を実施いたしました。

その他、災害時における事業者との協定として、燃料供給等に関する協定及び災害時のご遺体の収容等に伴う応急対策活動協力に関する協定を関係事業者と締結いたしました。

今後も健康で生き生きと暮らせる安全で安心なまちの実現に向けて、地域防災の充実

に取り組んでまいります。

○議長（村井浩二君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） ご答弁ありがとうございました。

これまで経験のなかった新型コロナウイルス感染症のための対策や太子町国土強靱化地域計画についての説明がありました。これまでの答弁を聞かせていただきまして感じたところは、以前のような限定的な計画の策定にとどまるのではなく、これまで想定していなかった内容について、役場行政全般の視野に立つことが必要となってきたというふうなことについても理解させていただきました。

又、機能別消防団員制度につきましては、消防団員の担い手不足を解消するだけでなく、地域防災力の強化を図るため、様々な可能性を進めていかなければならないというふうに感じました。

避難受入れ態勢の整備につきましては、令和元年に引き続き、案内看板を新しい基準により設置されたり、緊急物資確保体制では地区集会場等にも備蓄を行うなど、整理集約をされました。

新型コロナウイルス感染症対策としては、関係物品の購入を行ったり、全職員を対象とした避難所開設訓練も実施されました。

その他、災害時における事業者との協定も関係事業者と締結されました。

健康で生き生きと暮らせる安全で安心なまちの実現に向けて、地域防災の充実に着々と進んでおられることが分かりました。

ここで2問目の質問に入らせていただきます。

先ほどのご答弁の中で、計画の見直しや策定に基づいて様々な準備や職員訓練をされておられましたが、その計画が住民の皆さんにまで浸透しているかというふうな形の質問でございます。太子町の自主防災組織の状況や地域防災の取組状況につきまして、取組には大変だったと思いますが、ご答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 計画が住民の皆さんまで浸透しているかのご質問でございます。

今後30年以内に発生する確率が80%と言われている南海トラフ地震による被害が懸念される中で、大規模な津波被害により多数の貴い命が失われた東日本大震災から、今年で早いもので10年が経過しました。又、私たちが生活する関西地方においても2

6年前に阪神・淡路大震災が発生し、阪神地域を中心に大きな被害が発生しました。このような大災害を教訓として、いつ発生するとも分からない災害に対して常に備えを怠らず、防災意識を持ち続けることが必要となります。

本町におきましては、現在、各町会に自主防災組織が組織されており、地域防災活動の要となっていていただいておりますが、阪神・淡路大震災においては、地震直後に生き埋めや建物の下敷きになった場合の救助状況として、自力で脱出した、家族に助けられた、友人・隣人に助けられた及び通行人に助けられた割合が90%に上っており、災害発生直後においては、自分や地域の力で命を守る、いわゆる自助・共助の力が大きく発揮される場として、地域のつながりや住民同士の助け合いがとても大切であることが分かります。

尚、今年度はコロナ禍により活動はできませんでしたが、高齢介護課、福祉課、危機管理課及び社会福祉協議会が連携し、自主防災組織や町会を対象とした地域支え合い勉強会を開催し、防災と自助・共助の大切さをはじめ、避難行動要支援者対策について説明を行うと共に、地域の危険な場所、要支援者の居住場所及び一時避難場所などを記載した地域支え合いマップを作成するなど、啓発活動を行ってまいりました。

しかしながら、参加は一部住民にとどまり、加えて、町会加入率も年々低下しており、全ての住民の皆様には防災意識の啓発が十分行われているとは言えない状況となっていることから、引き続き、ホームページ等を活用した啓発をより進めてまいります。

尚、来年度において、避難勧告の名称変更や浸水区域の見直しを受け、新たに防災マップの更新を計画予定しており、全ご家庭に配布する予定としております。これを1つの契機として、地域の皆様をはじめ、町会未加入者への防災意識の啓発方法及び自主防災組織の更なる育成について検討してまいりたいと考えます。

○議長（村井浩二君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） ご答弁ありがとうございます。

昨年は特に、新型コロナウイルスの感染症の影響で人が集まることができないというふうな状況もありまして、非常に大変だったと思います。ご答弁の中にもありましたけれども、過去の事例では、地震発生直後の救助の状況は、ほとんどが自力や家族、隣人通行人という状況だというふうなご説明がありました。この事実を住民の皆さんに本当に知っていただく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

そして、予防策としては、発生直後、家具などに押し潰されないための対策というふ

うなものも必要ですし、それができているかどうか、又、高齢によりそういうふうなものがない場合については、ご近所さんとのそういう連携が取れているかどうかというふうなものにつきましても、これから取り組まないといけないと思われることは山ほどあります。

ここで私が言いたいことは、計画やマニュアルを完全なものにしたとしても、行政の中だけで終わることのないようにしていただきたいと考えております。防災・減災活動を住民の皆さんがどれくらいその内容を知っているのか、又、日頃から地域で何か活動されているのが住民の皆様生命を守ることの分岐点になってくるのではないかと思います。

そこで質問です。4月から役場の組織機構が変わりますが、災害などから住民の皆様の命を守る部署についても変更されます。これにける町長の思いについて質問をさせていただきます。

これで3問目となりますので最後の質問です。よろしく申し上げます。

○議長（村井浩二君） 町長。

○町長（田中祐二君） 先ほど部長から答弁でもありましたように、自然災害を含む様々な危機事象から自分自身や大切な家族を守るためには、地域が一丸となって取り組む必要があります。

議員ご指摘の4月1日付の組織改正につきましては、自助・共助・公助の連携と協働を最大限に発揮できる体制を確立するためのものであり、庁内組織では、有事の際、政策総務部長を危機管理担当とし、指揮命令系統を明確にすると共に、政策総務部に自治防災課を設置し、町会や自治会を含む地域自治の振興と地域防災力の強化を一体的に進めることとしております。

昨年6月の所信表明でもお示ししたとおり、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、まずは、住民皆様の生命・健康・生活を守り、そして、この危機を乗り越えるために必要となる施策を最優先に実施してまいりましたことから、昨年の秋を目途としていた組織改正につきましては、この4月に実施することといたしました。

この組織改正は、役場全体の士気高揚、公務能率の向上を図り、地域防災力の強化をはじめ、私が住民の皆様とお約束した様々な施策を強力に推進するためのものであり、新たな挑戦に向かっての体制強化を図るものと考えております。

「新しい太子町に向かって新たな挑戦、笑顔あふれる太子町に」を合い言葉に、太子

町に関わる全ての人たちと共に取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（村井浩二君） これにて斧田議員の質問を終わります。

次に、中村議員の質問を許します。

中村議員。

〔7番 中村直幸君 登壇〕

○7番（中村直幸君） 改めまして、おはようございます。

議席番号7番、自民党会派の中村直幸でございます。

通告に基づきまして、大阪南部高速道路整備についてのお尋ねをいたします。理事者各位におかれましては、明快なるご答弁のほどをお願いいたします。

大阪南部高速道路整備の構想は、現状の道路ネットワークの機能強化を行い、大阪南部を縦断する幹線道路の国道170号、いわゆる外環状でございますが、外環状の渋滞緩和だけでなく、消防や緊急搬送、災害時における交通課題、更には歴史文化遺産などを生かした観光振興の連携が図られることから、平成27年に河内長野市と河南町が中心となり、大阪南部高速道路事業化促進協議会、いわゆる大南高が設立され、太子町も構成メンバーとして、微力ながらこれまで近隣市町村と共に早期実現に向け機運醸成のために、広報活動だけでなく、毎年国への要望活動を行ってこられたと思います。

令和元年11月には、会長である河内長野市長を筆頭に、前太子町長であります浅野町長はもとより、南河内市町村の首長が東京の国土交通省まで上京し、竹本衆議院議員など多くの国会議員の同席の下、赤羽国土交通大臣に直接要望書を渡され、意見交換をされたところです。又、2年前の3月の初め、我が党の太田房江参議院議員が参議院集中審議会、いわゆる総理以下全大臣出席の中で、質問をしております。

現在、平成6年に策定した高速道路など広域規格道路に関する広域計画を時点修正し、20年から30年先の長期計画である新広域道路計画を示すよう国から大阪府に要請され、新たな広域道路交通計画の策定に当たっては、広域道路ネットワーク、交通・防災拠点、ICT交通マネジメントの基本的方針に基づき、それぞれ検討されると聞いております。

まずは、この計画の時点修正に当たり、3つの基本計画の視点に立ち、大阪南部全体の経済発展と地域振興、又、防災対策に多大な効果をもたらす大阪南部高速道路が計画に位置づけられたことが必要不可欠であります。その中で私たち自民党は、現在の太子インターチェンジを利用し、そこから河南町、千早赤阪村、そして河内長野市へという

路の予定をお願いしたところでございます。今年の6月頃には正式な計画が公表されると聞いております。

そこでお尋ねいたしますが、新広域道路計画の内容、又、広域道路ネットワーク、交通・防災拠点、ICT交通マネジメントのこの3つの基本方針について検討状況をお答えください。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 大阪南部高速道路整備については、大阪南部地域が抱える交通課題として、幹線道路の国道170号の交通負荷が大きく渋滞が多発していること、さらには、救急搬送や防災・震災対策としての命の道とも言うべき道路ネットワークが脆弱であることから、平成27年に河内長野市と河南町が中心となり近隣市町村に呼びかけられ、平成27年12月には太子町を含む12市町村で大阪南部高速道路事業化促進協議会が設立されました。その後、平成28年には奈良県及び和歌山県内の3市町も参画され、合計15団体で構成する協議会として現在に至っており、毎年、協議会として大阪南部高速道路の整備に向けた機運醸成を図る広報活動だけでなく、会長市である河内長野市が中心となり、国への陳情活動を行ってきたところでございます。

大阪南部高速道路構想については、現在、平成30年に国主導で立ち上げた南河内地域道路網調査検討会において、南河内地域の特性や抱える道路交通課題、更には解決方策を検討されているところでございます。

ご質問のありました新広域道路交通計画における大阪南部高速道路の位置づけについては、大阪府としては、国での検討状況を踏まえ、引き続き必要性を見極めるため調査中路線として計画に位置づける方向で検討されており、尚、事業費が膨大であることから、利用者負担による有料道路事業を前提と考えていると聞いております。

尚、計画策定に当たっては、広域道路ネットワーク、交通・防災拠点、ICT交通マネジメントの3つのテーマの基本方針に基づき、国や大阪府において十分な議論が行われるかと思いますが、現時点において計画が公表されておらず、本町として内容の詳細等について把握できていないため、ご質問にありました計画の具体的な内容や検討状況等についてお示しできるものがございません。

今後、国や大阪府の動向を注視し、引き続き、大阪南部高速道路事業化促進協議会を通じて大阪南部高速道路の整備実現化に向けて要望を行っていきたいと考えております。

○議長（村井浩二君） 中村議員。

○7番（中村直幸君） ありがとうございます。

大阪南部高速道路整備の事業化に向けては、太子町におきましても、国や府、又は近隣市町村と協力しながらより積極的に働きかけをしていただくことを強く要望いたしまして、次の質問に移ります。

続いて、山城バイパスについてですが、山城バイパス（府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線）についてのお尋ねでございますが、山城バイパスの延伸は、太子町として大阪府富田林土木事務所長へ要望を行ってから既に20年以上の経過がしております。議会といたしまして、過去には平成9年9月に太子町議会議長と太子町長の連名で要望した経緯もあります。

ご承知のように、河南町の区域にはなりますが、大阪芸術大学内の区間では既に工事を先行し、一部整備されていますが、現状では、大阪府の財政難を理由に、僅か600メートルを残したままで整備事業が休止されています。この山城バイパスが延伸されれば、このエリアが太子西条地区と同様、約3万坪の新たな企業誘致が可能になる地域ではないかと考えております。

今年が大阪都市整備計画の見直し時期でもあり、太子町としてこれまで事業再開に向けた取組や今後の見通しをお聞きいたします。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 山城バイパス（府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線）は、現道の府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線の太子町南交差点付近で渋滞が度々発生したことから、平成4年10月に本町と河南町とで大阪府に対し、山城バイパスの延伸について要望を行ってきました。しかし、平成20年6月に策定されました大阪府財政再建プログラムにおいて一時休止となり、それ以降、現在の大阪府都市整備中期計画でも休止事業となっております。そのため、事業再開の可能性に向けまして、平成28年度から大阪府、本町、河南町との合同において勉強会を開催するなど行ってきたところでございます。

尚、今年が大阪府都市整備中期計画の見直しの年となっておりますが、次期計画における山城バイパスの延伸事業の取扱いについては、3月下旬頃を目途に公表されると聞いております。

議員ご質問の山城バイパスの延伸が事業化された場合の付近の開発でございますが、事業の進捗に合わせて第5次総合計画の土地利用方針との整合性を図りながら、周辺地域の歴史や自然など既存資源を有効に活用しつつ、都市計画マスタープランの土地利用

に向けた整備方針を太子町都市計画審議会において審議していただき、慎重に検討を重ねる必要があると考えております。

○議長（村井浩二君） 中村議員。

○7番（中村直幸君） ありがとうございます。

先ほどの大南高でもお答えが出たように、やはりこの山城バイパスにおいても命の道に違いないと私は考えております。消防広域化を始めたときから、あのサンプラザの前の狭い道を救急搬送されているというのを何回も見ておりますけれども、やはり千早赤阪村、河南町、太子町、又、富田林市という形で狭い道路を行き来する緊急車両等を考えますと、一日も早くこの山城バイパスの延伸を働きかけていただきますよう重ねて申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（村井浩二君） これにて中村議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

（午前10時26分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（村井浩二君） それでは、再開いたします。

次に、4番目、辻本博之議員の質問を許します。

辻本博之議員。

〔5番 辻本博之君 登壇〕

○5番（辻本博之君） 議席番号5番、公明党、辻本博之です。通告により、一般質問させていただきます。理事者におかれましては、適切なお答弁をお願いいたします。

緊急事態宣言も解除され、新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種が開始されておりますが、まだまだ皆様が安心して生活できるには至っておりません。一日も早く新型コロナウイルス感染症が終息されますよう心より願っております。

まず初めに、災害発生時の対応力の強化について質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症も非常に心配ですが、近年、大規模震災、大規模水害、又、大規模風害と想定を超える災害が頻発しています。これからの大規模災害に対して、現場の正確な情報を関係者が共有し、的確な判断の下で適切に対応することが重要であります。

今日、情報通信技術、ICTの進歩により、被災現場の様々な情報をリアルタイムで

収集し活用することが可能となっており、住民の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるためのICTの技術を積極的に進めるべきと考えます。

内閣府の戦略的イノベーション創造プログラムにて、基盤的防災情報流通ネットワークが開発されました。これは、被害が想定される地域や被災した現場の様々な情報を迅速に整理し、電子地図上に表示するもので、平成31年度から内閣府防災担当が運用している災害時情報集約支援チームで本格的に運用を開始されました。

この基盤的防災情報流通ネットワークの活用により、刻々と変化する被害推定情報やインフラ被災推定情報を地図上へ表示することにより、地域ごとの避難指示等の発令が適切に進められると共に、避難所の避難者数、道路の通行止め箇所、給水拠点などを同じ地図上に表示し、物資支援等の配布に際して最適な巡回ルートを選定することができ、さらに、災害廃棄物の収集においても、緊急集積所、集積拠点の位置、一時保管場所、通行止めの箇所等の情報を同一の地図上に表示することにより、スムーズな災害廃棄物の移動を可能にします。

尚、災害発生時の情報を関係者が共有し、被害防止や抑制を図るためには、基盤的防災情報流通ネットワークに被災地図の情報を迅速に伝達するための体制整備が必要となります。例えば、被害の発生が想定される場面で現場の状態をリアルタイムで安全に確認するために、又、発災直後の近寄ることのできない被災現場で救助を求める人の捜索や避難現場の状況掌握を迅速に進めるために、ドローンの活用も有効と考えます。

又、万葉ホールや学校の体育館等の指定避難所での避難生活が長期化するケースにおいて、刻々と変化する避難所の最新情報をリアルタイムで基盤的防災情報流通ネットワークにつなげる体制の整備も必要です。

具体的には、災害発生時に書き込まれた避難所等の情報や災害備蓄品の備蓄状況のほか、新型コロナウイルス感染症等、避難所における感染症の発生状況などの電子情報を関係者がリアルタイムで共有できるシステムを構築するものです。

尚、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震や毎年来襲する巨大台風等の災害発生が予測される中、被害を最小限とすることはもちろんのこと、安全な避難対応や避難所の円滑な運営体制及び迅速な復興のため、被害廃棄物の処理体制の構築のための情報共有の強化が喫緊の課題であると考えます。

そこで、基盤的防災情報流通ネットワークの情報を共有し活用すると共に、被害時に迅速に情報を収集し関係機関と共有するため、本町における防災システムの改修とシス

テムの構築の方針についてお伺いたします。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 近年、毎年のように発生する風水害や土砂災害をはじめ、毎年来襲する巨大台風や今後発生が懸念される南海トラフ地震に加え、新たな課題である新型コロナウイルス感染症の蔓延等、住民の生命と財産を守る防災対策は喫緊の課題であります。特に災害対応においては、ご質問にもありますとおり、現場の様々な情報を関係者が共有し、的確な判断の下、適切に対応することが重要であると言えます。

さて、ご質問にあります基盤的防災情報流通ネットワークは、災害対応における情報共有の課題として、組織内で集約される災害情報が組織外の対応者に届かないことや、組織外で生成される災害情報が組織内の対応者に届かないなど、情報はあるのに生かさない現状を解決するため、災害対応に必要とされる情報を多様な情報源から収集し、利用しやすい形式に変換して迅速に配信する機能を備えた防災情報の基盤的流通を担う仕組みとして、内閣府のプロジェクトにより開発されたものです。

その後、災害時の情報共有の支援を行う I S U T（災害時情報集約支援チーム）が内閣府において設立され、その活動としては、被災地の震度分布、降雨量分布、停電・通信途絶状況、道路通行可否情報、避難所状況、給水・入浴支援箇所、衛星画像、空中写真、ドローン画像等の情報を集約・共有し、組織間で情報を一元的に利用できるように構築するもので、そのシステムとして基盤的防災情報流通ネットワークを活用し、平成30年の大阪北部地震において本格運用が開始されました。

その後、台風15号においては、電気・通信の復旧の妨げとなっていた倒木について、内閣府、県、自衛隊、総務省、電力会社、電信会社等が協力して I S U T が提供した共通様式を使って各組織が倒木箇所の位置を入力し、それを I S U T が基盤的防災情報流通ネットワークを活用して情報を地図化し、その情報を事業者が共有することで復旧活動の効率化が図られました。

又、台風19号においては、災害廃棄物の処理において、国、県、自治体、自衛隊、ボランティア等の関係団体が集約した廃棄物の位置や規模の情報を I S U T が基盤的防災情報流通ネットワークを活用して情報を地図化し、その情報を関係団体が共有することで、効率的な災害廃棄物処理が行われました。

このように、基盤的防災情報流通ネットワークの活用は、災害時の情報共有に大きく

寄与することが分かります。

一方で、本町をはじめ大阪府内においては、災害時の情報共有システムとして大阪府防災情報システムを運用しております。これは、災害時においても通信を確保するために整備された府内の全市町村、消防本部及び防災関係機関等を大阪府と結ぶ防災行政無線のネットワークを活用し、災害時に被害の状況を迅速に把握し、的確な応急対応を実施するため、気象情報、観測情報、被害情報を集約し、災害対策本部での意思決定に活用することを目的としております。

一般的には、異常気象時における職員配備体制、災害対策本部の設置状況、被害状況、個別被害の状況、避難勧告等の状況、避難所状況等を入力することにより、大阪府内全体として情報が集約・共有されるもので、集約された情報の一部は、大阪防災ネットやＬアラート及びエリアメールを通じて住民の皆様へ情報発信しております。

尚、現在、大阪府防災情報システムを運用しておりますことから、これに加えて新たなシステムの運用については検討しておりませんが、大規模な災害発生時には、近年の災害の例により基盤的防災情報流通ネットワークによる情報提供等の支援を受けることが想定され、その際には本町も情報提供者として活動すると共に、集約された情報を受ける側として、今後その知見の習得に努めてまいりたいと考えております。

引き続き、各地で発生する自然災害を教訓として、日頃の備えを怠らず、健康で生き生きと暮らせる安全で安心なまちの実現に取り組んでまいります。

○議長（村井浩二君） 辻本博之議員。

○5番（辻本博之君） 本町として、今後ますますの防災システムの構築に努めていただくようお願いいたします。

続きまして、災害時に必要となる災害備蓄品の更なる充実についてお伺いいたします。

災害備蓄品については、本町では、簡易トイレ、非常食、毛布、最近では避難所用の室内テントや折り畳みベッドなど計画的に備蓄されていますが、各家庭での備蓄はほとんどなされていないのが現状です。

そこで、町民の見本となるような一般的な家庭用備蓄品、例えば、アレルギー対応食品、スティックタイプ又は液体タイプのミルク、哺乳瓶、紙おむつ、卓上コンロ等、小ロット多品種で町が備蓄することによって、いざというときに役に立つほか、平時では、出前講座等でその備蓄品を活用することにより、更なる町民の防災意識の向上や備蓄意識の向上につながると思います。

そこで、今後の更なる充実策について、本町の考えをお伺いいたします。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 災害の備えを考えると、自助・共助・公助の3つに分けることができます。自助とは、災害が発生したときに、まず住民の皆様が自分自身や家族の身の安全を守ることです。共助とは、地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うことをいいます。そして、公助とは、国、都道府県、市町村や消防、警察、自衛隊といった公的機関による救助、援助をいいます。

本町におきましても、この公助の1つとして災害備蓄品の整備を行っており、仮設トイレ、救助工具セット、担架、投光器、発電機、チェーンソー及び大型炊き出し器などのほか、避難所における食料品や日用品等を備蓄しております。

特に重要物資として位置づけられているアレルギー対応アルファ化米及び高齢者用食、粉ミルク、哺乳瓶、毛布、おむつ、生理用品、簡易トイレ、トイレトーパー及びマスクについては、本町地域防災計画により、最大規模の被害が発生すると想定している中央構造線地震による避難者数の1日分の必要数量を本町と大阪府がそれぞれ半分を負担する形で備蓄しており、2日目以降については、国や府が行うプッシュ型支援により災害支援物資が届けられる予定となっています。

しかしながら、想定以上の災害の場合や支援物資が十分届かないおそれもあるため、自助の取組として、住民の皆様に対しては、最低3日分の食品、水、燃料等を準備いただくよう、広報やホームページ、防災マップなどで呼びかけていると共に、コロナ禍により今年度の総合防災訓練は中止となりましたが、訓練においては、3日分の備蓄品の展示が行われたほか、住民の皆様へ備蓄品であるアルファ化米などの非常食を試食いただき、備蓄意識の向上に努めてきたところでございます。

尚、各ご家庭で準備いただく備蓄品については、特にご家族の体質に適応した食品、服用薬や予備の眼鏡及びコンタクトレンズなどのほか、乳幼児に必要なミルクや離乳食など、各ご家庭に応じた備蓄も必要となりますことから、今後もこの点を意識して啓発してまいりたいと考えます。

又、今年度において、住民の皆様が安心して避難生活を行っていただくため、特に避難所におけるコロナウイルス等の感染症対策として、非接触型体温計、マスク、手洗い石けん、アルコール消毒液のほか、室内テント、簡易ベッド及び空気清浄機の備蓄を新たに行いました。

引き続き、社会情勢や住民の皆様のニーズに応じた備蓄整備を行い、健康で生き生きと暮らせる安全で安心な町の実現に取り組んでまいります。

○議長（村井浩二君） 辻本議員、すいません。マスクで眼鏡が曇って見えにくかったら、マスク、ちょっとずらしてもらってもかまいませんので。続けて質問をどうぞ。

○5番（辻本博之君） ありがとうございます。

本町として災害備蓄品の整備を計画的に行っていることがよく分かりました。今後は、住民の皆様に防災意識の更なる向上を啓発していただくことが非常に大事になると思いますので、情報システムの向上と共によろしく願いいたします。

次に、お悔やみ（案内）コーナーの設置について質問させていただきます。

親族が亡くなった際、死亡届を提出すると戸籍や住民票に反映され、その後、国民健康保険、年金、税金、上下水道など様々な手続きが必要です。

数ヶ月前にご主人を亡くされた奥様がおっしゃっていたのですが、葬儀後、悲しむ間もなく手続きに追われ、何からすればいいのか分からなかった。自分は高齢で足も不自由なので、娘さんにわざわざ仕事を休んでもらって役場に付き添ってもらったとのことでした。又、今年、世帯主を亡くされたご家族の息子さんは、手続について役場で丁寧に教えてもらってスムーズにできた。しかし、1度では済まず、3回、4回役場に出向いた。同居している母では対応が難しいと思うと教えていただきました。

私が町議会議員となってまだ数ヶ月ですか。しばしばこのようなお声を耳にしました。手続きには何が必要なのか分からないのが現状のようです。お若い方なら即座に対応も可能ですが、ご高齢の方やお仕事をされている方、役場への交通手段が不便な方など、負担に感じられている方もおられます。

本町では死亡届を提出に来られたらどのような手順で進められているのか、具体的にお答えください。

○議長（村井浩二君） 総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） 死亡に関する各種手続きの流れについて、私の方からご答弁申し上げます。

身内の方がお亡くなりになりましたら、まず、役場1階の住民人権課の窓口で死亡届を提出していただきます。

住民人権課では、死体埋火葬許可証を交付し、本町に住民票があれば、住民票を職権で削除します。後日、保険や年金、税金など必要な手続きの担当課を記載した住民異動

届をお渡しし、庁舎1階の保険医療課、高齢介護課、福祉課、税務課などをご案内しております。

加えて、上下水道やごみ・し尿、防災行政無線戸別受信機の返却に係る手続きが必要となる場合は、庁舎2階の担当窓口をご案内しておりますが、お体のご不自由な方などの各種手続きにつきましては、担当窓口へ移動していただくことがないよう、職員の移動により届出等の処理を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 辻本博之議員。

○5番（辻本博之君） 葬儀後の手続きを支援するために、お悔やみ（案内）コーナーを設置している自治体があります。お悔やみ（案内）コーナーで手続きに必要な課への案内と関係書類の作成の補助をしています。亡くなられた方の情報に基づき役場の申請書を一括して作成し、同時に各課に情報を提供することで必要な手続きを選別し、その後、手続きの必要な課へ案内してくれるか、順次、担当課が出向いて手続きをしてくれているそうです。

本町も住民サービスの向上を図るため、お体の不自由な方だけではなく、全ての住民を対象に死亡の届出に特化した窓口としてお悔やみ（案内）コーナーを設置してはどうかとお伺いいたします。

○議長（村井浩二君） 総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） 議員ご指摘の死亡に関する手続きを簡素化しワンストップで担う窓口、いわゆるお悔やみコーナーにつきましては、ご遺族が悲しみの中で行わなければならない様々な手続きの負担を軽減するもので、平成28年度設置の別府市、平成29年度設置の松阪市を皮切りに、平成30年度6自治体、令和元年度には16自治体が設置されているところでございます。

本町におけるお悔やみコーナーの設置につきましては、現在、庁舎1階でスムーズな動線により行っています死亡に関する手続きの課題把握を行うと共に、関係部局と調整を図りながら調査・研究をしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、住民の皆様が必要となる情報、お悔やみの処理などを発信し、少しでも役場での手続きが円滑に行えるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 辻本博之議員。

○5番（辻本博之君） 国では、お悔やみ（案内）コーナーを設置する市町村への支援をするため、設置ガイドラインなどを提供されています。本町でも他の市町村にたがわず、高齢化は確実に進みます。悲しみの内におられるご遺族が少しでもスムーズに手続きでき、何度も役場に足を運ぶことのないように、お一人お一人に寄り添ったサービスを提供できるよう、かゆいところに手が届く対応をお願いいたします。

まずは、設置ガイドラインにも提供されておりますお悔やみガイドブックの作成からぜひご検討いただきたく要望し、質問を終わらせていただきます。

○議長（村井浩二君） これにて辻本博之議員の質問を終わります。

次に、山田議員の質問を許します。

山田議員。

〔9番 山田 強君 登壇〕

○9番（山田 強君） 9番、自民党会派の山田でございます。通告により、質問をさせていただきます。

避難所の環境改善についてでございます。

近年、阪神大震災以降、東日本大震災、熊本地震、西日本水害などが毎年のように日本列島を襲っています。この3月で東日本大震災から10年が経過し、これまでに起こった大規模災害を教訓に様々な防災対策が進められています。政府も東日本大震災10年を機に、高齢者や障がい者ら要支援者の避難を支援する避難計画の策定を自治体の努力義務とし、総額36億円の半額18億円を令和3年度の地方交付税交付金に計上しました。

災害時においては、被災地の災害状況は当然ですが、避難所においては快適な住環境が一挙に崩壊、プライバシーが最低限しか守られていない劣悪な状況が連日テレビ放映されます。一時的な避難を除き、避難が長期間に及ぶことによる問題が様々な顕在化しています。体調を崩し、死に至るケースも少なくありません。又、新型コロナウイルス感染症という新たな事態が発生し、避難所対応も難しくなっています。

本町として、避難所の環境改善についてどのように取り組んでおられるのか、全体的な状況と共に下記の内容について聞かせてください。この質問は、不安に駆られる住民の声の一部と受け止めていただければと思っております。

1、災害の規模により、避難所が短期から長期にわたり生活の場となることが想定されます。テレビ放映で分かりますように、大規模避難所では、家族、男女混成の共同生

活となります。プライバシー対策はどのように考えておられるのか聞かせてください。

2番目、災害時において、住民の皆さんは一時的に公園や広場に避難、又は指定避難所に直行されると想定されます。そして、安否確認の携帯電話の使用はたちまちパニック状態になり、使用可能な非常用機能を持つ公衆電話は携帯電話普及と共に以前の5分の1程度になり、すぐに見つけれない状況であります。

そのような場合の手段として、総務省が進める災害用の事前設置の特設公衆電話というもので、自治体がNTTに申請すれば工事代金・使用料無料という制度を知りました。昨年の9月30日時点で855自治体が設置済みのものであります。本町も当然その中に入っていると思います。公園、広場、指定避難所の設置状況を聞かせてください。

3番目、大勢の住民の皆さんが来られると想定される避難所です。大規模避難所での空調設備はどの程度整備されているのか聞かせてください。

○議長（村井浩二君） 副町長。

○副町長（藤原 幹君） 近年我が国は、毎年のように土砂災害や風水害をはじめとした大規模災害が発生しており、つい先日も東北地方において、10年前に発生した東日本大震災の余震と見られる比較的大きな地震が発生し、一時避難所が開設された状況がテレビで報道されていまして。

本町におきましても、地域防災計画において避難所を指定しており、災害が発生した場合は、本町において策定している避難所開設運営マニュアルにより避難所を開設・運営することになります。

尚、災害発生直後において避難所は生命及び身体の安全を確保するための場所としての役割が中心となりますが、時間の経過と共に避難住民が寝食を共にする生活の場としての役割に移行することになることから、健康管理、生活環境、プライバシーの確保及び男女等のニーズの違いなど様々な課題が発生すると共に、高齢者などの要援護者を含む避難住民に対して運営面できめ細かい配慮が必要となります。

特に避難生活が長期化すれば、プライバシーの確保が重要となることから、間仕切りを設置した居住スペースの確保のほか、男女を分けた物干場、更衣室、授乳室の設置をはじめ、女性による生理用品や下着などの配布を行うなど、プライバシー対策を行うこととしております。

尚、今年度、新型コロナウイルス感染症対策として、地域防災計画で想定される避難者345人と福祉避難所への避難者38人全員が利用できるよう192基購入した2人

用の避難所室内テントの導入により、1人当たり2平方メートルの生活空間に加え、避難所開設時からプライバシーの確保が行えるものと考えております。

さらに、新型コロナウイルス感染症を考慮した避難所における受付方法、収容方法、収容人数、感染予防対策及び感染が疑われる避難者が発生した場合の対応について定めた避難所開設要領を策定しており、従来の避難所開設運営マニュアルに加えて、新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所運営を行うこととなります。

尚、避難所室内テントの購入に合わせて、全職員を対象とした避難所開設訓練を実施しております。

続きまして、避難所における情報入手の手段でございますが、災害時には、携帯電話等の一斉利用のほか、通信施設の被災により情報手段の途絶が想定されます。このような状況を想定し、本町においては、避難所における早期通信手段確保のため、無料でご利用いただける特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する覚書を西日本電信電話株式会社（NTT）と締結しております。具体的には、万葉ホール、磯長小学校、山田小学校、町立中学校、町立幼稚園、太子集会所、春日集会所、山田集会所、聖和台集会所、総合福祉センターにそれぞれ2回線、葉室集会所、畑集会所、伽山集会所にそれぞれ1回線の引込みが行われており、避難所開設時には、備蓄している電話機を接続し利用することとなっております。

尚、一時避難場所となる公園等につきましては、現時点では設置する計画となっておりますが、先進事例も参考にしながら今後研究してまいりたいと考えております。

一方で、スマートフォンなどの普及により、SNSを活用した情報通信手段も有効であるため、Wi-Fiの設置などについても併せて研究してまいりたいと考えております。

続きまして、大規模避難所の空調設備の整備でございますが、夏季や冬季など厳しい気候条件時には、空調設備のない避難所においては生活環境が著しく低下し、避難者の健康状態に悪影響を及ぼすおそれがあります。

尚、地震発生時の拠点避難所となる山田小学校及び磯長小学校の体育館には空調設備が未整備であるため、今年度策定した国土強靱化地域計画における必要な取組としての学校施設の環境改善において、今後、体育館の空調設備整備の検討を行うこととしておりますが、まずは、現在実施中である小中学校のトイレ洋式化事業を着実に進めた上で、教育委員会及び防災部局が連携を図り、先進事例も参考にしながら検討してまいりたい

と考えております。

今後も健康で生き生きと暮らせる安全で安心な町の実現のため、適切な避難所運営に努めると共に、避難所となる施設の環境改善に取り組んでまいります。

○議長（村井浩二君） 山田議員。

○9番（山田 強君） ありがとうございます。

災害時において、避難所の環境改善に前向きに取り組んでいただいていることに感謝いたします。

平時においては、個別の各家庭においては、様々な意味において温度差のある生活をされています。非常時においては、避難所フロアで個別の家族が男女混成の集団生活になります。そんな状況下で、プライバシー保護の確保に努力されることに感謝いたします。

災害発生時には、公園、広場は一時避難所、次に指定避難所となり、安否確認の通信手段のパニック対策として特設公衆電話が配備されています。ただし、公園、広場には未整備で、今後、先進事例も参考に研究されるということで、安心しました。

空調設備については、2ヶ所の避難所が未整備ですが、今後検討することによってよろしくをお願いします。

さて、このように町民の不安を声にして質問をいたしました。概ね、整備、今後検討という一般的には評価できる答弁ではありますが、町の姿勢は評価できません。

本町は、昨年4月から住民と共に歩む住民本位の町政を推進、笑顔あふれる太子町にとスタートいたしました。災害時の避難生活はどうなるのか。安否確認はどうしよう。被災地では携帯電話はパニック状態になるのはテレビでよく分かっている。公衆電話は以前より極端に減少していて発見しにくい。

3月広報に避難所開設の職員訓練テントの組立て写真が掲載されています。テントの広さは2平方メートル、2人用であると分かりました。このテントで一晩過ごすのに、寝具は、家族は、男女の分散はなどなど、この写真だけでは分からない。イラストでよいので説明すべきであったと思います。

このように考えると、本町は、避難所対策に汗を流してはいるが、住民周知ができていないから、住民の皆さんにいたずらに不安を与えていることになります。先ほどの斧田議員の防災計画が住民の皆さんにまで浸透しているのかという質問で分かりますように、住民と共に歩む住民本位の町政を推進しているとは思えない。看板をかけている以

上、周知徹底に力を入れて、住民が安心して笑顔で暮らせる住民本位の町政を要請して、質問を終わります。

○議長（村井浩二君） これにて山田議員の質問を終わります。

次に、建石議員の質問を許します。

建石議員。

〔2番 建石良明君 登壇〕

○2番（建石良明君） 大阪維新の会の建石良明です、通告に基づき、1点目、人・農地プランについて、2点目、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線、いわゆる山城バイパスについて、この2点について質問いたします。

まず、人・農地プランについて伺います。

太子町においても農家戸数や耕地面積の減少、又、農家の高齢化と共に耕作放棄地も増加しています。耕作放棄地の増加により田や畑が荒れることは、イノシシ等の鳥獣被害の拡大にもつながり、さらに、耕作放棄地を生み出すという悪循環となります。

先般取りまとめられた第5次太子町総合計画の後期基本計画においては、農業振興については、農業の担い手を育成すると共に、耕作放棄地の解決に向けた取組の実施を緊急の課題とされています。そのため、農業の担い手の確保や農空間の保全など農業の活性化に向けた取組を進めることとし、農地中間管理機構の啓発や活用による遊休農地のあっせんや農地の賃貸借等の促進を図り、新規の賃貸借件数などを減らすことで、農業の担い手の育成と耕作放棄地対策、新規就農者の増加確保に努め、都市農業の振興を図ることとされています。

そのような中、太子町においては、これまで取り組めていなかった人・農地プランについて、春日地区、妙見寺集落、中山集落において昨年11月に作成したとのこと。

そこで、この人・農地プランについて、取組状況と今後の展開について伺います。

○議長（村井浩二君） 副町長。

○副町長（藤原 幹君） 太子町における人・農地プランの取組状況と今後の展開についてのご質問です。

全国的に、地域の農業を支えてこられた方たちが高齢化する中で、5年後、10年後に誰がどのように農地を使い農業を進めていくのかについて、地域の話合いに基づきまとめる将来像の計画が人・農地プランであり、国、農林水産省は、その実効性のある取組を提唱しています。

策定に向けた具体的な手順ですが、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く厳しい状況の下で、地域の農業をよりよくするために、まずは、アンケートなどを通してその現状を把握することとされています。

次に、その地区で農地所有者や耕作者、これから農業経営を本格的に始めようとしている新規就農者などによる話し合いを積み重ね、市町村と農業委員会や農業協同組合、農地中間管理機構など、地域の農業に関わりのある多くの組織も一体となり、将来の方向性を示す計画として取組方針などを定めてまいります。

今回、人・農地プランの対象地区に春日地区の妙見寺集落、中山集落を選定いたしました。その理由ですが、この地区は大字単位でも草刈りについての苦情や要望が多く、地区内の農地のほとんどが個人で所有されている農地であったことや、この地区内に農業経営に意欲のある若手の担い手の候補者が複数人おられたことなどから選定したものです。

人・農地プランの策定に当たっては、現状把握として、100名を超える農地所有者にアンケート調査を実施いたしました。当初はアンケートの回収率が伸びませんでした。途中、地域の農業委員の協力なども得ながら過半数を超える回答率を達成し、その集計結果を基に何度も話し合いを重ね、その話し合いの中でやはり後継者の問題が第一に挙げられ、新規就農を目指す方への情報不足や環境整備の遅れ、又、有害鳥獣の深刻な被害や農作物のブランド化など、様々な課題が明らかになりました。

これらの話し合いで明らかになった課題を解決するために、まずは、農地の貸し借りや農業経営がスムーズに進むよう、農地中間管理機構である大阪府みどり公社をはじめ、太子町、JA大阪南農業協同組合、大阪府等が連携して支援を行う体制を強化することとしました。又、収益性の高い作物や、近隣の市町村では栽培されておらず競合しない農作物の研究など、新規の特産化作物の導入にも取り組むこととしています。有害鳥獣被害の防止対策に関しては、既存の補助制度を活用することや、集落単位で対策を行うなど、捕獲体制の構築にも取り組む予定としています。

このようにして、アンケート実施からプラン策定まで約8ヶ月の期間を要しましたが、策定の途上には農地所有者と新規就農者との個別の話し合いも複数回行われており、令和3年3月現在、貸付け意向のある農地の約35%、面積にして約1万3千平方メートル、件数にして10組の農地の貸し借りが成立するなど、遊休農地の解消につながっています。

今後は、この人・農地プランを実行していく上で、様々な制度との連携を図ってまいりたいと考えています。

現在、町では農業次世代人材投資事業を展開中であり、これは、新規就農される方に、農業を始めてから経営が安定するまでの一定期間、経営確立に向けた支援を行う補助制度で、人・農地プランで位置づけた中心経営体、つまり地域の中心的な農業者も同制度の支援対象となることから、多面的な枠組みの中で本町の農業振興に向け取り組んでまいりたいと考えています。

令和2年度には、この農業次世代人材投資事業の補助対象者として、春日地区の新規就農者から1名の交付が決まっており、令和3年度においては、新たに8名の新規就農者が制度を活用できるよう予算計上しているところです。この8名の中には、町内在住のご夫婦が2組、又、自ら栽培したブドウでワインの製造を始めた方など、各自の将来計画を具現化すべく活動されております。本町といたしましても、新たな担い手支援を通して、太子町の農業振興につなげてまいります。

今後の展開ですが、このように様々な施策を連携させながら、まずは、この地区でまとめられた人・農地プランをしっかりとフォローアップしていきたいと考えております。そして、喫緊の課題である有害鳥獣対策として、地域のまとまりが生まれた集落単位での対策や、担い手をフォローし、遊休農地の解消に向け多様な人材が新たな後継者として就農していただくなど、着実にその実績を積み上げてまいりたいと考えております。

○議長（村井浩二君） 建石議員。

○2番（建石良明君） ありがとうございます。

人・農地プランの策定、取組は、多くの方に関わっていただき、又、地道な取組が必要です。職員の労力も大変なものがあると考えますが、太子町の農業振興にとって有意義なものであるため、引き続き着実に進めていただくようお願いしておきます。

続いて、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線、いわゆる山城バイパスの延伸事業についてお尋ねいたします。

南河内地域の道路環境については、先日、大阪府議会の一般質問において、地元選出の大阪府議会議員の鈴木議員が取り上げておられました。

まず、大阪南部高速道路建設構想については、昨年8月に地元選出の浦野靖人衆議院議員と直接吉村大阪府知事に提言された上で、この高速道路の必要性和代替案を協議・要望されております。又、直近1月には、この沿道の同士の首長を代表して岸和田市長

と意見交換を行い、府議会で進捗の確認と議論を行うこととされ、この府議会で質問として取り上げておられました。この府議会でも、改めて、府において大阪南部高速道路を策定予定の新広域道路交通計画に位置づけ、しっかり取り組んでいくよう要望されております。

又、一方で、南河内地域には、農産物流通の効率化や都市と農村の交流促進を目的として、羽曳野市から河内長野市までの農空間を広域的につなぐ広域農道、いわゆる南河内グリーンロードが大阪南部高速道路の事業計画ルートと並行する形で整備されていることから、鈴木議員から、脆弱な南河内地域の道路ネットワークを解消する1つの方策として、又、大阪南部高速道路の当面の代替措置として、広域農道の再整備、機能強化、(仮称)南河内フルーツロードの検討を提言されております。

それを受けて、大阪府では、広域農道を積極的に活用し、南河内地域の道路ネットワークを充実させる観点から、今後、府環境農林水産部と都市整備部が連携し、沿道市町村などと共に事業スキームも含めた検討を進めていくこととされています。

高齢化の進行が著しく、人口減少の影響が拭えない状況で、これまで道路ネットワークの面で取り残されている感があった南河内において、地域活性化の起爆剤と期待できる取組であり、太子町にとっては非常にありがたい話であります。

他方、太子町と河南町の2町の地域に限った課題でいうと、山城バイパスの延伸事業があります。山城バイパスの延伸事業については、平成4年の要望活動を皮切りに既に20年以上の月日が経過しておりますが、大阪府において当時は都市インフラの総合的指針となる整備計画がなかったものの、山城バイパスの延伸事業に着手していただき、河南町域にはなりますが、一部区間で既に整備されております。

平成6年2月には、地元地権者の方々から太子町議会議長宛てに事業化に向けた要望書が提出され、太子町議会としても、山城バイパスの延伸事業の早期実現に向けて要望活動を行ってきたと聞いております。太子町と河南町を結ぶ南北方向の幹線道路である現道の府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線は、幅員が極めて狭いにもかかわらず、大型車両の通行も増加しており、歩行者等の安全面や慢性的な交通渋滞が発生しているのが現状であります。平成20年に大阪府が財政難を理由に一時休止とされ、それ以降、現在までの大阪府都市整備中期計画(平成23年から令和2年)においても一時休止路線として位置づけられております。

太子町を取り巻く交通ネットワークも時代と共に変化してきており、平成16年3月

には南阪奈道路が全線開通し、令和元年8月には粟ヶ池バイパスが整備され、交通網の利便性が格段に向上し、交通量の増加がますます見込まれ、山城バイパスの延伸事業の必要性が更に高まっております。

そのような中、今年がこの中期計画の見直しの年となっており、現在、大阪府において個別事業予定箇所を取りまとめ中であるものの、地元選出の鈴木大阪府議会議員や浦野靖人衆議院議員のご尽力により、長年の懸案であった山城バイパスが太子町、河南町の両町の事業経営協力の下、次期大阪府都市整備中期計画（令和3年から令和12年）に位置づけられ、事業再開の見通しが立ったと聞いております。

そこで、1点目として、山城バイパス延伸事業についてこれまでの経過について、又、2点目として、令和3年度から始まる次期大阪府都市整備中期計画への位置づけについて伺います。

○議長（村井浩二君） 町長。

○町長（田中祐二君） まず、建石議員のご質問のとおり、南河内地域の道路環境については、先日3月5日の大阪府議会の一般質問において、地元選出の大阪府議会議員の鈴木議員が取り上げておられ、大阪南部高速道路建設構想については、昨年8月に地元選出の浦野靖人衆議院議員と直接吉村知事に提言された上で、この高速道路の必要性和代替案を協議・要望されており、この府議会では、大阪南部高速道路について大阪府の見解と国から策定要請されている新広域道路交通計画における位置づけの見通しを問い、大阪府からは、国主導の検討会で検討されていることを踏まえ、引き続き、必要性を見極めるため調査中路線として計画に位置づける方向で検討中とのことでございます。

尚、事業費が膨大であることから、利用者負担による有料道路事業を前提と考えていると、公式の場において初めて新広域道路交通計画への位置づけについての答弁を得ています。又、改めて、大阪府において、大阪南部高速道路策定予定の新広域道路交通計画に位置づけ、しっかり取り組んでいくよう要望されております。

又、一方で、大阪南部高速道路の建設構想の具体化には膨大な費用と時間を要することから、その具体化を待つことなく、当面の代替措置として、広域農道（南河内グリーンロード）の再整備・機能強化、（仮称）南河内フルーツロードの検討を提言されており、それを受けて大阪府では、広域農道を積極的に活用し、南河内地域の道路ネットワークを充実させる観点から、今後、府環境農林水産部と都市整備部との連携は当然のこととし、沿道市町村などと共に事業スキームも含めた検討を進めていくこととされてお

ります。

議員ご指摘のとおり、南河内地域の道路環境整備について前向きな議論をいただいております。太子町にとっては非常にありがたい話であります。

ご質問の府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線、いわゆる山城バイパスについて、これまでの経過でございますが、山城バイパスについては、河南町域において昭和62年12月に寺田北交差点から大宝交差点までの区間について供用が開始された後、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線の太子南交差点付近で渋滞が度々発生していることから、平成4年10月に太子町と河南町とで大阪府に対し、山城バイパスの延伸について要望を行ってきました。

大阪府においては、平成5年度にルートの検討、平成6年度に予備設計、平成7年度以降、地元説明や用地測量、地権者との現地立会等が進められ、平成7年には大阪芸術大学の敷地内の区間のみ先行して事業着手されております。

しかし、大阪府の極めて厳しい財政状況の下、平成20年6月に策定されました大阪府財政再建プログラムにおいて一時休止となり、それ以降、現在の大阪府都市整備中期計画でも休止事業等になっておりました。

そのため、事業再開の可能性に向けまして、平成28年度から大阪府、太子町、河南町との合同にて勉強会を発足し、事業の再開に向けた太子町及び河南町それぞれの特性や課題点を洗い出し、又、その解決方法、加えて事業計画の方向性について、今年度までに5回開催してきたところでございます。

太子町と河南町を結ぶ山城バイパス延伸事業は、南北方向の幹線道路である現道の府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線を補完する路線となり、広域的な緊急時ネットワークの構築が可能となり、消防や救急搬送に加え、地震や大雨などの災害時における近隣自治体との相互協力を効率的・効果的に行え、住民の生命・安全を守る命の道とも呼べる路線事業でもあります。又、観光や地域間交流の活発化、土地利用の促進が図られると考えており、事業再開に向けて、毎年、大阪府予算要望等に継続的に粘り強く河南町と連携し、地元選出の鈴木大阪府議会議員を通じて要望活動を行ってきたところでございます。

2点目の大阪府都市整備中期計画の位置づけについてでございますが、現在の計画において休止事業と位置づけられておりますが、対象期間が平成23年度から令和2年度の10年間となっており、今年が見直しの年となっております。

そのため、令和3年1月7日に、太子町長である私と河南町長に加え、地元選出の鈴木大阪府議会議員の3者により、浦野衆議院議員の立会いの下、山城バイパスの延伸事

業の再開に向けて大阪府へ改めて強く要望してきたところでございます。

次期計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間を対象とされ、基本方針と重点施策の体系から成る大阪府都市整備中期計画の本編は、既に令和3年1月に策定され、大阪府のホームページで公表されております。しかしながら、この本編を基に選定される個別の事業箇所については、正式には3月下旬頃を目途に公表されると聞いております。

この山城バイパス延伸が見込まれる周辺エリアは、事業化が進んだ場合、太子西条地区や太子インターチェンジ周辺の地域に続く大きなポテンシャルを持ったエリアと認識しており、第5次総合計画の土地利用方針との整合性を図りながら、都市計画マスタープランの土地利用に向けた整備方針を、太子町都市計画審議会において審議を踏まえつつ、企業誘致の視点はもとより、都市計画など様々な視点から土地利用に向けた整備方針を慎重に検討していかなければならないと考えております。

○議長（村井浩二君） 建石議員。

○2番（建石良明君） ありがとうございます。

山城バイパスの延伸事業は、私が議員となった平成11年当時から様々な機会で議論されており、その議論がようやく実を結ぼうとしていることは非常に感慨深いものがあります。

今後も、笑顔あふれる太子町実現のため、大阪府と緊密に連携し、早期実現に向けて積極的に取り組んでいただきますようお願いいたしまして、私の質問といたします。

○議長（村井浩二君） これにて建石議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

（午前11時49分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（村井浩二君） それでは、再開いたします。

次に、7番目、辻本 馨議員の質問を許します。

辻本 馨議員。

〔6番 辻本 馨君 登壇〕

○6番（辻本 馨君） 自民党の辻本 馨です。通告に基づきまして、質問を行います。

まずは、平成23年3月11日14時46分に発生した東日本大震災で犠牲となられ

ました御霊に対し、心からお悔やみ申し上げます。安らかにお眠りなさいますことをお祈り申し上げます。又、今も尚、被災され懸命に復興のために努力されておられます全ての関係者の皆様に対して、衷情より感謝の誠をささげるものであります。

さて、本年令和3年は、太子町第5次総合計画における後期基本計画を策定する年に当たります。太子町教育大綱の基本理念の中にある幾つかのうち、歴史を通じた地域学習の推進を図る項目についてお尋ねします。

本年は、聖徳太子が斑鳩の宮において薨去されてから1400年の年に当たり、ご尊体の静まる叡福寺におきましては、追遠の大法会が行われます。

聖徳太子は我が町が誇る郷土の偉人でもあり、日本史上欠かせぬ人物であります。本来は厩戸皇子といましたが、太子の活躍した飛鳥時代は権力闘争や疫病がはやり、絶えず血で血を洗う出来事ばかりが行われ、世の中が乱れておりました。その中で、おのれの理想実現に向け一生懸命に努力したのであります。仏教を広め、当時の日本からすれば先進国であった隋の政治文化制度を学び、冠位十二階や憲法十七条を制定し、国家体制を整えようとしたのであります。我が国最初の女帝、推古帝の内政・外交を担ったのであります。その業績をたたえ、後の人々から聖徳太子と言われるようになりました。日本史上最大の英雄となり、今も尚、我々の心の中で生き続けているのであります。

そこで、学校教育の一環として、聖徳太子の教育はどのようにしているのかお尋ねします。

○議長（村井浩二君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 教育大綱に関しまして、聖徳太子の教育についてのご質問にご答弁を申し上げます。

教育大綱は、平成27年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、地方公共団体の首長に策定が義務づけられたもので、平成28年8月策定の旧大綱が計画期間の5年を経過したため、この度、第5次総合計画との整合を図り、新たに令和3年度から7年度を計画期間として新大綱を作成するに当たり、現在パブリックコメントを実施しているところとなっております。

新大綱は、豊かな自然と歴史に生まれ、一人ひとりの個性が輝く、和の人づくりを基本理念に13の基本目標を定めるところですが、13番目の項目のまちの誇りである歴史遺産を継承し、その活用を図りますにおいて、貴重な歴史文化遺産や郷土の偉人についての理解を深め、未来に継承すると共に、文化財の保存、活用を行うことにより郷土

愛を育みますと記載をしております。

太子町には多くの歴史遺産があり、それに関わる人物に関しましても幅広い時代にわたって多様な事跡が知られていますが、中でも議員ご指摘のとおり、町内に御廟が所在する聖徳太子は、歴史上、数々の偉業を成し遂げ、日本の国家体制の基盤を整えた偉人として知られており、教科書にも記載されるなど、義務教育においても学習素材の1つとなっております。

義務教育における教育課程は、文部科学省においてまとめられた学習指導要領に基づいて行われるところですが、歴史的分野の学習は小学校においては第6学年の社会科の学習内容となっており、国家及び社会の発展に大きな働きをした先人の業績や優れた文化遺産について理解することと目標が示されております。

聖徳太子に関しましても、聖徳太子はどのように国づくりを進めたかについて、社会的事象の見方・考え方を働かせ、大化の改新や体力の文化を取り入れた政治の様子など、当時の歴史的事象を関連づけて総合し、文章での記述や説明を行うよう示されており、聖徳太子の肖像画やエピソードなどから、その人となりを想像する学習なども例示をされております。

又、中学校社会科歴史分野においては、聖徳太子の政治、大化の改新から律令国家の確立に至るまでの過程を、小学校での学習内容を活用して大きく捉えさせるようにすることと示されております。

さらに、本町においては、小学校の段階で総合的な学習の時間の中の地域学習として聖徳太子を取り上げ、叡福寺を訪問し、住職から講話を受けてございます。又、教育委員会において作成をしております社会科副読本「わたしたちの太子町」において、聖徳太子が本町の町名の由来となっていることにも触れ、冒頭には、町章の紹介と共に太子町が聖徳太子ゆかりの地であることや、十七条憲法にある「和をもって貴しとなす」の一文等について紹介し、地域との関連での理解を深める学習を行っております。小学校6年生の遠足では奈良県の明日香村を訪問し、聖徳太子誕生の地と伝わる橘寺をはじめとする太子に関わりのある寺院や史跡を巡りながら学びを深めています。

町立中学校においては、社会科歴史分野の授業の中で、太子の偉業やその歴史背景などをより詳しく学習しますが、太子町独自の取組として、総合的な学習の時間において町内オリエンテーションの取組を行い、町内の史跡巡りをする中で叡福寺を訪問し、太子が眠る町を肌で感じ、意欲関心を持って学習する機会をつくるなど、町名の由来とな

っており本町に関係の深い日本史上の偉人の1人として聖徳太子を日常生活で感じながら学んでいる状況となっております。

今後も引き続き、聖徳太子のみならず、地域学習や歴史学習に取り組むことで、地域に愛着と誇りを持ち、地域を支える人材の育成を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（村井浩二君） 辻本 馨議員。

○6番（辻本 馨君） 今日に生きる我々も、太子が生きた時代に思いをはせ、日々研さんを重ね精進していくことが未来につながる道だと考えていく所存であります。

次に、現在、学校で行われている日本史や地理の教育についてであります。戦前の日本の教育というのは、年代と出来事を丸暗記するというのではなく、まず、事実関係で何かあったかを学ぶ。具体的な証拠に基づいたものから知識を理解していき、例えば、明智光秀はなぜ本能寺を攻めて織田信長を討ち果たしたのですか、そこまでの前後関係までは先生が教えてくれます。そこから、では、あなたが明智光秀だったら本能寺を攻めましたか。明智光秀が本能寺を攻めてこなかったら、その後の日本はどうなっていたのか、君はどう思いますかと徹底的に生徒同士で議論をして戦わせる。歴史とは考える授業でありました。

特に、i f、もしで考える。これが歴史を通じて思考力を養い、結果として反省したり実感として何かを感じることである。それは自分自身が歴史の当事者になって考えるからである。歴史は、英語でh i s t o r yと書きます。まさに物語なのであります。世界史で、例えば第2次世界大戦でドイツ軍がポーランドに侵攻して戦いは始まりました。このとき、あなたがポーランドの国王だったらドイツ軍の侵攻を止められましたか、どうすれば戦わずに済みましたかと考えさせられます。これはものすごいことでもあります。まさに歴史の当事者になるのですから。

地理の教育なんかは、江戸時代の寺子屋から遡ってみますと、まず、小さい子どもは周りの土地の由来から覚えていきます。宗右衛門町は、昔、宗右衛門が住んでいたからそうだった、銀座は、銀貨の鑄造が行われていたからそうだった。地名を通じて歴史を学び、郷土に対する愛が芽生える。大きくなっていくと、市や郡単位でそれぞれの由来や歴史を学んでいきました。今のように県と県庁所在地を覚えるのではなく、土地に対する愛情を育む教育をしていました。

現在の歴史教育はどのような教育をしているのかお聞きしたい。

○議長（村井浩二君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 現在、小中学校で行われております日本史をはじめとする歴史教育については、小学校6年生及び中学校1、2年生において学習することが学習指導要領に定めております。

小中学校社会科の教科の目標としては、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等の資質・能力の3つの柱に沿った目標を立て、それぞれを有機的に関連づけることにより、社会的事象の歴史的見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通じて、広い視野に立ち、グローバル化する国際化社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成することを目指すこととされてございます。

ただ覚えるだけという歴史教育に対する印象は、端的に高校や大学受験に対するイメージが強いことに起因するものと思われませんが、歴史の学習においては、単に覚えるということに主眼を置くのではなく、先にお示しをしました知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等の資質・能力の3つの柱に沿い行われる中で、調査や諸資料から歴史に関わる事象についての様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身につける学習を充実することや、歴史に関わる事象の意味や意義、特色、事象間の関連を説明したり、課題を設けて追求したり、意見交換をしたりするなどの学習を重視して、思考力、判断力、表現力等を養うと共に、学習内容の確かな理解と定着を図ることに配慮することなどが示されており、学習全般に通じて方向づけられる主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進が図られているところとなっております。

議員もご指摘のとおり、史実を学びながら、当時の歴史的背景を鑑み、議論をすることはとても重要であり、現在小中学校において行われている授業においても、自らの考えを自らの言葉で相手に伝えるという言語活動の充実を図りながら、話し合い活動を多く取り入れることによって、より深い学びができるよう授業を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（村井浩二君） 辻本 馨議員。

○6番（辻本 馨君） 昨今の我がまち太子町の義務教育を巣立って高校に進学してからのここ数年の大学の進路で、かなりの学生が国公立大学や難関私立大学に進学していると知りました。これは、教育長はじめ教職員が真剣に子どもたちの未来のことを考えている証左であると考えます。一喜一憂することなく、今後も太子町ならではの教育をし

てもらいたい。日本の未来のためにも。

次に、小中一貫教育についてお尋ねします。大阪府下の現状と、本町の取組についてお聞かせください。

○議長（村井浩二君） 教育長。

○教育長（勝良憲治君） 小中一貫教育についてのご質問でございますが、私のほうからご答弁させていただきます。

小中一貫教育といいますのは、小中連携教育のうち、小中学校教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、継続的な教育を目指す教育のことを指します。

小中一貫教育の形態として、1人の校長先生が1つの教職員組織を置かれ、義務教育9年間の学校目標を設定するなど、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する義務教育学校と、又、同一の設置者による独立した小学校と中学校が基本的な枠組みを残したまま、9年間の系統性を確保した教育課程を編成実施する併設型小中一貫校、異なった設置者による小学校と中学校による連携型小中一貫校がございます。さらに、小学校と中学校の教職員が情報交換や交流を通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す形態を小中連携教育と呼んでおります。

令和2年度当初のデータによりますと、大阪府内の公立小中学校では、義務教育学校が7校、制度として位置づけられた小中一貫校が6校となっております。又、小中一貫教育に取り組んでいる市町村は17市町、小中連携教育に取り組んでいる市町村は25市町村となっております。

本町は、小中一貫教育に取り組んでいる市町村に該当しており、先般、12月議会で建石議員の一般質問でもご答弁を申し上げましたとおり、従前から町立幼稚園、小学校、中学校間の接続が重要であると考え、それぞれの段差解消を目指して取組を実施してきたところでございます。

しかしながら、太子町においても更に人口減少・少子化が進み、又、子どもたちを取り巻く学習環境も目まぐるしく変わる中、学びについては太子町にしかできない太子町らしい教育に絶えず取り組んでいく必要があると考えております。

田中町長とは認識を一にしながら、太子町がこれまで積み重ねてきた成果を生かし、又、学校教育を取り巻く現状と課題や国や大阪府内における小中一貫教育制度の状況を鑑みたとき、現状の1中学校2小学校の体制を維持したまま、小学校と中学校を合わせ

た義務教育9年間の系統性・連続性を配慮した一貫性のある教育活動を更に充実、現在実施しております小中一貫教育を更に一步前進させることとしております。

そのため、昨年来、大阪府からの助言も受けつつ、市町村での事例研究や教育委員会内部での議論を踏まえて各学校との協議を進めながら、制度設計の検討に着手しているところでございます。

子どもたちが、太子町に生まれ育ってよかった、太子町の学校で学べてよかったと思える小中学校を目指して、引き続き学校教育の充実に取り組んでまいります。

○議長（村井浩二君） 辻本 馨議員。

○6番（辻本 馨君） 分かりました。ありがとうございました。

本日は、太子町における学校教育について幾つか質問をいたしました。

これからの日本を担う子どもたちの今いる環境を整備し、よりよい環境をつくり出していくのが我々大人たちの責任であると言えます。

かつて20世紀は戦争の時代でした。日露戦争、第一次世界大戦、第二次世界大戦と大東亜戦争では、私たちのほんの少し前の先人たちが、この国の独立を守るため、そして、アジアにおける欧米列強の植民地支配を解放するため、命をかけて戦い抜きました。多くの貴い英霊のおかげで今日の平和な我が国があるということを私たちは決して忘れてはならないのであります。

我々は、過去、先祖とつながっております。そして、未来ともつながっているのです。正しい歴史教育は、過去から現在に学び、そして、未来へ引き継いでいく重要なことでもあります。そして、この国に生まれたことに感謝をして日々生活を送るのであります。子どもたちの教育からは、生きる力、親がいなくても育っていける生命力、何かに役に立てる人に成長していくことを教え、感謝すること、希望を持つことを心がける、そんな人間になってもらいたいと思います。

本町で教育を受け育った人が、やがては21世紀に名を残す、そんな偉大な人物が出てくることを願い、終わりにいたします。

○議長（村井浩二君） これにて辻本 馨議員の質問を終わります。

次に、西田議員の質問を許します。

西田議員。

〔3番 西田いく子君 登壇〕

○3番（西田いく子君） 通告に基づきまして、一般質問を行います。

1 問目は、介護保険についてお尋ねします。

2000年に高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして始まった介護保険制度は、サービスの削減や負担増を図る改悪が繰り返されてきました。さらに、総合事業の対象に要介護者が含まれることとなり、ケアプランの有料化など検討されています。このようなサービスの削減や負担増一辺倒では、高齢者の生活を守り、支えることはできません。

現行の介護保険が多くの矛盾を抱えていること、その大本に政府の社会保障削減路線があることは、介護の現状を憂える多くの有識者や関係団体の共通認識となっています。

とりわけ2013年12月に成立した社会保障制度改革プログラム法によって、社会保障の公的性を否定しかねない自助の共同化が打ち出され、制度改悪、切捨てが推進されてきました。

要支援者や軽度者の保険給付外しをめぐっては、厚労省の初代老健局長として介護保険制度を導入し介護保険の生みの親を自称する堤修三氏ですら、このようなやり方は被保険者との約束を国が反故にするものと指摘し、介護保険は国家的詐欺になりつつあるように思えてならないという痛烈な批判を発信しています。

介護保険制度は、必要になっても使えない、費用負担ができず利用控えることなど、保険あって介護なしの状況が更に深刻になっています。厚生労働省の調査で、介護保険料を滞納して差押え処分を受けた高齢者が、2018年度は過去最高の1万9千221人に上っていることが明らかにされました。介護保険制度が始まった2000年度から保険料が約2倍に上昇していることが影響したと見られていると報じられています。太子町の保険料基準額は、1期2千925円から7期6千150円と引き上げられ、8期では更に6千480円に2.2倍にも引き上げられようとしています。

私たち日本共産党は、数年に1度、住民アンケートを実施しております。町政に望むことをお尋ねすると、国保料の引下げ、介護保険料の引下げ、上下水道料金の引下げなど、高過ぎる公共料金を引き下げてほしい、こうおっしゃる住民さんが多数いることがよく分かります。

その中でも介護保険は特に負担感が強い公共料金の1つです。上下水道は絶対利用いたします。国民健康保険料は、お医者さんに一生かかることがないという人はほぼいませんから、利用するためにも保険料を納めなければならないと思いますし、減免制度もあります。

ところが、この介護保険料は、一生介護にかからずに生涯を終えようとも、大多数の方が年金から天引きされて払わなければならないことになっています。無年金で所得がなくても、保険料負担がのしかかっています。負担感が半端ではなく、高過ぎる、引き下げてほしい、この思いが強いのが介護保険料です。

コロナ禍の中、各自治体で3月議会が今開かれ、予算審議がされています。近隣の自治体の第8期の介護保険料基準額を聞いていますが、値上げにはなるけれども、数十円で抑えたいという自治体があれば、値下げをする、据え置くという自治体も生まれています。コロナ禍で住民の暮らしが大変だ、できることはないかを真剣に考えれば、簡単に値上げできないはずで、そして、これらの自治体であっても、一般会計から繰り出してまで値上げを抑制、据え置き、引き下げているわけではありません。基金を投入して、介護保険料を値上げしない努力をされているわけです。この考えは今に始まったことではありません。

介護保険料は、3年間必要額を計算して、3年間で収支が合うよう保険料が決められています。1ヶ月の予算でも収支をゼロにすることは難しいですから、3年分ともなるとどうしても誤差が出ます。

太子町では、4市町村での合併協議が立ち上がったときの第2期の介護保険料を富田林市の保険料に合わせて低く設定し過ぎたために、基金がなくなったばかりか、大阪府の財政安定化基金を借りたとき以外、3年間が終わった年に基金が残っている状況で黒字で7期まで来ました。2期以外赤字はありません。そして、この残った基金は、充当するという表現や全額投入するという表現など違いはありますが、次の期の保険料に繰り入れられてきて、保険料を少しでも引き下げるために使われてきたのが歴代の太子町政の在り方でした。

ところが、来月4月から始まる第8期の介護保険料を決めるに当たって、1億1千800万円もの基金残高があると言いながら、第8期に続く第9期で高齢者が増えて一気に介護保険料が上がるようなことになっては大変だからとか、第8期の3年間の途中で予測し得ないことが起こったときに困るからだとか言って、第9期の分として残しておくため、第8期では5千万円しか基金を取り崩さないと言います。

改めて私が言うことでもありませんが、介護保険料は、3年間の介護サービスにかかる費用を基に算出し、1人当たりの平均的な保険料額（基準額）を決定する、これが基本です。この間この当たり前のルールを守って、65歳以上の全ての高齢者が払う介護

保険料が決められてきました。いつから6年間で介護保険料を算定するようになったのでしょうか。介護保険料の算出方法が変わったのでしょうか。答弁をお願いいたします。

又、1億1千800万円もの額が残っているというのは大問題です。第7期の保険料を決める2018年（平成30年）の会議で、なぜ第7期は第6期と同額、据置けたのかを尋ねましたら、当時の課長さんは何と説明したか。第6期計画時の計画値と実績値の乖離がありましたというところで、3年間を含めまして黒字となっております。その黒字を当然基金という形で準備基金で貯めているような形になってしまっているんですけども、それを第7期計画の財源に充当するというところで、同額で第7期の計画を策定できるということになっていますと、少しでも負担を増やそうと国で基準である9段階より多段階化を行い、被保険者の負担能力に応じた保険料設定を行うと、これまで9段階だった所得区分を12段階に細分化もしたわけです。

私は、このとき本当に努力してくれたと思っています。そうやって算定した保険料であっても、3年間の終わりに1億1千800万円も残りました。過去最高の計算値と実績値が乖離した額になっています。この額は多過ぎると思いませんか。第7期の計算が大きく間違っていたのではないのでしょうか。間違っていて、住民さんから取り過ぎた結果が1億1千800万円という大きなお金になっているのなら、これは住民に返還すべきではないのでしょうか。以上、答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 貯金ではなく、介護保険料引下げをについてご答弁申し上げます。

介護保険事業計画は、3年を1期として介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施することを目的に策定し、各事業を安定的に実施しつつ、第8期事業計画では、団塊世代が75歳以上となる令和7年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えた中長期的計画となっており、未来本町の高齢者福祉施策を安定的に実施するためにも、第9期事業計画を視野に入れた保険料設定を行っております。

又、介護給付費準備基金残高の見込額1億1千800万円の取崩しにつきましては、そのうち5千万円を取り崩すことで第9期事業計画期間中の保険料上昇を緩やかにするものであり、第9期事業計画で予測される保険料の大幅な上昇とならないように、今回準備基金の導入を行ったところでございます。

又、準備基金残高の状況でございますが、施設の入所状況など、第7期事業計画の計

画値を下回ったことで給付費の積立てが可能となったこと及び社会福祉協議会との連携による地域支援事業の継続的な実施並びにお達者トレーニング、元気ぐんぐんトレーニングなど、各種トレーニング事業においてフレイル予防に積極的に取り組んだ結果などが反映されていると考えております。

今回の準備基金残高につきましては、今後も引き続き、本町介護保険事業運営に対し、効率的・効果的に活用してまいりたいと考えております。

○議長（村井浩二君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 今、長期的な視野に入れた計画、この先高齢者が増えるからということをおっしゃいましたが、これは第6期から7期のつくった計画にもその文言がありました。6期から7期は据え置いたわけです。ですから、増えるのはもう分かったことです。分かっているけれども、お金が余ったら使ってきたのが今までの太子町だったということはお存じやと思いますし、今回なぜ残したかというところはまだまだ一度聞かせていただきます。

1から12段階までありますから、各々この間払った額は違います。3年ありますから、3年の途中から保険料が変わった方もいらっしゃいますし、この3年の途中でお亡くなりになった方もいらっしゃいますから、余ったからといって、国や府に返すみたいには、この3年間保険料を払って住民さんにお返しすることはできないと思うんです。返すのが筋だと思います。でも、返せないことがあっても、次の保険料算定時には基金を使って1円でも引下げできるものなら引下げようとしてきたのがこれまでの太子町でした。

委員会の審議では、第8期の3年間の間に何かあったときのために基金が必要という感じのことも答弁しておられましたけれども、何かあったときのために大阪府の財政安定化基金があるんでしょう。これ、計算間違いが心配というのならば、5千万円も使わずに、全額基金に積んでおくのが一番安心できるんじゃないですか。

8期介護保険事業計画では、令和2年度、人口1万3千270人、65歳以上が3千889人、高齢化率29.3%と書かれています。3千889人の65歳以上の方に全額お返しすれば、割り算したら約3万円お返しできる額です。町独自の65歳以上の住民さんに給付したコロナ対策費1万円、この3倍もの金額です。この給付金、何で出したんですか。高齢者の生活を応援するためのものだったのではないですか。1万円渡して3万円奪う。高齢者の皆さん、たまったものじゃありません。この後の補正予算で計

算を間違ったとお詫びがありますけれども、国は府からもらい過ぎたお金は国へも府へも全額きっちりお返しするのですから、住民さんにも3万円を返してはいかがですか。

何度も保険料を考え直すよう言い続けてきましたが、頑なに変えようといたしません。5千万円を第8期に使い、残り6千800万円を第9期のために置いていくというこの金額の配分の根拠、教えてください。これ、根拠があるなら、ほかの自治体も根拠に沿って従わなければならないはずです。太子町がこの5千万円を使い6千800万円残したという根拠について、明確な説明をお願いします。

法の在り方を変えてでも3年計算を6年計算にするという方向に大きく舵を切ったのは、お尋ねいたします。町長が替わったからですか。一般会計から繰り出せと言っているわけでありませぬ。せめて貯金を吐き出せというののどこがおかしいのでしょうか。せめて段階を細分化して、1円でも所得の少ない人に配慮しようと、これすら考えることもできなかったのでしょうか。住民の痛みにもあまりにも鈍感過ぎます。基金を半分以上、6千800万円残してこの先の第9期のために置いておこうと決めたのは町長ですか。町長以外答えられる人はいないと思いますので、この部分、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 第8期事業計画に準備基金のうち5千万円を導入し、第9期事業計画に残りの6千800万円を導入する根拠といたしましては、今後も高齢化が進行する中、給付費の上昇並びに厚生労働省が開発いたしました見える化システムによる介護サービスの見込み量等の将来推計から明らかとなっております。そのため、激変緩和対策として今回準備基金を有効に活用させていただき、5千万円を取り崩すことで、第8期保険料基準額は6千480円、第9期保険料基準額は約7千300円と上がり幅を抑えることができると考えております。

又、保険料値上げの背景といたしまして、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の拡大により介護事業所の経営悪化や廃業が相次いでいることから、事業者を支払う介護報酬を増やす一方で、特別養護老人ホームなどの入居者やデイサービスの利用費の引上げを発表しております。これに伴い、第1号被保険者の保険料も値上げする自治体も多く、第7期事業計画の全国平均で現在の月額基準額5千869円から、4月以降は月額基準額6千円を超える見込みとされ、厚生労働省は令和7年度には月額基準額7千200円まで上がると試算しております。

次に、大阪府の財政安定化基金の設置目的といたしましては、市町村の介護保険財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため設置するとなっております。

現在、大阪府内におきまして、財政安定化基金の貸付けを受けている市町村はございません。本町の考え方といたしましては、準備基金を全額取り崩し、その後において保険財政に不足が生じた場合には、保険料の不足分について財政安定化基金から貸付けを受けることとなります。ただ、その返済分につきましては、次期介護保険料に上乗せされ、結果的には次期保険料の上昇を招くこととなります。そのためにも、介護保険財政の運営を維持するためには、一定額を準備基金に造成しておく必要があり、又、第9期事業計画を見据えた準備基金の取崩しとしております。

次に、第7期事業計画における準備基金の取崩しにつきましては、各計画年度において、次期計画期間の高齢者人口の増、それに伴う給付費の増など、介護保険情勢を考慮しつつ保険料を設定しております。その際、基金の取崩しについても検討し、保険料を設定したものであると考えます。

又、第7期事業計画における65歳以上の人口は、実績値で平成30年で3千755人、平成31年で3千815人、令和2年で3千889人となっており、実績値を基に第8期事業計画の高齢者人口を算出しております。先ほども申し上げましたが、準備基金1億1千800万円は、取り過ぎたのではなく、施設の入所状況など、第7期事業計画の計画値を下回ったこと及び介護予防における各種事業の充実並びに継続実施などの影響で、現在の基金残高となっております。

最後に、65歳以上の方に1万円ということで太子町版生活支援特別給付金を支給する一方で保険料を引き上げるのかとのことですが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、生活支援を目的として全住民を対象に支給したものでございます。うち、65歳以上の方々に対しましては1万円を支給し、支援を行ってまいりました。

このような支援の中、又、コロナ禍での保険料の引上げにつきましては、先ほども申し上げましたが、本町における高齢化率は令和3年2月末時点で29.6%となっており、今後も高齢化が進行していく中、認定者数の増加に伴う重度化防止の各種サービスなどの利用も増加が予想され、第1号被保険者1人当たりの給付費も年々増加を続けていることから、保険料の上昇が避けられない状況となっております。

又、準備基金の取崩しにつきましても、安定的な介護保険運営を保つため、準備基金

見込額1億1千800万円のうち5千万円を取り崩し、第9期事業計画を見据えた保険料設定といたしております。

いずれにいたしましても、第7期事業計画まで実践してきました各種高齢者施策を継承し、本計画の主な対象者である高齢者が今後も住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせるよう、中長期的な観点から社会福祉基盤の整備に取り組み、又、準備基金の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 町長の代わりに部長が答えてくれたということでしょうかね。

激変緩和措置とか言いますが、これ、国保と一緒にならないのは部長が一番よくお分かりだと思うんです。国保はもう大阪府が決めていますからね。ここに向かって一気に最後までずーっと低いままで抑えていて、住民さんが言うように低いままで抑えていても、最後にはどうしても大阪府に合わさないといけない時期が来るということで、そのために、それがいいとも言いませんけれども、斜めになだらかに上げてきてはいますが、介護保険にそういう基準はないじゃないですか。そういう施設が埋まらなかったら余ることもありますし、逆に施設が建って、こども施設入所者が増えたら、こんな1億1千800万円の5千万円、6千800万円残したって、それが足らなくなることだってあるかもしれないじゃないですか。そういう状況も踏まえて今まで介護保険料は決めてきたんです。

次期はもうどこも上がって6千円を超える見込みと言いましたけれども、今、太子町は既に6千円を超えているじゃないですか。大阪府が全国でどれだけ高いか。沖縄に次いでだったかな。大阪府は何しろ介護保険料の全国平均を大幅に上回っています。太子町はその中でも高いほうにあるんです、太子町に住んだら全国でもトップクラスの介護保険料を払わなければならない。一方では、サービスが整っているという言い方もできますが、でも、自分の収入から持ち出されるこの保険料が全国でも指に入るほど高いということは、この金額を出された職員が一番よくお分かりだと思います。

地方自治法に、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として書かれています。お金がありながらの介護保険料の値上げは、住民の福祉を増進するのではなく減退させること、地方自治法に背くことをしたのだと指摘をしておきます。

介護保険法第1条、介護が必要になっても、尊厳を保持し、能力に応じ自立した生活

を営めるよう、必要な給付を行うに則り、お金の心配をすることなく必要な介護サービスを必要なときに利用できること、又、自立困難や生活困窮であっても、人として尊厳のある暮らしが送れ、住民が安心して生活できるための介護保険でなければなりません。給付の充実や介護従事者の処遇改善を保険料、利用料に跳ね返らせずに行うため、介護保険の国庫負担、公費負担を引き上げることは、民主党政権時代、野党だった自民党、公明党も主張していたことです。

公益財団法人介護労働安定センターが公表した2019年度介護労働実態調査で、介護現場の人手不足が過去最悪の水準にあることが明らかにされました。訪問看護、ホームヘルパー、介護職員の1年間の離職率は15.4%、人手不足に加え高齢化も進んでいます。介護サービスが確実に提供されるには、人材の確保は不可欠ではないでしょうか。

ところが、平成29年の介護保険法改正では、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図ると共に、制度の持続可能を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするとされました。

年金はマクロ経済スライド制度により給付額が削減され、医療費の負担増、消費税10%への増税など、高齢者がより一層厳しい生活へと追い込まれており、介護保険料を支払い、いざサービスを利用しようと思ったら、お金がなくて相談すらできない、特養入所者が支払い困難を理由に退所するなど、経済的な理由で介護サービスを受けられない状況が生まれています。厚労省が検討する方向は、利用者、家族に一層の苦難を強いるものです。安心して利用できる制度を求める国民の声に逆らい、暮らしをますます深刻化させる介護保険の改悪はやめるべきです。

又、今、新型コロナウイルス感染症の拡大は、日本の医療、福祉、公衆衛生の体制がいかに脆弱なものであったかを浮き彫りにしました。コロナ危機で明らかになった社会保障の弱体化を引き起こす大本にあるのは、歴代政権が取ってきた社会保障削減路線です。コロナ危機は、人は誰しも他者によるケアなしに尊厳ある生活を送れないことを明らかにしました。必要なケアを安心して受けられるよう、社会保障、ケアを抜本的に強化することが求められています。

日本共産党は、医療、介護、障がい福祉、保育など、命を守るケアに手厚い社会をつくることを政策として掲げています。受益者負担は当たり前の冷たい政治ではなく、社会保障を充実し、住民福祉の向上第一の優しい政治実現を求めて、この質問を終わります。

す。

次に、バスの運行は住民の声を最優先に。公共交通について質問させていただきます。

昨年6月、例年とは違うコロナ禍の中で地域公共交通がスタートしました。福祉センターが休館になったり、外出を控える人が増えたりすることもあるとあって、待ち望んでいた人が利用したのかしなかったのか、不便か便利か分かりにくい状況にあると思います。ですので、コロナの影響を受けた中でも、2021年度地域公共交通が始まってからの現状到達、今後どのように進めていくのか、お尋ねいたします。

まず、本格運行となりました金剛バスについてお尋ねします。

乗客数はどうなっていますか。正確な数字が金剛バスから示されるのでしょうか。当初、時刻どおりに来なかったり運賃を間違っていたり、小さなトラブルがありましたが、今、金剛バスは順調に運行できているのでしょうか。乗継割引券、100円割引券は、ワンマンカーで運転士さんだけで処理することに面倒はないのでしょうか。金剛バスから太子町に改善を求められていることなど届いていましたら、お答えください。

それと、私は金曜日の朝7時から8時前まで上ノ太子駅にいますのですけれども、通勤ラッシュ時の駅前には、徒歩で通勤・通学される人、自転車・バイクで駐輪場に向かう人、送迎の車や駐車場に入る車、そこに金剛バスが2台連なってバス停に停車している上に、スクールバスもロータリーにとまっている時間帯があります。混雑でこのラッシュ時に車と人の事故も起こっており、住民さんからも何とかしてほしいとの声が届いています。これまでも住民の安全を守るために朝晩の上ノ太子駅の混雑解消対策をお願いしてきましたけれども、その返事はどうなっているのでしょうか。バスの停留所、案内表示などの要望もありましたが、金剛バスに町として変更を求めているところはあるのでしょうか。

2つ目に、金剛バス路線以外について、太子町が実証運行しているコミュニティバスについてお尋ねします。

実証運行でコミュニティバスを走らせてから見えてきたよかったこと、悪かったこと、どんなことがあるのでしょうか。新年度4月から変更しようと思っていることはあるのでしょうか。広報たいし2月号のみんなで育てる地域公共交通には、実態調査はあくまでも量的な調査です。実態の質的な把握には皆さんからの声が不可欠です。ぜひとも事務局に様々な声を届けていただきたく、どうぞよろしくお願ひいたしますと書かれてありました。住民さんから声が上がってくるのを待つだけではなく、町が直接であったり

アンケートであったりなど、住民の声を聞く場を設けているのでしょうか。

また、私が参加をします太子町に循環バスを走らせる会が、この広報の呼びかけを受けて要望書を提出いたしました。町がこの要望書を基に文書回答も出され、懇談の場を設けてくれました。どんな声が届けられたのでしょうか。また教えてください。

太子町のホームページには、コミュニティバスの月別の利用実績が掲載されていますが、6月からのコミュニティバス乗車率、行き先で多いのはどこなのでしょうか。コミュニティバスについて、お答えください。

3つ目に、福祉施策として取り組んでいるたいしくんの乗合ワゴン車、外出支援事業についてお尋ねします。

乗合ワゴン車運行開始当初は予約が面倒との声がよく聞かれましたが、利用を重ねることでそんな声も聞こえなくなり、予約の電話をしている住民さんの声だけで誰々さんと分かってもらえる対応に感謝の声も届けられるようにもなっていました。福祉センター行きバス停までが遠くて福祉センターに行くのを諦めてきた人も、友達を誘ってまた福祉センターに通い出したり、予防事業に参加する人が増えるなど、高齢者の外出支援として町内を駆け巡るたいしくんの車は住民にはなじみになっていました。

ところが、これもコロナの影響もあるのでしょうかけれども、6月以降、たいしくんを見る機会が随分減ってきたように思います。一体、今、たいしくんはどのような利用のされ方をしているのでしょうか。ワゴン車の現在の利用状況についてお答えください。

又、もう一つの福祉施策、外出支援事業ですけれども、町内のボランティア団体が取り組んでくださっていると聞きます。これらのボランティア団体の外出支援がたいしくんの代わりをしているのですけれども、利用状況は把握しているのでしょうか。無料で利用できるたいしくんと有料の外出支援で、利用を控えざるを得なくなった方、利用できなくなった方がいらっしゃらないのでしょうか。

最後に、費用についてお尋ねします。無料で福祉センターバスに乗ることができ、無料で乗合ワゴン車に乗ることができていた住民さんの側から見れば、少くない収入の中から支出が増えたり、路線バスだと乗り降りに不便だったり、後退した部分は少くないのですけれども、太子町が言う費用対効果からはどうなのでしょう。

金剛バスについては、直接町から補助はなく、企業努力で運営されていると思いますけれども、コミュニティバスやたいしくん、外出支援事業は太子町が実施をしています。太子町地域公共交通網形成計画策定時、今のような公共交通にすれば費用が抑えられる

といったような説明がありました。本当にそのような数字になっているのでしょうか。3月議会当初予算に現れるこれらの事業に要する額と福祉センターバスと乗合ワゴン車だったときの額を比較し、効果があったとお考えでしょうか。

利用者の声、住民の声を反映し、実証運行期間を通じて住民が喜ぶより良い公共交通に前進させていくことが、いつまでも住み続け続けられる太子町であるために大変重要だと思っております。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） バスの運行は住民の声を最優先にとのご質問でございますが、太子町は、将来に向かって持続可能な公共交通の構築という考えの下、全ての住民の皆様を対象に公共交通を利用できる人、又、公共交通の利用が困難な人とに分類した上で、福祉センターバス、乗合ワゴンを含めた住民皆様の移動手段そのものを構築する太子町地域公共交通運行計画を平成31年度に作成し、これに従い、コミュニティバスの実証運行、そして、金剛バスによる新規路線の本格運行が昨年6月1日より開始されたところでございます。

現在、実証運行の開始から10ヶ月弱が経過しておりますが、この間、金剛バスの運行につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響と考えられますが、1日の乗降者数の調査では平成30年度の調査と比較すると半数以下となっておりますが、各種補助金などのチケットの運用も含め、今のところ問題なく対応していただいております。

コミュニティバスの運行につきましては、月別に見ますと、10月には1千人を超える乗車人数でしたか、その後12月以降については、緊急事態宣言による福祉センターの閉館もあり、1月には238人となっております。日別で見ますと、乗車人数70人が最多となっており、又、一方、最少の人数としましては1人が最少というふうな形となっております。

バス停別に乗降者数を見ますと、福祉センターが最も多く、次いで、太子町役場、塚の前公園となっております。

住民の皆様の声としまして、コミュニティバス、又、金剛バスによる新規路線とも、公共交通空白不便地域の方をはじめ、多くの方々から総じて便利になったというお声をいただいております。又、お出かけ支援につきましても、1月末で1千65人の方が申

請、登録されるなど、助成制度についても積極的に利用していただいているところでございます。

一方、コミュニティバスダイヤのダイヤに遅れが生じることや、金剛バスの接続、又、上ノ太子駅前での混雑などについて、改善を望まれる声などもいただいております。

このうち、上ノ太子駅前につきましては、一部学校法人の送迎バスが乗り入れていることもあり、朝夕には混雑する状況となっておりますが、太子町の行政区域外となることから、羽曳野市に対し対応など確認を行ったところ、羽曳野市にも同様の苦情があるとのことで、学校法人に対して注意を促す要請を文書及び口頭により行っているとのことでございました。しかしながら、上ノ太子駅前ロータリーは市道であり、送迎バスは一般車両と同様な扱いとなるため、強く指導することができないということでもございました。

次に、公共交通の利用が困難な方に対する支援として、ワゴン車の運行、いわゆるサロン送迎及び地域支え合い型移動サービスについてのご質問でございますが、地域公共交通の再編後、役場高齢介護課に外出支援相談窓口を設置し、高齢者の移動支援を含めた生活支援相談により、個別に利用先の聞き取り調査を行い、現在、社会福祉協議会に委託しておりますサロン送迎により、福祉センターと町内8ヶ所の交流サロンへ参加される方に対する無料送迎サービスや地域支え合い型の移動サービスのご案内などにより、高齢者の利用状況に応じた移動サービスを受けていただいております。又、交流サロンを拠点として、月3回程度、近隣のスーパーなどにお買物バスツアーを実施しております。

次に、サロン送迎の利用状況でございますが、定員8名で、新型コロナウイルス感染症対策を十分に図りつつ、福祉センター及び8ヶ所の交流サロンに無料送迎を実施しておりますが、現在のところ福祉センターのみの送迎となっております。利用回数でございますが、直近の2月利用実績では、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令に伴い福祉センターが休館となったことから、1月と同様、実人数、延べ利用回数とも実績はございません。

次に、地域支え合い型医療サービスの利用状況でございます。現在、寿喜菜の会、桜草クラブ、プラスワンの3団体が移動支援サービスを実施していただいております。直近2月の利用実績では、寿喜菜の会で乗降支援回数として20回、桜草クラブで乗降支援回数28回、プラスワンでは12回となっております。行き先につきましては、主に

医療機関やスーパーなどとなっております。

又、地域支え合い型移動サービスに対する更なる支援策として、公用車貸出事業を実施し、公用車2台を貸出ししております。

続きまして、実証運行開始前の直近の平成31年度一般会計における事業予算としまして、福祉センターバス経費として324万2千円を計上し、決算額としましては320万4千396円、又、地域公共交通再編前の予約型乗合ワゴンの運行に要する外出支援事業として、アルバイト賃金及び外出支援事業委託料など770万8千円を計上し、決算額としましては751万2千263円となっております。

令和3年度の事業予算としましては、一般会計では、外出支援事業（地域支え合い型医療サービス支援）として、地域支え合い型移動サービスを実施する団体、寿喜菜の会及び桜草クラブに対する支援として、公用車を無償で貸出しするための経費43万2千円を計上しております。尚、プラスワンにつきましては、太子町社会福祉協議会の車両を送迎車両として利用されているため、貸出しは行っておりません。

次に、介護保険特別会計では、介護予防・生活支援サービス事業費として、訪問型サービスD事業（移送前後の生活支援）でサービスを実施する団体、寿喜菜の会、桜草クラブ、プラスワンの3団体に付添い等の支援に対する補助金88万6千円を、社会福祉協議会に対する福祉センター等へのサロン送迎委託料として392万7千円をそれぞれ計上しております。

次に、令和3年度の地域公共交通事業におけるバス運行に係る費用としましては、コミュニティバスの運行管理委託料をはじめ、バスの燃料費や修繕費、車検費用などで1千624万7千円を計上しております。又、バスの利用促進などに対する補助金としまして、福祉センター利用者支援、お出かけ支援、乗換運賃補助としまして508万6千円を計上しております。一方、運賃収入としましては、182万7千円としております。

今後、太子町の地域公共交通につきましては、現在いただいているご意見等も含め、地域公共交通会議におきまして、コミュニティバスの実証運行に対する評価・検証を基に見直しの議論を行い、その結果により、4月から5月の間で周知を図った後、6月より修正を行う予定としております。

しかしながら、この間、新型コロナウイルス感染症は終息しておらず、評価・検証を行うための乗降者数など資料につきましては十分な有意性となっていない状況で、さらに、今後においても感染の拡大などが見通せない状況にあることから、先に申し上げま

した見直しの議論及び修正までのスケジュールなどにつきましては、現状における予定とされているところでございます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 運賃収入がありましたけれども、補助を出している部分は今はまだ太子町が出しているお金になっていると思うんです。ですので、1月末現在のコミュニティバスの収入という合計をもらったら103万2千390円ですが、補助や乗継券を引いたら、現金として入っているお金は17万7千110円ということでした。

ちょっと金額の比較をしてほしかったんですが、確かにコロナ禍の中で、今走っているのが十分な数字になっていないので確かなことは言えませんが、計画が出るときに、今のまま走らせたらこんなに高いお金がかかるけど、実証運行、この地域公共交通、6月の走らせ方をすれば、まるですごく町の持ち出しが少ないかのような話がありましたが、今の話を聞いていてもそんなに変わらないなというところは数字として現れていたかと思います。

昨年の9月議会でも公共交通について一般質問させてもらいましたが、そのときもコロナ禍の中で先の見通しが立たないということをおっしゃっておられました。そのときおっしゃっていたんですけれども、いろんなことは地域公共交通会議において慎重に議論を進めるとおっしゃっておられました。もうこの月末でしたっけ、又、会議があるので、そこでの話になると思うんですけれども、ここでちょっと考えてもらいたいんです。

私たちは議員として住民さんから届けられた声を基に、この今もですが、私はこうやって質問しているんですけれども、この質問はここでしますけれども、議論は地域公共交通会議において議論を進めるとおっしゃるんです。この地域公共交通会議で活発な議論がされることが求められています。そうでないと、よりよいものにならないと思うんです。そこが議論する場とおっしゃるんですからね。

太子町に循環バスを走らせる会の会長さんは、住民さんの声を集めて会議の場に臨んでいますし、要望書を上げたりもされています。磯長台の福祉を考えるつどいの代表さんも、自治会の会員さんの声を集めて会議の場に臨んでおられます。それでも残念なことに、今の委員さんの中で、バスがないと町内を自由に動けない、これまでワゴン車を利用してきたという必要に迫られている住民を代表しての委員さんが1人しかいない状況です。皆さん集まってこられますけれども、自分の車に乗って会議に来られる方ばかり

りです。運転できない方も1人いらっしゃいますけれども、送迎できる家族がいらっしゃいます。利用している人の生の声、思いは大切にすべきではないでしょうか。

唯一必要とされるこの方は、これまでもバスがないと困るという自分の思いや、自分の身近で利用しなければ買物に行けない人が大変でどれだけ困っているかを会議の場で発言してられました。知り合いの方が高齢で免許を返納したけれども、この住民さん、ワゴン車が走ってくれたので、これで太子町に住み続けられる。聖和台の方だそうです。喜んでいました。ところが、ワゴン車の利用方法が変わりました。この車に乗ってラ・ムーにお買物に行けていましたが、それができなくなったら、この太子町に住み続けられると思われた聖和台の住民さん、どうお考えになっているのでしょうか。

そういったことをこの会議の場で一つひとつ住民代表としてお話しして下さっているんですけども、本来司会進行を務めるはずの会長さんは、この委員さんの発言の一つひとつに反論するんです。傍聴する私には住民の声をないがしろにしていると思えない議事の進行しておられます。又、一般旅客自動車運送事業者を代表して、金剛自動車以外にも大阪第一交通や近鉄タクシーさんからも忙しい中会議に出席していただいているのに、会長は金剛自動車を持ち上げるばかりで、これらの代表からの発言を求めようともしません。

改めて、委員構成も考えてみませんか。実証運行を経てよりよい公共交通、住民に喜んでもらえる公共交通にしようと思えば、これまで以上に住民の切実な声が必要です。ところが、このままの委員構成で、公共交通会議で正確な声が反映されるとは思えません。法の整備や専門家の英知を集める段階はひとまず終了したのではないのでしょうか。乗り心地、使い勝手の良さなど、実際に利用していただいている人、利用できなくなった人の意見が今後の実証運行には生きてくるとはお思いになりませんか。

特に社会福祉協議会を代表して委員さんを置くのであれば、会員さん、業者さんの声を直接聞く立場にある職員に出席してもらって会議の場で発言してもらえば、リアルに伝わります。又、社協の職員は、声を聞く立場にあるだけでなく、外出支援などの事業は太子町が直接携わっている部分がほとんどなく、社会福祉協議会に委託されています。制度として今どうなっているのかを直接聞けるので、会議の流れがスムーズに進むのではないのでしょうか。実証段階に入って、別の視点が求められる段階に入ったと思うのです。委員構成の変化は考えていないのでしょうか。

バスの会からの要望の話もありました。ぜひ、実証運行で見直すのであれば、総合体

育館バス停を加えてください。総合体育館での土日の利用が町外から来る団体で埋められています。それでは、もったいないですし、平成23年8月から施行のスポーツ基本法では、国、地方公共団体の責務として、国、地方公共団体は、基本理念に則り、スポーツに関する施策を策定し、実施する責務を有することが定められています。

車に乗れない児童生徒や高齢者が身体を動かしスポーツに触れることができる総合体育館に行けないという状況を放置していいのでしょうか。親や家族の送り迎えを前提にしているから、バス停が要らないというのでは困ります。これまでの利用者が少なかったから必要がないと考えているのでしたら、利用していた高齢者が行けなくなったという事実はあります。又、立派な体育館を利用者が少ない施設で良しとする状況が間違っているのですから、体育館で介護予防事業をすとか、公民館で夏休みなどに実施するような子どもスポーツ教室をすとか、住民が行きたくなる施設にする努力もお願いいたします。

広域農道にバスが走るようになって、山田地区の住民さんから喜びの声が届いています。ただ、その方は10時から始まる公民館のサークルに行きたいんです。ところが、時刻表を見ていただけたらお分かりかと思いますが、10時から始まることに参加しようと思えば、8時台のバスに乗って行くか10時過ぎのバスでしか行けないのです。時刻表の見直しもよろしくお願いいたします。

改めて確認したいと思います。実証運行とは一体何を検証し変更するためにあるのでしょうか。今のコミュニティバスの形のままでバスの乗り降り、時刻表などの微調整をするだけなのでしょうか。乗客数やバス停の規模によっては、費用対効果によってはなど、もしかしたらワゴン車を走らせる方が太子町の地理に合っているのではと考えたときなどは、コミュニティバスからワゴン車やタクシーなど大本からの変更もあり得るのでしょうか。又、金剛バスでも、バスを小型化にしてほしい、本数を増やしてほしい、バス停を増やしてほしいなどの住民の声は反映できるのでしょうか。

町長は、昨年6月の所信表明で公共交通に触れられました。このことについて、これも9月議会で取り上げました。そのときの一般質問で町長は、地域にとって望ましい地域公共交通の在り方につきましては、その地域の人口構成や地勢、そして時代と共に絶えず変化していくものであることから、完成形、これで終わりというものではなく、評価検証を行いながら、都度、必要な改善や見直しを行うものであります。又、費用対効果については、持続可能な地域公共交通の構築に向けた視点から、より効率的で効果的、

かつ利用しやすい運行体系を目指していく必要があるものと考えております。いずれにしましても、より多くの方に利用していただける、本町にとって望ましい持続可能な地域公共交通の構築に向け、引き続き、地域公共交通会議において、継続的な検証を行うと共に、今後検討を行う中で、議会にも報告しながら進めてまいりたいと考えております、こう答弁していただきました。

望ましい公共交通を構築する上で、6月からの実証運行が今日まで行われてきたのを踏まえ、実証運行を今後どう進めていこうとお考えなのでしょうか。再度答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） まず、これからは、利用する人の声が大切であるとのことのご意見でございますが、議員のおっしゃるとおり、実証運行が始まり、実際に利用されている人の意見が大切であると考えております。

これまでにおきましては、実証運行に向け、多数のバス利用者のある福祉センター利用者や各地区に対する説明会の開催及びアンケートの実施など、様々な方法によりご意見をいただいてまいりました。又、地域公共交通会議の委員として社会福祉協議会会長に参画していただくと共に、必要に応じてその関係職員などからも意見をいただきながら進めてきたところでございます。

今後につきましても、同様に広くご意見をお聞かせいただきながら、公共交通会議におきまして議論を重ねてまいりたいと考えております。

又、町立総合体育館への運行につきましても、今後の検討課題として認識しており、公共交通会議において議論していただくこととなると考えております。

昨年6月1日より開催されている実証運行につきましても、本町にとって望ましい地域公共交通の構築に向けた第一歩となるものであり、現在進めております乗換え拠点における利便性向上に向けた待ち空間の整備となる緑の回廊工事なども踏まえつつ、コロナ禍の状況などを考慮しながらとなりますが、より多くの方に利用していただける持続可能な地域公共交通の構築に向け、引き続き、地域公共交通会議において検討・検証を進めていただくこととなるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） ありがとうございます。

ただただ心配なのは、費用対効果でやめられたら困るなど思うんですが、利用していただける公共交通にするために頑張っていくとおっしゃっていただきましたので、よろしく願いいたします。

今のコミュニティバスのような定時定点の循環バスがいいのか、狭い道路でも入っていきけるワゴン車がいいのか、複数组み合わせることも考えていただきたいですし、寝屋川市のような高齢者支援に無料タクシーを走らせる自治体や、面白いところでは、河内長野市のように電動ゴルフカートを走らせる自治体など、新しい移動手段を導入する取組が広がっていますので、他の自治体の公共交通の在り方も調査研究していただきたいと思います。

あと、何度もお願いしております介護タクシー、福祉タクシー助成は一体いつになったら実施するのでしょうか。民間がやっていることだからとは言わせません。金剛バスに対しては、企業の経営を圧迫してはいけないと言いながら、外出支援事業で少なからず営業が圧迫されている事業者も大切にしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の収束のめどが立たないばかりか、感染力が強いとされる新型コロナウイルスの変異ウイルスが国内でも徐々に広がっているとの報道に、まだまだ感染を防ぐために不要な外出を控えるという状況が続くと思われまます。コロナ禍の中で住民を集めて意見を聞く場を設けることは注意が必要ですが、今おっしゃいましたように色々努力していただいて、住民さんの声を聞いていただきたいと思います。

又、地域公共化交通会議が開かれますから、実証運行が始まった今の状況に合った委員さんを選んでいただければ、1つ声を聞く場がすぐにでもできます。又、住民代表の議員を委員の1人に選んでいただくことも検討してください。

3月29日に地域公共交通会議が開催されるそうですので、そこでの議論を楽しみにして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（村井浩二君） これにて西田議員の質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

（午後 2時16分 休憩）

（午後 2時22分 再開）

○議長（村井浩二君） それでは、再開いたします。

日程第2、議案第16号、太子町国民健康保険条例中改正の件を議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第16号、太子町国民健康保険条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、国において新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されたことに伴い、本町国民健康保険条例の傷病手当金に関する条文中、新型コロナウイルス感染症の定義に係る文言を改めるものでございます。

改正の内容でございますが、議案書の3枚目をお願いいたします。新旧対照表でございます。よろしいでしょうか。

附則第6条は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金についての規定となっており、同条中、新型コロナウイルス感染症を定義する用語として、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症と規定しておりましたが、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症を定義する用語を、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう（以下同じ））に改めるものでございます。

恐れ入ります、議案書を1枚お戻りいただきまして、一番下の附則でございます。

本条例の施行期日でございますが、公布の日から施行することといたしております。

議案第16号、太子町国民健康保険条例中改正の件についての説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第16号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員会付託を省

略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第16号、太子町国民健康保険条例中改正の件は、25日の本会議にて全員審議
をお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 日程第3、議案第17号から日程第6、議案第20号まで、これ
ら4件を一括議題といたします。

順次、提案理由及び内容の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） 議案第17号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第11
号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ7千75万1千円を追加し、総額を73億
225万2千円とするものであります。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、国費の交付決定
などを受け、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策に要する経費、幼稚園の
空調設備更新に要する経費の増額を行うと共に、自己都合退職者の申し出による職員の
退職手当の予算措置を行っております。一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財
源措置として、国庫支出、町債で増額を行うと共に、財政調整基金繰入金で財源調整を
しております。

尚、幼稚園改修事業に係る経費につきましては、年度内にその支出が終わらない見込
みであるものとして、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費として措
置しております。

以上のとおり本補正予算を提出するものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご
議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第18号、令和2年度太子町介護保険特別会計補正
予算（第3号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、令和元年度の国庫支出金等の精算額の確定に伴い、国、府への返還金を措置するため、歳出予算において、介護給付費準備基金積立金から国府支出金等返還金予算の組替えを行うものでございます。

それでは、恐れ入ります、補正予算書の1頁をお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によることとし、歳出予算において、介護給付費準備基金積立金から国府支出金等返還金へ歳出予算の組替えを行うもので、予算総額については変更ございません。

それでは、歳出についてご説明申し上げます。

4頁、5頁をお願いいたします。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額34万9千円の減額は、事業別区分1、介護給付費準備基金積立金の24節積立金で、介護給付費準備基金積立金を34万9千円減額いたしております。これは、この後説明いたします国府等返還金の増額のための財源措置として減額をするものでございます。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額34万9千円は、事業別区分1、国府等支出金返還金の22節償還金利子及び割引料で、国府支出金等返還金34万9千円を増額いたしております。これは、令和元年度の国庫支出金等返還金の確定に伴い、予定していた返還金の錯誤への対応として、国府支出金等返還金を増額するものでございます。

令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）の内容説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） 総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） 議案第19号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ8千541万2千円を追加し、総額を57億2千421万4千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に要する経費及び聖徳太子没後1400年事業に係る新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の増額を行っております。一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源措置としまして国庫支出金で増額を行うと共に、財政調整基

金繰入金で財源調整をしております。

以上のとおり本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第20号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、令和3年2月19日付で発出されました国からの事務連絡である国民健康保険及び後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る今後の財政支援において、傷病手当金の支給に対する財政支援の適用期間が令和3年6月30日まで延長されたことに伴い、所要の経費を措置するものでございます。

それでは、恐れ入ります、補正予算書の1頁をお願いいたします。

第1条第1項の歳入歳出予算の総額でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億878万4千円とするものでございます。

まず、歳出についてご説明申し上げます。

8頁、9頁をお願いいたします。

2款保険給付費、7項傷病手当金、1目傷病手当金、補正額40万7千円は、事業別区分1、傷病手当金給付事業の18節負担金補助及び交付金で、傷病手当金を40万7千円計上いたしております。これは、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、労働者が休みやすい環境を整備することを目的に、令和2年度に創設されました傷病手当金の対象期間が令和3年6月30日まで延長されたことにより、必要となる傷病手当金を増額するものでございます。

次に、歳入でございます。

1頁お戻りいただきまして、6頁、7頁をお願いいたします。

4款府支出金、1項府補助金、1目保険給付費等交付金、補正額40万7千円は、2節保険給付費等交付金特別交付金で、ただいま歳出で説明いたしました傷病手当金の財源といたしまして国の特別調整交付金で措置され、大阪府から特別調整交付金市町村分として交付されることから、同額を計上いたしております。

令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容説明は以上でござ

います。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第18号及び議案第20号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号及び議案第20号は、委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第17号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第11号）、議案第19号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第1号）の2件は、予算常任委員会に付託いたします。

議案第18号、令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第20号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の2件は、25日の本会議にて全員審議をお願いいたします。

本日の日程はこれで終了いたしました。

尚、最終本会議は、明後日、25日に再開させていただきます。再開通知は省略とさせていただきますが、ご出席のほど、よろしくお願い申し上げます。

これにて散会といたします。

本日はご苦勞さまでございました。

（午後 2時37分 散会）

【第 3 日】

令和3年 第1回太子町議会定例会会議録

令和3年3月25日（木） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧田秀明君	6番	辻本馨君
2番	建石良明君	7番	中村直幸君
3番	西田いく子君	8番	森田忠彦君
4番	藤井千代美君	9番	山田強君
5番	辻本博之君	10番	村井浩二君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	住民人権課長	吉田雅樹君
副町長	藤原幹君	危機管理課長	村上正規君
教育長	勝良憲治君	観光産業課長	西本武史君
総務部長	小角孝彦君	地域整備課長	堀内孝茂君
まちづくり推進部長	村上正規君	生活環境課長	辻本知也君
健康福祉部長	子安逸二君	子育て支援課長	小路展裕君
教育次長	池田貴則君	高齢介護課長	武部勝浩君
秘書課長	東條信也君	健康増進課長	松井靖君
総務政策課長	奥埜哲生君	保険医療課長	子安逸二君
財政課長	小角孝彦君	教育総務課長	池田貴則君
会計管理者 兼会計課長	林達也君	生涯学習課長	鳥取勝憲君
税務課長	林達也君	学校給食C所長	富田昌彦君

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 木下雄平

◎議事日程第3号

- 追加日程第1 議員提出議案第2号 藤原幹副町長に対する辞職勧告決議
- 日程第1 議案第 1号 一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第2 議案第 2号 太子町国民健康保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第3 議案第 3号 太子町介護保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第4 議案第 4号 太子町消防団条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第5 議案第 5号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第10号）（予算常任委員長報告）
- 日程第6 議案第 6号 令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第7 議案第 7号 令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第8 議案第 8号 令和3年度太子町一般会計予算（予算常任委員長報告）
- 日程第9 議案第 9号 令和3年度太子町国民健康保険特別会計予算（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第10 議案第10号 令和3年度太子町山田財産区特別会計予算（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第11 議案第11号 令和3年度太子町春日財産区特別会計予算（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第12 議案第12号 令和3年度太子町介護保険特別会計予算（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第13 議案第13号 令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計予算（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第14 議案第14号 令和3年度太子町下水道事業会計予算（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第15 議案第16号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第16 議案第17号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第11号）（予算常

任委員長報告)

日程第17 議案第18号 令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算(第3号)
(町長提出議案)

日程第18 議案第19号 令和3年度太子町一般会計補正予算(第1号)(予算常任
委員長報告)

日程第19 議案第20号 令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
(町長提出議案)

日程第20 議員提出議案第1号 太子町議会会議規則中改正の件(議員提出議案)

日程第21 請願第1号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める
意見書の提出を求める請願(総務まちづくり常任委員長報
告)

日程第22 閉会中の継続審査の申し出について

(開会 午前 9時30分)

○議長(村井浩二君) 皆さん、おはようございます。本日第1回定例会の最終日を迎えたわけですが、各委員会におかれましては、精力的にご審議いただき、誠にありがとうございます。

本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

再開してすぐではございますが、中村議員外6名より、藤原幹副町長に対する辞職勧告決議が提出されました。

この動議は会議規則第14条の規定に基づき提出されておりますので、成立いたしました。

お諮りいたします。

藤原幹副町長に対する辞職勧告決議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることについての採決をいたします。

この決議案を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに賛成の方のご起立を求めます。

[起立7名・反対2名]

○議長(村井浩二君) 起立7名、反対2名。起立多数でございます。よって、藤原幹副町長に対する辞職勧告決議を日程に追加し、全員審議にて取り扱うことにしますので、日程に追加いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

(午前 9時32分 休憩)

(午前 9時35分 再開)

○議長(村井浩二君) それでは、再開いたします。

追加日程第1、議員提出議案第2号、藤原幹副町長に対する辞職勧告決議、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

中村議員。

○7番（中村直幸君） 提案者は、私、中村直幸でございます。

賛同者、西田いく子議員、藤井千代美議員、辻本博之議員、辻本馨議員、森田忠彦議員、山田強議員、以上7人の議員でございます。

代表いたしまして、私の方から、藤原幹副町長に対する辞職勧告決議の提案理由を説明させていただきます。

決議文を朗読し、説明に代えさせていただきます。

藤原幹副町長に対する辞職勧告決議。

令和2年5月1日に開催されました臨時会において、町長から藤原幹氏を副町長に選任していただきたいとの提案があり、全会一致で同意をいたしました。その際、副町長から、太子町の発展のために誠心誠意努力をしてまいりたいと考えておりますとの挨拶があった。副町長の選任同意から10ヶ月余りが過ぎ、3月議会を前にして、2月22日、執り行われました株式会社F.C.大阪と太子町の包括連携協定の締結式で、副町長の誠心誠意の言葉とは程遠い議会对応がなされました。

議長をはじめ、議会議員には株式会社F.C.大阪と太子町が包括協定を結ぶとの連絡は届いておりました。これまでも、太子町として企業との連携協定は数多く結んでおります。今回の連携協定もこれまで同様だと議会は認識していたところでございます。

2月24日に開かれた全員協議会で、副町長から株式会社F.C.大阪と太子町との包括連携協定の締結式が執り行われたことがライブ配信されており、ホームページからもアクセスできるとの報告を率直に受け取った。ところが、配信された株式会社F.C.大阪と太子町の包括連携協定の締結式では、太子町議会議員、建石良明議員と紹介され、用意されたひな壇から太子町議会議員の建石良明ですという挨拶の姿が映っておりました。おおよそ行政に携わる者、ましてや副町長の要職にある者が議会の代表が議長であることを知らないはずはないと思うが、あえて紹介をいたします。

地方自治法第104条には、議会の議事整理権、議会代表権、普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表すると記されております。議会を代表する者で、議会構成上欠くことのできない重要な地位にあるのが議会議長であります。この議長が締結式に出席を求められていない。これは議会を軽視する暴挙であります。これまでのように、議長のみならず、議員全員に出席を要請していないのであれば、これほど問題にはならなかったと思います。しかし、太子町議会において、何ら肩書を持たない建石良明議員を誰が出席を要請したのかを明

確にする責務が副町長にはある。

ところが、事態の收拾に動いた議長が事の説明を求めても答弁がなされず、無為無策のまま3月2日の3月議会が開会されることになった。開会冒頭の動議は副町長の不誠実な対応が招いたものであります。しかし、その後、説明を求めるために開かれた全員協議会でも責任の所在を曖昧にする答弁しかないため、再度、配信している映像の一部削除を含めて、改めて3月18日の全員協議会で報告を求めることと、開会冒頭の町長挨拶の中にこの件を謝罪する文言を加えることで、議長がこの場を収め、初日の議事が再開した。

そして、迎えた3月18日の全員協議会で、まずは副町長は議長の議事を遮って、突然、挙手、締結式の件について発言を求めた。結局、全ての問題の最後まで報告となったが、3月2日の答えから全く変化のない回答でしかなかった。一体、町長は2月24日から今日まで、株式会社F.C.大阪と太子町の包括協定の締結式に対し、議会から正すように求められ続けてきたことをどう受け止めていたのか。

議員の中には不信感が増す中、不信感では済まされない、決定的なことが起きた。田中町長のフェイスブックに、町長、副町長、建石議員、町職員含め8人で、F.C.大阪、サッカー観戦の記事と写真がアップされた。このことはこの間、何度も議会軽視を謝罪し、反省を求める議論を副町長が全く重く受け止めていなかったことに表れる。副町長の誠心誠意の言葉は地に落ちた。我々議会の信頼はまさに霧散した。副議長の町民代表の議会軽視は代表を送り出した町民をも軽視することである。町民、議員との信頼関係は全く失われている。このような人物に副町長という要職を任せることは到底できない。よって、ここに太子町行政、過去に類を見ない、藤原幹副町長に対する辞職勧告を決議する。

以上です。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議員提出議案第2号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

斧田議員。

○1番（斧田秀明君） 皆さん、おはようございます。しなが会の議席番号1番、斧田でございます。

ただいま、副町長に対する辞職勧告決議の方、私の方も初めて見せていただいたんですけども、まずこの辞職勧告決議についてなんですけれども、どういうふうな法的な効力があり、ここの議会の場で何を決議というんですか。決議することが何か成果に上がることとしてあるのかどうか、それをまずは聞かせていただきたい。

○議長（村井浩二君） 答弁、よろしいですか。

中村議員。

○7番（中村直幸君） まず、辞職勧告決議については、法的拘束力はありません。先ほど来、言いましたように、議会の軽視であります。この議会の軽視はこの議会で決めることであります。それを決めようとしているわけでございます。それに対する辞職勧告決議でございます。お分かりでしょうか。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

斧田議員。

○1番（斧田秀明君） 議会の軽視というふうな形で、こういうふうな場になっているわけなんですけれども、ここの場で、この対象となっている藤原副町長については、発言する機会も何もないわけですね。反論する機会も何もないというふうに、ここの流れからいくと感じるんですけれども、それが今のこの太子町議会としてのやり方として正しいのでしょうか。

○議長（村井浩二君） 中村議員。

○7番（中村直幸君） 斧田議員におかれましては、3月2日から始まった議会全てに出席されておられたと思います。その中で何を聞いておられたんですか。いまだかつて何回も藤原副町長に対して申し述べるよう何回迫ったんですか。一言もそのことが出ていないじゃないですか。それに対する決議です。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

斧田議員。

○1番（斧田秀明君） 当然、私も会議には全て出席しております。そして、その都度、

多分こういう議会の中でのシステムというんですか、おわびをされないといけないというふうな場面ではおわびはされていたというふうに私としては認識しております。

以上です。

○議長（村井浩二君） 中村議員。

○7番（中村直幸君） それでは、斧田議員のおっしゃるようなそういう形をされていたかどうか、ここで決をお願いいたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

建石議員。

○2番（建石良明君） 今の答弁において、決を採るということはどういうことなのかということと、この議場において、議会議員を名指しして質問というか、意見を言うことに対して、私は非常に憤りを感じます。

又、今回の件におきまして、この2日に行われました全員協議会の開会中、大変、非常に多くの方々の傍聴者の皆様に対し、この全員協議会の報告をなされたのでしょうか。それもお聞きしたいと思います。

又、藤原副町長は太子町及び太子町住民にどんな不利益を与えて、辞職勧告決議案を出されたのか、どうも私は納得がいきません。

○議長（村井浩二君） 中村議員。

○7番（中村直幸君） 先ほどの建石議員におかれましては、私が全員協議会で古参議員と名前を伏して言いました。それに対して、はっきりと議員名を言いなさいと言われたのは建石議員でございます。それは、議事録を読んでいただければ、はっきりと出ております。そのことはここで申し上げます。

先ほど来より言いましたように、私たちは3月2日より、そのまんまずっと言い続けてきました、何を隠すこともなく。それに対しての対応が見えない。これが辞職勧告に結びついたらと自負しております。よろしくをお願いいたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

斧田議員。

○1番（斧田秀明君） 辞職勧告決議についての反対の立場で討論いたします。

辞職勧告決議の提案理由につきましては、民間企業、F.C.大阪との包括連携協定の締結式に、町議会の代表である議長等の出席を求めなかったことが議会軽視に当たるとの指摘ですが、本来、このような協定について誰が参列するかについては、基本的には主催者側が決めるものであって、この協定式においては、町としては協定の相手企業の関係者のほか、協定締結に尽力された方々の出席をいただきたいとの思いがあったというふうに考えられます。これまでも、本町において様々な式典等が開催されましたが、町議会を代表して議長が出席される場合もありましたし、そうでない場合もありました。

又、副町長からは、この間、議会に対して議会を軽視する気持ちは毛頭なかったものの、結果的には議会への配慮が足らなかったと言われる点については、反省、おわびを重ねてされてまいりました。併せて、町長からも3月2日の開会日に議員に対してF.C.大阪との包括連携協定の締結に際しては、議会軽視の意図は毛頭なかったものの、配慮に欠ける結果となり、今後はこのようなことがないように町政運営に努めるものとの発言もありました。

そこで、本決議案についてですけれども、仮に町政運営に不満があるのであれば、法的に認められた措置を取るべきものではないでしょうか。法的根拠もなく、しかも法的な効果もない、一方で理事者側に対抗する手段もない、そのような辞職勧告決議をすることについては、単に議会の権力を振りかざすものにすぎないものであり、到底理解ができないものでございます。

今回の締結式における出席者については、町として配慮が欠けていた部分があったかもわかりませんが、副町長一人の考えだけではなく、町として検討されたものであり、副町長個人の責任では何もありません。公務員として適正を欠く非違行為があったわけでもありません。この藤原副町長への辞職勧告決議案について、住民の皆様がどういうふうに考えられるのでしょうか。我々議員は住民の皆様から選ばれ、住民の代表として職責を務めなければならないと考えています。この副町長に対する辞職勧告決議という行為が本当に住民の皆様への負託に応える行為なのか、冷静に考えなければならないと考えております。

今回、反論する機会すらない副町長にこのような手続きを取るということは、単に不平等であり、太子町議会として恥ずかしい行為であるというふうに考えております。本来であれば、任命権者の町長に任命責任を問い、住民の皆様から選挙という形で意見を

聞くべきではないでしょうか。又、今回の締結式における出席者の選定が仮に少し配慮が足りなかったということで、職員に対して辞職勧告や不信任等を提出されるようなことが行われるのであれば、職員は議会对応のみに注力することになり、萎縮して、適正な業務が執行できないおそれがあると考えられます。

以上の理由から、藤原副町長への辞職勧告決議につきましては、反対させていただきます。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

辻本馨委員。

○6番（辻本 馨君） 藤原幹副町長に対する辞職勧告決議に対し、賛成の立場で討論を行います。

そもそもこの問題は、株式会社F.C.大阪と太子町の包括連携協定における締結式にて、議会に対し、きちんとした対応が取られていないことによって、端を発した問題である。では、何が問題であるかという点、式典自体、議会の承認を得る必要がないのであるから、町長をはじめ、関係者の出席は何ら問題のあるところではないのであるが、一部議会議員のみ参加、紹介を受けることが議会を軽視しているゆえである。なぜなら、議会には議長という議会を代表する者が存在するからである。では、なぜ一部の議会議員だけが参加、紹介を受けたのか。この点、この問題の責任者たる藤原副町長に対し、再三説明を求めても曖昧な返事しかしていなかった。行政に携わる者であれば、理事者側と議会側との調整、務めを負う者は副町長であり、筆頭部長である。何ら責任のある意思表示をしなかったのである。私は極めて遺憾であると思う。

3月18日の全員協議会の席上においても、藤原副町長の発言はとても議会人が納得できるものではなかった。ユーチューブに配信されるということは、地球上の人たちが目にするようになるのであるからこそ、その扱いには細心の注意が要ったのである。辞職勧告決議文の中に、太子町の発展のために誠心誠意努力してまいりたいと自らが言った言葉にうそ偽りがなければ、かくのごとくの事態にはならなかったのである。もちろん、この問題は副町長一人だけのことではなく、町長をはじめとする各級幹部職員も常日頃、自分の胸に手を当て、自分の役割は何であるか、この町をよくするために何ができるのか、自分が必要とされているものは何であるかを自問自答しなければ、太子町は絶対によくならないと思います。

昭和49年11月26日、内閣総理大臣、田中角栄退陣表明の一部を紹介して、私か

ら副町長への言葉といたします。我が国の前途に思いを巡らすとき、私は一夜、沛然として大地を打つ豪雨に心耳を澄ます思いである。豪雨を国民の声として聞き、自らの処と退を決断した心得。

以上をもって賛成の討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

建石議員。

○2番（建石良明君） 藤原副町長への辞職勧告決議について、反対の立場から討論いたします。

この決議案は、ただ、たった今、私どもの方に届き、知りました。当然、我々には事前に何ら報告もありませんので、若干、私のまとめた反対討論がちょっと支離滅裂になるかも知れませんが、その辺のところをご容赦していただきたいと思います。

藤原副町長への辞職勧告決議については法的な根拠もなく、しかも法的な効果もない、又、理事者に対抗する手段もありません。このような辞職勧告決議をすることは到底理解できないものであり、反対いたすものであります。

副町長への辞職勧告決議については、副町長個人に何らの責任があるわけでもなく、又、何らの非違法行為があったわけでもありません。仮に決議されるということになれば、全くの卑劣な個人攻撃と言わざるを得ません。ましてや、今回、協定を結んだ株式会社F.C.大阪は、大阪府をはじめ、ほかの市町村とも連携し、様々な公民連携の取組を展開されております。これまで公民連携の取組が十分できていなかった太子町にとっては、株式会社F.C.大阪と包括連携協定を結ぶことができ、民間のお力をお借りして、太子町のPRや地域活性化、子どもたちへの教育などに取り組むものであり、非常にありがたい話であります。私も非常に関心があり、昨年12月の一般質問にも取り上げさせていただきました。

このように、協定締結に至るまで尽力されたのが藤原副町長であります。副町長においては、太子町や町民に不利益なことは一切行っておりません。法も犯していない。議会対応も今まで以上に誠意を持って丁寧に行ってきていただいております。又、大阪府から来ていただいて、大阪府とより太いパイプがつながり、太子町にとって大いに寄与していただいております。例えば、緑の回廊の2千万円の補助金等々を大阪府からも補助いただきました。太子町は、これまで大阪府からは町政が円滑に進むよう助役や副町長を派遣していただいております。まさに大阪府とのかけ橋となって、太子町の発展のた

めに尽くしていただき、感謝をしております。

しかし、この度、このような内容で副町長への辞職勧告決議を行うことは、大阪府に対しても極めて失礼であり、今まで築いてきた信頼関係を大きく大きく損ねるものであります。太子町としては、私は非常に恥ずかしい、情けないことであると思っております。このような案件において、我々議会人はいやしくも感情に走って、政治的抗争の手段として、これを濫用するようなことがあっては、町村行政の渋滞を起し、結局は共に代表する住民の損失、町村のマイナスとなることに十分留意しなければならないと思います。我々議会、又、首長は皆さん方の選挙によって選ばれておりますが、副町長はそうではありません。このような案件は、人間個人の人格を否定し、人生をも逸脱させるものであると私は考えております。

又、この案件において、フェイスブックの件も取り上げておられますが、何も住民の皆様方に迷惑をかけていないし、町長がこういったところをフェイスブックに上げることはPR的にも非常に喜ばしいことであり、全くこのフェイスブックの取上げはプライバシーの観点で取り上げてもらったものであると思います。これを否定することは表現の自由を制限するものであるものと考えます。

尚、私、建石良明を数回名指しされておりますが、これに関しても非常に違和感を持っております。

以上の理由から、副町長の辞職勧告決議案に対し、反対をいたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

西田議員。

○3番（西田いく子君） おはようございます。

議員提出議案第2号、藤原幹副町長に対する辞職勧告決議について、賛成の立場で討論を行います。

私たち日本共産党太子町議会議員団がこの辞職勧告決議に賛同したのは感情的や政治的なことだと捉える、この思い、考えにも反対ですし、この出来事は本当に小さなことかもしれませんが、小さいことでありながら、議会制民主主義の根幹に関わる大問題だと捉えたからです。私たちは、基本、人事について異論を申し上げることは控えるべきだと思っております。よほどの人物でない限り、職務に対しては地方自治法第30条、全て職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げて、これに専念しなければならない。このことを守り、住民のた

めに誠実に取り組んでもらえるものに違いないと考えるからです。

昨年4月当初、思い出していただきたいのですが、太子町には部長がいませんでした。3月末をもって、4つの部がありますが、その4人の部長全員が定年退職で町長選が終わるのを待つという人事で、それまでの間は当時の副町長が兼務するという極めて変則的な体制を取っていました。その後、4月の町長選挙で田中新町長が誕生し、この副町長は辞職いたしました。日本全体が、又、近隣市町村でコロナ禍の中、様々なコロナ対策を打ち出す中、太子町からはコロナ対策が打ち出されず、住民の中からは、太子町ではないけれども、河南町では、富田林では、太子町は何をやっているのか、この声が上がっていました。

そのような状況の中、5月の臨時会で藤原副町長の任命同意が町長より求められました。この間、町職員であった人が副町長だったということもあり、大阪府からの副町長でいいのかという声も少なからず私の耳にも届いてまいりましたけれども、町長の提案に同意をしました。このとき、日本共産党だけではなく、全議員が賛成し、藤原幹副町長が誕生したわけです。しかし、皆さん、今、太子町議会は共に住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によって、緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等の機関として、自治体の運営の基本的な方針を決定、議決し、その執行を監視するという二元代表制本来の在り方で町当局と向き合っています。この緊張感を保ちながら、この点をいま一つ理解されていないのではないか、こう思わずにいられないことがこれまでも何度かあり、その度に町当局に議長を通じて改善を求めてきたという経過があります。

そんな緊張関係であることが分かっているのであれば、今回のF.C.大阪との締結式のような参加者の人選をするはずがないんです。太子町議会議員を呼ばずに、一議員が出席するというのは誰が見てもおかしい話です。このことについては、今なお、いつ、たった1人の議員だけを参加者に決めて案内を出し、ひな壇で挨拶してもいいとなったのかが分かりません。先ほど、この辞職勧告決議に反対をされた方はもう説明をしたとおっしゃいましたが、皆さん、お時間ございましたら、議事録をご覧ください。一切そのことについては説明されておられません。でも、これは、当初は誰が、このことすら分かりませんでした。副町長が私の責任でおっしゃいましたので、誰がというのは分かりましたし、先ほど、反対の討論の中でも尽力されたのが藤原副町長ですということがありましたので、それは皆さんの中でそうだったんだということが分かっているんだと分かりました。でも、いつ、この人選について行ったのか、これは、今なお明らかには

されていません。

又、議会軽視ということは、住民代表の議員を軽視することであり、その議員を軽視するということは、ひいては住民を軽視するのと同じことになるのではないんですか、こう副町長にお尋ねいたしましたけれども、そうは思わない、こういう感じの返事しかされませんでした。さすがに町長はそのとおりだとおっしゃっていただきましたが、副町長からは前向きな返事がなかったんです。事実をありのままに答えられない、答えようもしない副町長では太子町政の一翼を担ってもらうわけにはいかないのでは、こう感じるようになってまいりました。

決定的だったのが、口では配慮が足りなかった、殊勝な態度で頭を下げておられましたけれども、その裏でサッカー観戦に興じているというのが分かりました。行ってはいけない、そういう決まりはどこにもありません。ですけれども、信頼するには足りない、この思いを固めてしまうには十分な行動だったと思います。

そして、もう一つ悲しく思ったのが今回、追加の補正で出されました令和3年度太子町一般会計補正予算（第1号）に優秀な職員さん2人が突然退職されるという報告があったことです。若い方の中には、ステップアップで職を変える方がいらっしゃるかと思いますが、長年、太子町のために、住民のために頑張ってこられた職員さんが今この時期に突然退職する、このことも副町長のこれらの態度から導き出されたのではないかと思っております。本当に、残念だと言いたいようがありません。一度崩れた信頼関係は取り戻しようがありません。

いまだに、はっきりと今回の件は申し訳なかったとはおっしゃっておられません。大会の町長の挨拶の中に申し訳なかったと言添えてほしい、これが議会の願いでしたけれども、その言葉すら拒否されました。議会軽視が住民軽視につながるということも理解できない方が副町長という要職にあることは、住民を不幸にするだけでなく、職員さんをも不幸にいたしますので、本当に残念ではありますけれども、藤原幹副町長に対する辞職勧告決議に賛成の討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議員提出議案第2号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立7名・反対2名]

○議長（村井浩二君） 起立7名、反対2名。よって、賛成多数でございます。

議員提出議案第2号、藤原幹副町長に対する辞職勧告決議は、原案どおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせします。

(午前10時20分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○議長（村井浩二君） それでは、再開いたします。

日程第1、議案第1号から日程第14、議案第14号までの以上14件を一括議題といたします。

各議案は、去る2日の本会議において、各常任委員会に審査を付託されておりましたので、その結果について順次報告を願うことといたします。

まず、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

中村議員。

[総務まちづくり常任委員長 中村直幸君 登壇]

○総務まちづくり常任委員長（中村直幸君） 総務まちづくり常任委員会に付託された議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件については、審議において、分限処分による降格と本人が望んで降格した場合の違いについて質疑がありました。降格には、職員の心身の故障や家族の介護等の事情において、その職責を果たすことが困難な場合に希望降格制度を設けており、この制度に基づき降格する場合と勤務実績が芳しくない場合やその職責を果たすのに適正を欠く場合など、職員の意に反して降格となる分限処分の場合があるとのことでした。

又、正規職員の数が減少している中、1人当たりの仕事が増えている現状があり、4月の機構改革を経て、1人に仕事が集中することのないようにすることが可能となるのかについて質疑があり、4月に機構改革を含め、適正な人事配置を検討しており、兼務できる状態を解消し、部長、課長、課長補佐においても全て配置し、新組織として個々の職員の業務量のバランスを含め、適正な配置を行うとのことでした。

そのほか、組合との交渉、職員数の内訳などについて質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決いたしました。

議案第4号、太子町消防団条例中改正の件は、審議において、今回新たに追加される機能別団員5名について、消防分団は5分団あるが、1分団に1人ずつの配置となるのかとの質疑があり、この5名追加の内容については、過去5年の消防団員の平均人数が、定員が115名に対して108名となっており、条例定数よりも5名程度下回っているため、この数を補うために5名と定めており、5分団に1人ずつというものではないとのことでした。

又、消防官として定年まで勤め上げ、現場を指揮するような立場である人が機能分団員として採用された場合、組織としての立場はどのようになるのかという質疑があり、指揮系統の乱れにつながるため、階級なしの一団員となり、団長や分団長の指示に従うこととなる、豊富な知識や経験を伝える役目が主となり、採用前に十分趣旨を理解していただいた上で入団していただくことになるとのことでした。

その他、消防署と消防団の連携、平日日中の出勤体制、報酬額の決定理由等についての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第10号、令和3年度太子町山田財産区特別会計予算については、審議において、修繕について毎年計画的に対処しているのか、それとも事象が発生したその都度、対処しているのかとの質疑があり、山も荒れた状態となっており、計画的に対処できれば良いが、財産区の下請者の高齢化などにより、困難な状態である、今後は農林担当課とも調整しながら、良い方法を検討していきたいとのことでした。

又、基金残高はどれくらいあるのかという質疑に対し、令和2年度末の見込みで3千655万5千599円であるとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第11号、令和3年度太子町春日財産区特別会計については、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第14号、令和3年度太子町下水道事業会計予算については、審議において、本町の水洗化率を問う質疑があり、新設の工事はなく、既存の公共下水道に浄化槽等から切り替えていただく状況にあり、水洗化率は現在約90%となっている、今後も引き続き下水道への接続を住民の皆様に広報等を通じてお願いしていくとのことでした。

羽曳野市地域である上ノ太子駅改札の手前にカラーマンホールが設置されているが、

カラーマンホールの設置は通常のものとは比べて高額になるのか、又、本町のカラーマンホール設置についての質疑があり、自治体によっては、カラーマンホールを歩行者専用道路や観光地など、限定された場所で使用している場合もあり、本町においても設置に適切な場所や設置要望があれば、高額になるが、検討していきたいとのことでした。

そのほか、職員給与費の組替え、供用開始区域に関する現況、コロナウイルス感染症に対する支援策としての基本使用料金無料化などについての質疑があり、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま、総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

山田議員。

〔福祉文教常任委員長 山田 強君 登壇〕

○福祉文教常任委員長（山田 強君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第2号、太子町国民健康保険条例中改正の件については、審議において、激変緩和措置が全面拡大されることによる本町の保険料への影響についての質疑があり、本町への影響については、激変緩和措置の府内全市町村への拡大により、令和3年度の統一保険料率による1人当たりの保険料は引き下げることとなったが、それでもなお、現在の本町の保険料よりも高い状況となっている、そのため、本町が令和6年度に保険料率を統一するためには、引き続き保険料率の引上げが必要であり、今回の拡大が直接、本町の令和3年度の保険料の引下げにつながるものではない。しかしながら、激減緩和措置の拡大により、令和6年度に最終的に統一しなければならない統一保険料率が引き下げられることで、今後、保険料率の統一に向けて、本町が保険料率を引き上げていかなければならない引上げ幅を圧縮することができるとのことでした。

その他、子育て世帯の対象人数、コロナ減免の申請数などについての質疑がありました。

討論においては、意見を付けての賛成の討論があり、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第3号、太子町介護保険条例中改正の件については、審議について、本町は全国平均よりも高い介護保険料を支払っているが、第8期保険料の月額基準料は幾らになるのか、府内での順位について、又、料金設定する際の期間について質疑があり、第8期の月額基準料は6千480円、府内での順位は高い方から8番目であり、料金設定については、今回の第8期では令和3年度から令和5年度の3年で期間設定している、各事業を安定的に実施するために、計画については団塊世代が75歳以上となる令和7年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度を見据えた中長期的な計画とし、基準額が上がることとなるが、第9期も視野に入れた計算による算定となっているとのことでした。

その他、第7期は準備基金を投入することで料金を据え置いたが、1億円以上余っているのは第7期の料金設定が誤っていたのか、又、第8期で準備基金を全額投入せず、今後に残しておくことについてなどの質疑がありました。

討論においては、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり可決することに決しました。

議案第6号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、審議において、一般被保険者高額療養費において、当初見込みに対して約1割程度の増となった要因についての質疑があり、特定の月だけが増えているといったことではなく、1年を通して継続して増加しているため、詳しく調査してみないことには確かな理由をつかむことができない、引き続き内容を精査することによって、今後の予算計上にも反映していきたいとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第7号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第9号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計予算については、審議において、とくとく健診において、本年2月の実施を踏まえて、8月の健診は問題なく実施できるのかとの質疑があり、本年2月20日の冬の集団健診は感染予防対策をしっかりと行いつつ、住民の健康管理上必要な場合に限り実施しても良いとするコロナ禍における健診実施に関する国の通知に基づいて予定どおり実施した、令和2年度の冬の集団健診では、

新たに肺がん検診を実施したこともあって、63名の申込みがあり、当日キャンセルもあったが、58名の方に受診いただくことができた、昨年度は50名の申込みに対して44名の受診ということで、若干ではあるが増加している、令和3年度の夏の集団健診については、間に1日の休みを設けながら、前後3日間ずつ、定員600名で実施を予定しており、1人でも多くの方々に受診していただけるよう取り組んでいきたいとのことでした。

又、マイナンバーカードを被保険者証として利用することについての質疑があり、国において令和2年度に進めていたオンライン資格確認に伴って、マイナンバーカードを保険証として利用できるようにしたもので、既に令和2年3月からオンライン資格確認が開始されている、現在、マイナンバーカードを持っている方については、被保険者証として利用することが可能となっているが、医療機関、薬局などでシステム整備が進んでいない実態があるとのことでした。

その他、基金の残高、基金を投入しなかった場合と投入したことによる効果、ジェネリックの利用についての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり可決することに決しました。

議案第12号、令和3年度太子町介護保険特別会計予算については、審議において、基金残高を全額保険料の上昇抑制に投入した場合と全額貯金へ回した場合の保険料はどくなるのか、又、5千万円という基金投入額となった理由についての質疑があり、全額投入した場合、第8期事業計画における基準額は約6千150円で、第7期とほぼ同額となり、全額据え置いた場合、約7千600円となる、5千万円という金額を投入するに至った理由としては、第9期事業計画に向けて急激な上昇とならないよう緩和するために5千万円という金額に設定しているとのことでした。

その他、訪問型サービスD事業の事業内容、権利擁護事業で実際に該当した事例はあるのか、調整交付金は本来幾ら入ってくるのか、不足分の補填についてなどの質疑がありました。

討論においては、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり可決することに決しました。

議案第13号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計予算については、審議において、後期高齢者医療給付費準備基金、大阪府後期高齢者医療財政安定化基金の金額を

本町は把握しているのかについて質疑があり、後期高齢者医療給付費準備金基金については、大阪府後期高齢者医療広域連合にて管理しており、毎年、予算編成の説明会にて基金の残高等の説明を受けている、大阪後期高齢者医療財政安定化基金については、大阪府にて管理しており、こちらについては大阪府の方から説明を受けていないが、ホームページ等で公開はされているとのことでした。

その他、短期被保険者証の利用実態についての質疑がありました。

討論においては反対の討論があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま、福祉文教常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、3月5日及び8日の予算常任委員長の報告を求めます。

辻本馨議員。

〔予算常任委員長 辻本 馨君 登壇〕

○予算常任委員長（辻本 馨君） 予算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告します。

議案第5号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第10号）については、審議において、ALT（外国語指導助手）配置事業において、新型コロナウイルス感染症による影響で交代予定の方が来日することができないことによる減額補正が出ているが、次年度の対応はどうなるのかについての質疑があり、昨年9月にALTの交代を予定し、11月、12月の着任というように延期を繰り返していたが、現在はJETからの連絡によると8月までの入国は認めないということで、9月からの配置になるという回答を受けているとのことでした。

飲食店舗開業補助金において、申請状況、又、どういう内容の問合せや相談があるのかについての質疑があり、令和2年度では申請についてはなかったが、窓口や電話による問合せを受けており、窓口での問合せ内容としては、竹内街道沿いでカフェを行いたいという相談があり、電話による相談では、場所は決まっていないが、町内においてカ

フェを行いたいという相談があったとのことでした。

その他、聖火リレーの現時点での状況、たばこ税の大阪府への返還、クリーンキャンペーン中止による影響、学校ICTにおけるタブレットの整備などについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第8号、令和3年度太子町一般会計予算については、審議において、総務部関係の予算では、町長の施政方針の中で、行財政改革に引き続き取り組んでいくということだが、当初予算編成の中でどのように組み込まれたのかを問う質疑があり、令和3年度の当初予算については、少子高齢化による人口減少や新型コロナウイルス感染症により、先行きが不透明な中での編成であり、歳出を抑えるために住民の皆様に影響はない内部管理経費によるシーリングを行うことによって、歳出削減に努めている、今後も厳しい財政状況が予測される中で、持続可能な町政運営を進めるよう社会の動向に注視し、健全な財政運営に努めていきたいとのことでした。

職員の採用試験がどのように行われているのか、又、職員採用試験検査に係る業務委託料と検査手数料の内容を問う質疑があり、職員採用試験については、平成26年度以前は大阪府内統一試験を活用していたため年1回の実施であったが、平成27年度以降は、年2回以上の採用試験を実施している、又、平成28年度以降は、民間企業で活用されているSPI試験を導入することで、広く多くの方に受験していただけるように変更を行っている、平成31年度においては、全国的にも先駆けた就職氷河世代である36歳から42歳を対象とした採用試験を行った、又、今年度は10月1日採用を実施し、次年度においては、4月1日採用、6月1日採用を予定しており、6月採用に係る試験については、SPI試験を実施しない人物重視の試験を行う予定としている、試験に係る委託料と手数料の内容については、SPI試験、面接試験、論文試験の経費であるが、面接試験計3回のうち、職員が2回面接を実施しているとのことでした。

その他、シーリングによる財政効果、女性の管理職登用、三世代同居・近居支援補助金の対象者、ふるさと太子応援基金寄附金の収支や委託等についての質疑がありました。

健康福祉部関係の予算では、総合福祉センター維持管理事業の修繕費はどのような修繕を計画しているのかについての質疑があり、令和3年度においては、令和2年度に実施した2階の空調設備の修繕に引き続き、1階の空調設備の修繕を計画している、又、ボイラー配管内のお湯と水を調整する弁であるミキシングバルブがうまく機能しておら

ず、追いだき機能にて代替対応を行っている状態であるため、こちらについても修繕を行うとのことでした。

放課後児童会では何人の待機児童が出ているのか、又、今後利用できる人数を増やすことが可能であるのかとの質疑があり、山田小学校においては、40名の定員に対し、48名の申込みがあり、定員を超えた8名の中には、ひとり親家庭に該当する方が4名おり、その方々については、入会決定者数を44名と枠を広げることで対処を行っているが、まだ残り4人については、待機状態が続いている、枠を広げるにしても基準があり、1教室に指導員が2名以上、面積が児童1名につき1.65平米以上必要であり、教室の広さ、指導員の確保を考えると厳しい状況で、44名が限界と考えている、ただし、今後については、国の基準等の要件もありますが、児童数の推移や入会希望者の動向を見極めながら、可能な限り対応できるよう検討してまいりたいとのことでした。

その他、ゲートキーパーはどのような活動しているのか、社会福祉協議会と道の駅等の施設による指定管理の違いについて、DVの相談件数や窓口の連携、新型コロナウイルスのワクチン接種等に関する質疑がありました。

まちづくり推進部関係の予算では、農業次世代人材投資事業の事業内容を問う質疑があり、49歳以下の方で、農業経営者となるための強い意志を持っていて、条件が合う場合、国からの補助金が受けられる制度であり、申請に基づいて就農開始後最長5年間、補助金を受けることができ、金額は就農開始後1年から3年間は年間150万円、4年から5年間は年間120万円であり、975万円を予算計上している、現在8名がこの制度を受けたいと希望しており、高齢化による町の農業従事者の担い手不足を打開する糸口になると考えているということでした。

飲食店舗開業補助金と創業支援補助金の違いについての質疑があり、飲食店舗開業補助金は来訪者などから、太子町は飲食店が少ないという指摘や飲食店を増やしてほしいという要望を受けていることから、観光の視点において飲食店に限定した補助金制度であり、創業支援補助金は、国の産業競争力強化法を受けて、中小企業向けに設けている制度であり、業種を定めておらず、様々な方に創業してもらうことで、雇用の確保や税収入を将来的には期待しているとのことでした。又、飲食店舗開業補助金は空き家限定となっているが、創業支援補助金については、通常10万円の支給に対し、空き家を活用した場合は20万円支給されるとのことでした。

その他、空き家のスズメバチの巣の駆除について、観光推進費に対する費用対効果、

ごみの個別収集、聖徳太子没後1400年事業でのクラウドファンディングの状況と目標金額未達時の対応について等の質疑がありました。

教育委員会関係の予算では、国指定史跡二子塚古墳保存整備事業において、この整備事業の完了はいつ頃になるのか、又、完成までの安全対策についての質疑があり、令和3年度より実施設計を行い、令和4年度から工事着手し、古墳の保存整備、トイレや案内板の設置を行っていくことになるが、一気に行ってしまうと単年度の予算が大きくなるため、財政状況を加味しながら、3年から4年にかけて行っていく予定としているとのことでした。安全対策については、従前から身近に古墳や石棺が見られるというのが売りの1つであり、今までの状況から変更する予定はないが、草刈りなどを行ったことで急な勾配があらわになったこともあり、ロープなどによって可能な限りの安全対策を実施していくとのことでした。

コロナ禍の中で、総合体育館を子どものサークルだけでも無料で貸し出すことができないかとの質疑があり、使用料に関しては、自治体である以上、維持管理費用の一部を使用者に負担していただく受益者負担という原則の下で動いており、建物のインシヤルコストを徴収しているわけではなく、維持管理費用の一部を負担していただくという考えは、どこの自治体でもその原則に基づき費用を負担していただいているため、減額や無料化については現在のところ検討していないとのことでした。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま、予算常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第1号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第2号について討論に入ります。

討論ございませんか。

西田議員。

○3番（西田いく子君） 議案第2号、太子町国民健康保険条例中改正の件について、意見をつけて、賛成の討論を行います。

介護保険料賦課限度額について1万円、医療分保険料賦課限度額について2万円、合計3万円を引き上げる改正により、保険料が一定軽減されるということですが、この引上げで増える額は僅か73万9千円です。

国保制度は、2018年から都道府県化が進められていますが、大阪府は、国の方針を先取りして、標準保険料率どころか、統一保険料率を目指しているため、全国でも群を抜いて高い保険料になっています。賦課限度額引上げによって生まれた73万9千円に加え、太子町も基金を投入して、値上げ幅を抑える努力をしておりますが、それでも値上げになることに変わりはありません。

堺市は、保険料率の府内完全統一時期の延期も含めた対応を検討することを強く求めると府に意見しています。ぜひ、太子町も大阪府に対し、保険料値上げにつながる府内完全統一の延期を求めてください。又、大阪府に対し、国保財政運営の責任主体としての責務を果たし、公費の投入拡大を求めると共に、更なる大阪府の繰入金等を投入するなど、大阪府が主体となって、被保険者の保険料負担を緩和させるための方策を講じることを求めると共に、太子町として高過ぎる国民健康保険料の引下げや、コロナ禍の中だけではなく、太子町として傷病手当を実施するよう求めまして、意見をつけての賛成討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、太子町国民健康保

険条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第3号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 議案第3号、太子町介護保険条例中改正の件について、反対の立場で討論を行います。

介護保険制度が執行後丸20年を経過しました。この20年間、サービスの削減の負担増を図る制度の見直しが繰り返される中、保険あって介護なしの事態はますます広がっています。又、低く抑えられた介護報酬の下で介護事業所の経営難が続いており、ヘルパーをはじめ、介護現場の人手不足は深刻化を増しています。介護従事者の給与が全産業労働者の平均より月額9万円も低い実態は依然として改善されないままです。この状況に追い打ちをかける新型コロナウイルス感染症の広がりが経営難、人手不足で疲弊し切っていた介護事業所、介護従事者を直撃しており、全国で倒産する施設も生まれています。今、必要なことは介護基盤を強化し、介護の社会化にふさわしく、高齢化の進展に伴い、今後一層高まっていく介護需要に応じていくためにも、又、感染症のような新たな事態に対処していくためには介護保険制度の抜本的改善は不可欠です。

私たち日本共産党は、高過ぎる介護保険料を引き下げするために、一般会計を繰り入れて、保険料を引き下げるよう一貫して求めてきました。しかし、制度を盾に繰入れはできないと歴代の町長は拒んできました。それでも高いという認識はお持ちでしたので、準備基金を活用し、保険料の値上げを抑える努力をしてきました。第7期では段階を9から12に増やし、更に第6期で残った準備基金全額を第7期計画の財源に充当するという努力をし、6期と同額に据え置いたわけです。ところが、町長が変わった途端、段階を増やす努力もせず、次の3年のために貯金が必要だと1億1千8万円も余らせた基金のうち5千万円しか第8期の保険料算定を繰り入れないと言うではありませんか。全額を第8期に投入すれば、第7期と同額を据え置けると言いながらです。それでも、6千円を超える介護保険料は全国でトップクラスに位置する額です。第8期介護保険事業計画では、令和2年度、人口1万3千270人、65歳以上が3千889人、高齢化率29.3%と書かれています。3千889人の65歳以上の方に1億1千800万円全額をお返しすれば、約3万円お返しできる額です。コロナ禍で苦しむ住民の生活に寄り添う気持ちもなく、今が心配だと6千800万円も貯金し、今を生きる住民に我慢を押し

しつける今回の介護保険料の値上げに反対の討論とします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

辻本博之議員。

○5番（辻本博之君） 議案第3号、太子町介護保険条例中改正の件について、賛成の立場で意見を述べます。

本議案は、第8期介護保険事業計画に基づいており、計画的期間内の人口推移等を踏まえた保険給付費の見込みや地域支援事業の取組などを考慮し、算定されております。その内容は、第7期計画に引き続いて、団塊世代が75歳となる令和7年及び団塊ジュニア世代が65歳となる令和22年を見据え、高齢者の抱える多様な課題、ニーズへの対応などを盛り込み、福祉施策と介護保険事業の基本的な考えや具体的な取組を示し、各事業の安定的運営を目的とした内容となっております。

この度の介護保険料の設定は、今後も更に高齢化が続くと予想される中、1人当たりの給付費も年々増加傾向にあると、又、中長期的な観点から、安定的に介護保険事業を運営するための有効的かつ計画的な基金の導入を行うなど、第9期事業計画を見据えた保険料設定であると考えます。

今後も高齢化がより一層進行していく中、引き続き、高齢者が今後も住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの一層の推進と地域共生社会の実現に向けた取組を進めていただくことを要望し、賛成の討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第3号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（村井浩二君） 起立7名、反対2名。起立多数でございます。よって、議案第3号、太子町介護保険条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第4号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第4号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、太子町消防団条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第5号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第5号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第10号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第6号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第6号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第7号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第7号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第8号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。西田議員。

○3番（西田いく子君） 議案第8号、太子町一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

2019年12月、中国湖北省武漢市で新型コロナウイルス感染症が確認されてから1年以上が過ぎましたが、いまだにコロナ感染症の終息が見えてきません。大阪府では、2月末に2回目の緊急事態宣言は解除されましたが、今なお、東京を中心とする首都圏では緊急事態宣言下が解かれようとはされておりません。解除はされましたけれども、感染力が強いとされる新型コロナウイルスの変異株が検出されており、専門家の間では第4波を招くのではと警戒が強められています。

ところが、大阪府の吉村知事の緊急事態解除後の呼びかけは、会食をする場合は4人以下でのマスク会食をぜひ徹底して、手洗いやうがい、手の指の消毒など、基本的な感染症対策をお願いしたい、大阪市内の飲食店には申し訳ないが、午後9時までの時短要請を3月21日までお願いしたい、感染の再拡大を防ぐため、府民や事業者に対策の徹底をと個人努力を求めています。又、医療従事者へのワクチン接種について、今月上旬に7万人に実施したい、患者を多く受け入れた病院から順に行うと述べていますけれども、このワクチン接種が医療従事者でさえ中々実施に至っていません。ワクチンもどれだけ供給されるのか、先行きは不透明で、1回目に太子町の65歳以上の方のうち35人分しか入らないかもしれないという説明もありました。

今、急がれるのは、検査の抜本的拡充、医療機関の減収補填、営業への十分な補償、雇用と賃金の補償など、現場の切実な声に政治が応えることです。ところが、菅政権にも、維新府政にもその基本的立場がありません。地域の医療が崩壊の危機に直面し、コロナ禍で非正規雇用の方の働く場が激減する中、矛盾が集中している、女性の貧困が深刻化しているなど、暮らしと命が脅かされています。冷たい政治を変えることが不可欠であり、太子町の住民の暮らしと命を守るために、太子町としての温かい施策が求められています。ところが、田中町長になって初めての本格予算というのに、新しい施策がほとんど見当たりません。今まである施策を充実した形のものが大多数です。一方で、

需用費に限ったとのことですが、マイナス5%のシーリングをかけました。これによって、2千700万円浮いたとのこと。需用費に無駄があり、無駄を省いたというのであれば、良いことだとは思いますが、ではこの浮いたお金はどこに使われているのでしょうか。太子町独自予算でのコロナ対策はしていないとのこと。だったら、これは貯金に回っただけということになるのでしょうか。

一方で、小さな額ですが、見逃せないのが、郷土の偉人、中山久蔵顕彰事業、職員旅費49万7千円です。何人で何泊研修するのかが二転三転するような予算のつけ方を許していいのでしょうか。コロナ禍の中、地方の貯金、財政調整基金が減っているとのことですが、太子町ではコロナ対策では町独自に支出はしていません。府内町村でトップクラスの基金残高が今のコロナ禍では決して誇れることではないと思います。町長公約でもある学校給食費の無償化、少人数学級の実施など、それこそスピード感を持って実施していただきたいものです。

中々こういったものが進まない中、4月には聖火リレーを行おうとしております。昨年実施する予定で1千200万円つきました。昨年度に物品を幾らか買いましたので、使っておりますが、残り約700万円程度だったと思いますが、そのお金があれば、住民の暮らし応援の施策にも使えるのではないのでしょうか。又、F.C.大阪との連携協定の在り方に端的に町の姿勢が表れましたけれども、町長がどこに向かって町政を進めようとしているのかが見えてきません。この時期に、補正予算では職員2人の退職が告げられました。ぜひしっかり住民の声、職員さんの声、議会への説明責任を十分果たしていただきますよう要望いたしまして、反対の討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

討論を許します。山田議員。

○9番（山田 強君） 議案第8号、令和3年度太子町一般会計予算について、意見を付けて、賛成の立場で討論を行います。

本予算は、新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが不透明な中、児童虐待防止強化などに向けた子ども家庭総合支援拠点運営事業、子ども医療費の助成事業の拡充など、子育て支援体制の充実に加え、地域に即した持続可能な地域公共交通の構築に向けた取組や災害に強いまちづくり、又、地域の活性化に向けた聖徳太子没後1400年事業、町内での起業や創業を支援するための補助事業、そして社会のグローバル化による人材育成に係る英語検定試験検定料助成の拡大など、第5次総合計画に沿った施策が

予算化されています。

一方、検証に時間を費やした（仮称）生涯学習施設整備事業や喫緊の課題である少子化、人口減少対策として始まった三世代同居・近居支援事業では、不備を指摘してから改正まで1年近く時間を要するなど、実施は喜ばしいことですが、スピード感のない対応が文化連盟など、住民の皆様には不安や不便をかけてしまいました。

又、歳入では、町民税や市町村たばこ税をはじめとする町税が大きく減少する中、国からの地方交付税は昨年度より増えており、例年並みの財源が確保されています。国、府支出金などの財源確保に努めると共に、公共施設整備基金などの特定目的基金並びに体制調整基金の効果的な活用などにより予算編成が行われており、一定評価します。

しかし、非常事態宣言が解除されたとはいえ、新型コロナウイルス感染症の第4波も専門家の中で懸念されており、GoToトラベルも停止、継続で揺れている中、郷土の偉人、中山久蔵顕彰事業は、職員4人で49万7千円の旅費が計上されています。教育委員会の教育長、次長が参加と聞き、本町の危機意識の希薄を感じます。北広島市、知新の駅との共同事業の内容の明確な説明もなく、この時期になぜ予算計上なのか、疑問が残ります。記念事業は3年後の令和5年であります。実施においては、テレワークなどを活用し、自重、又は実務者のみの再検討をすべきであります。

以上、町政運営に緊張感を持って、誠実に取り組むよう要望し、意見を付けての賛成討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第8号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（村井浩二君） 起立7名、反対2名。起立多数でございます。よって、議案第8号、令和3年度太子町一般会計予算は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第9号について討論に入ります。

討論ございませんか。

西田議員。

○3番（西田いく子君） 議案第9号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計予算につ

いて、反対の立場で討論を行います。

市町村が運営する国民健康保険は加入世帯主の4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者で、低所得者が多く加入する医療保険です。ところが、平均保険料は、4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍になります。高過ぎる保険料を引き下げ、国保の構造的な問題を解決するには公費を投入するしかありません。元々現行の国保制度がスタートした当初、政府は社会保障制度審議会、1962年勧告で、国民健康保険は被保険者に低所得者が多いこと、保険料に事業主負担がないことなどのため、どうしても相当額国庫が負担する必要がある、こう認めていました。

ところが自民党政権は、1984年の法改定で、国保への定率国庫負担を削減したのを皮切りに、国庫負担を抑制し続けてきました。国保加入者の構成も、かつては7割が農林水産業と自営業でしたが、今では無職と非正規労働者などの被用者で合わせて8割近くになっています。国保に対する国の責任の後退と国保加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中で、国保料の高騰が止まらなくなったのです。

全国知事会、全国市長会、全国町村会など、地方団体は加入者の所得が低い国保がほかの医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、これを解決するために国費投入、国庫負担を増やして、国保料を引き下げることが国に要望し続けています。

ところが、安倍政権は、2018年4月から、それまで市町村ごとに分かれていた国保の財政を都道府県に集約する国保の都道府県化をスタートさせました。この制度改変の最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰入れを行っている自治体独自の保険料軽減をやめさせ、その分を住民の負担増に転嫁させることです。そのために標準保険料率という新しい制度が導入されました。標準保険料率は国が示す算定式に基づき、都道府県が市町村にあるべき保険料の水準を示す仕組みです。平成30年度から維新府政によって、府は全国に先駆けて、保険料統一を行う運営方針を出しました。太子町は、その方針に沿い、大阪府が示す市町村標準保険料率に、6年の激変緩和措置期間で段階的に近づけていくと示されています。今後も国保料が毎年引き上げることが余儀なくされており、今でさえ高過ぎる保険料に苦しめられている国保加入者に国保料の負担は重くのしかかり、将来不安が大きくなるばかりです。

更に、現在、新型コロナウイルスの影響で、経済的に先の見通しがつかない状況であり、特別な対策が必要とされています。国保の都道府県化の下でも自治体の判断で公費

繰入れができることは、厚労省も度々答弁をしております。そもそも、地方自治体が条例や予算で住民福祉のための施策を行うことを国が禁止したり、廃止を強制したりすることは、憲法が定める地方自治の本旨と条例制定権を侵す行為です。だから、当時の安倍政権も標準保険料率は参考値で、自治体に従う義務はない、こう答弁せざるを得ませんでした。国保の運営主体である太子町が国や大阪府と一緒に、値上げ必至のこの制度を推進するのか、住民を守る防波堤になるのかが今問われています。

太子町として、国や大阪府に公費負担を強く求めると共に、府の国保の一元化は中止するよう求め、太子町として、国民健康保険法にある目的に沿って、社会保障及び国民保険の向上に寄与するためにも、高過ぎる国保料は払える国保料に引き下げを求めまして、反対の討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

討論を許します。辻本馨議員。

○6番（辻本 馨君） 議案第9号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で意見を述べます。

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤的役割を果たしております。しかしながら、被保険者の年齢構成が高く、医療費水準が高いほか、低所得者が多いなどの構造的な課題に加え、コロナ禍における経済情勢からもその運営は非常に苦しい状況であると考えます。制度発足時には、農林水産業や自営業の方を中心とする医療保険、健康保険制度として創設されましたが、その後の少子高齢化などの社会情勢の変化や社会保障制度を取り巻く環境の変化により、国民健康保険の現状は被保険者の多くを年金生活者や所得の低い被保険者が占める状況となっています。

このような状況下、都道府県が財政主体となる国民健康保険の広域化が進み、大阪府でも平成30年度から国民健康保険の広域化に取り組んでいます。国民健康保険広域化4年目となる本予算案は、昨年度に引き続き、財政調整基金を繰り入れることで保険料の上昇を抑制する町独自の激変緩和措置を講じており、被保険者の負担増加に配慮した予算案となっており、評価できるものと考えます。

又、被保険者の健康増進につながる保健事業では、夏と冬の集団健康診査の充実や継続して実施している人間ドック助成事業など、受診機会の拡大、充実に努め、特定健康診査の受診率向上と将来の保険給付費の適正化につながる事業にも取り組んでおり、この点についても一定評価できるものと考えます。

このように国民健康保険財政調整基金の活用により、町独自の激変緩和措置による被保険者の保険料負担への配慮や被保険者の健康増進にも積極的に配慮した予算案であると考えます。

今後とも円滑かつ健全な制度運営に努められますよう要望して、本予算の賛成討論いたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第9号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（村井浩二君） 起立7名、反対2名。起立多数でございます。よって、議案第9号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計予算は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第10号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第10号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号、令和3年度太子町山田財産区特別会計予算は、原案どおり可決されました。

次に、議案第11号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第11号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号、令和3年度太子町春日財産区特別会計予算は、原案どおり可決されました。

次に、議案第12号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 議案第12号、令和3年度太子町介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

介護保険条例中改正で、第8期の保険料の基準額を6千480円とし、第7期と比べて330円引き上げることとしました。これにより、所得段階への全ての階層で保険料が引き上げられることとなります。それは生活保護を受給している世帯や世帯全員が住民税非課税の世帯にも及んでいます。介護保険制度が始まってから3年ごとに引き上げられ、今では高過ぎる保険料にもかかわらず、保険料は年金天引きで、問答無用に払わせています。年金天引きされない普通徴収でも滞納者が生まれています。コロナ禍において、経済状況は厳しい今、これ以上の負担を住民に押しつけるべきではありません。

準備基金を全額投入すれば、保険料を据え置くことは可能だとおっしゃっているではありませんか。保険料を支払い、利用料を支払う住民も大変ですが、介護従事者も苦境に立たされています。厚生労働省は、経営難を支えるため、デイサービスやショートステイなどの介護報酬単価を0.7%引き上げました。しかし、コロナ危機の下で介護事業所の倒産が過去最高の状況で、全産業平均より8万円低い介護職の給与を引き上げ、人員を確保するためには全く足りていません。しかも、僅かに引き上げた報酬単価分の財源は、従来の国25%、地方自治体25%、保険料50%に乗せるだけで、国の負担割合はこれまでと変わりません。サービスの内容は変わらないのに利用料だけが高くなることに、利用者や家族から憤りの声が上がっています。介護報酬引上げによる負担増は国の予算で対応すべきです。

又、新年度から世帯全員が住民税非課税のうち、年金収入120万円を超える世帯を対象に、介護施設利用者の食費負担が月額2倍以上に引き上げられます。それはデイサービスやショートステイを利用する際の1食当たりの食費負担にも影響します。既に利用料が高過ぎて、利用抑制が起きています。介護保険制度が始まって20年、保険あって介護なしの状態は深刻さが増しています。必要な介護を保障するためには、太子町としての独自の利用料軽減策を行うべきです。

コロナ禍で日本社会の脆弱さが露呈する中だからこそ、国や行政の役割が求められています。介護保険の構造上の課題を利用者や保険料に課すのではなく、高齢者やその家族が安心して利用できるものに、そして介護で働く人が安心して働き続けられる環境にすることは、国や府、何よりも太子町の仕事です。誰もが安心して利用でき、安心して働ける介護制度を求めまして、反対の討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

討論を許します。辻本博之議員。

○5番（辻本博之君） 議案第12号、令和3年度太子町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で意見を述べます。

本予算は、令和3年度から始まる第8期介護保険事業計画に沿った内容であり、本町の高齢化に対応すべく、地域包括ケアシステムの深化、推進に向けた取組を展開すると共に、近年増加し続ける認知症高齢者に対しても予防と共生を軸とした認知症施策などを推進するものとなっています。特に、地域で住民が互いに支え合う地域づくりの推進や様々な課題に対して適切に対応できる包括的な支援体制の整備に取り組むものとされており、充実した内容となっています。

又、歳入の柱となる第1号被保険者の保険料については、今後も高齢者が進行していく中、認定者数の増加に伴う重度化防止に対する各種サービスなども増加が予想され、第1号被保険者1人当たりの給付費も年々増加し続けていることから、保険料の上昇もやむを得ない状況となっています。

このような中、第7期計画期間での準備基金を有効的かつ計画的に活用され、保険料の上がり幅を抑制すると共に、法に定められた国、府等の負担割合による予算措置がなされており、適正なものであると考えます。

今後も、なお一層の保険給付の適正化に努められ、高齢化の進行に対応し、更なる介護予防の充実、又、介護保険事業の円滑な提供、運営に努められることを要望いたしまして、賛成の討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第12号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立7名・反対2名]

○議長（村井浩二君） 起立7名、反対2名。起立多数でございます。よって、議案第12号、令和3年度太子町介護保険特別会計予算は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第13号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 議案第13号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける悪法です。2008年の制度導入以来、7回にわたる保険料値上げが実施され、高齢者の生活を圧迫する重大要因となっています。2008年の制度導入時、差別制度に怒る国民世論に包囲された自公政権は、低所得者への保険料を軽減する措置を導入しましたが、安倍政権はその特例軽減を打ち切り、保険料を値上げする改悪を2017年度から実施に移しています。

そして、菅政権は75歳以上の医療費窓口負担を、単身の場合は年収200万円以上、夫婦がどちらも75歳以上で年収320万円以上の世帯を対象に約370万人の医療費を1割から2割に2倍化する法案を予算関連法案として通常国会に提出し、団塊の世代が75歳以上になり始める2022年には実施できるよう、3月中にも一括法案として、早期の成立をもくろんでいます。高齢者の所得の8割は公的年金が占め、約7割の世帯は公的年金のみで生活しています。その年金も減らされ続け、2020年には2013年比で実質支給額は6.4%も減っています。更に、高齢者の貧困化の深まりで、生活保護を受給している高齢者世帯が安倍政権下で1.2倍以上に増えています。これ以上の負担増は大幅な受診抑制を引き起こし、高齢者の生活権が脅かされることとなります。負担能力に応じたものへと改革していくというなら、税や社会保険料での徹底こそが求められます。高額所得者からの保険料能力に応じた負担とし、又、国の社会保険財源の確保を消費税と働き方改革ではなく、兵器爆買いなど、軍事費などの無駄を省くこと、早期発見、早期治療や薬価を見直し、大企業や富裕層への課税強化で国費財源を確保すべきです。

後期高齢者の医療費窓口負担2割化は、高齢者の暮らしと命、健康を守る上で大きな

影響が及びます。後期高齢者医療制度は75歳以上の全ての高齢者をほかの医療保険から切り離して、強制加入させるものであり、年齢で医療に差別を持ち込む世界でも例のない制度です。高齢者は医療費が多くかかることから、保険料は必然的に高くなる。本来ならば、高齢になったら負担は軽くするのが当たり前だが、この制度は逆に75歳を過ぎると医療を別にして、負担が重くなる仕組みになっている。74歳までは子どもなどの扶養になっていた人でも、75歳から新たに保険料を払わなければならなくなる。日本医師会から、更なる受診控を生じさせかねない政策を取り、高齢者に追い打ちをかけるべきではないとの意見が出されています。

政府はコロナから高齢者をはじめ、国民の命と健康を守る体制の強化を何よりも急ぐべきです。問題だらけの後期高齢者医療制度は廃止することを求めて、反対の討論とします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第13号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（村井浩二君） 起立7名、反対2名。起立多数でございます。よって、議案第13号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計予算は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第14号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第14号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号、令和3年度太子町下水道事業会計予算は、原案どおり可決されました。

○議長（村井浩二君） 日程第15、議案第16号から日程第19、議案第20号までの以上5件を一括議題といたします。

まず、議案第16号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第16号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号、太子町国民健康保険条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

議案第17号及び議案第19号については、去る23日の本会議において、予算常任委員会に審査を付託しておりましたので、その結果について報告を願うことといたします。

予算常任委員長の報告を求めます。

〔予算常任委員長 辻本 馨君 登壇〕

○予算常任委員長（辻本 馨君） 予算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告します。

議案第17号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第11号）については、審議において、幼稚園空調設備更新事業において、現時点で補正予算を計上している理由についての質疑があり、昨年に空調が故障したため修理を行ったが、3機あるうちの2機目も故障し、機種も古く、今後も故障が続くことが考えられるため、国へ学校施設環境改善交付金を申請していたところ、国での12月補正予算で交付金が出ることで決まったため、今回予算計上を行っているとのことでした。

急な退職者が出ており、財政調整基金から繰入れを行っているが、退職手当基金からの繰入れはしないのかとの質疑があり、退職手当基金については3名を基準とし、定年退職者が3名を超える場合は退職手当基金から繰り入れることとしている、今回の場合、自己都合退職者であるため財政調整基金から繰り入れているとのことでした。

その他、退職者が出ることによる欠員分の採用、4月からは兼務がなくなるのかについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第19号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第1号）については、審議において、予防接種委託料の金額について、医師や看護師の費用が含まれているのかについて質疑があり、予防接種委託料は富田林医師会の接種委託料となっており、接種委託料の中に医師、看護師の人件費が含まれているとのことでした。

観光推進費の施設撤去等工事請負費において、仮設トイレは5月に撤去することになるのかについて質疑があり、春の行楽期に仮設トイレを設置し、その時期を過ぎれば撤去する予定でいるとのことでした。

その他、仮設トイレの雨天時の対策や手洗い環境の充実、ワクチン接種等の送迎バスの詳細について質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上のとおりでございます。

○議長（村井浩二君） ただいま、予算常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第17号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第17号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第11号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第18号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第18号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号、令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第19号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第19号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第20号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第20号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決されました。

○議長（村井浩二君） 日程第20、議員提出議案第1号、太子町議会会議規則中改正の件。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

森田議員。

○8番（森田忠彦君） 議員提出議案第1号、太子町議会会議規則中改正の件について、提案理由及び内容の説明を申し上げます。

本改正は、令和3年2月9日開催の都道府県会長会において、標準町村議会会議規則の一部の改正が決定されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

提案理由は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護などの議員としての活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備すると共に、出産については母体保護の観点から産前産後の欠席期間を規定するものです。又、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者の一律に求める押印の義務づけを見直し、署名又は記名押印に改めるものであります。

尚、改正内容の説明は議長除く全議員の提出議案ですので、省略させていただきます。

本規則の施行期日は公布日からとしております。

以上、よろしくご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号、太子町議

会会議規則中改正の件は、原案どおり可決されました。

○議長（村井浩二君） 日程第21、請願第1号、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願について。

本請願は、去る2日の本会議において、総務まちづくり常任委員会に審査の付託をしておりましたので、その結果について報告を願うことといたします。

総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

中村議員。

〔総務まちづくり常任委員長 中村直幸君 登壇〕

○総務まちづくり常任委員長（中村直幸君） 請願第1号、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願は、討論において、反対、賛成、それぞれの討論がありました。

採決の結果、反対多数により不採択ということに決しました。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。辻本馨議員。

○6番（辻本 馨君） 請願第1号、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願について、反対の立場で討論をします。

核兵器が地球上でなくなる日が来ることは人類の悲願である。万人が皆分かっていることです。しかしながら、現実として、地球上では今もって各地で紛争という名の戦闘が行われているのも事実であります。

我が国は、請願の趣旨にも書いてあるように、昭和20年8月6日に広島、9日には長崎に原子爆弾が投下され、未曾有の被害を受け、何ら非のない多くの国民が犠牲となりました。

昭和帝は終戦の詔書に、敵は新たに残虐なる爆弾を使用して、しきりに無辜を殺傷し、

惨害の及ぶところ、真にはかるべからざるに至る。しかも、なお交戦を継続せんか、ついに我が民族の滅亡を招来するのみならず、ひいて人類の文明をも破却すべし。かくのごときは朕、何をもってか億兆の赤子を保し、皇祖皇宗の神靈に謝せんや。これ朕が帝国政府をして共同宣言に応じせしむるところのゆえんなり。

我が国は大東亜戦争に敗れました。その後、サンフランシスコ講和条約の調印で独立を果たすまでアメリカ占領統治下にありました。そして、同時に旧日米安保条約も締結され、日本の安全保障はアメリカの庇護の下にあり、今日に至っています。

アメリカは核保有国であります。そのアメリカに我が国の防衛を委ねている以上は、核兵器禁止条約に調印、参加すれば、矛盾が生じることになります。日本は独自の軍隊を持ちません。自衛隊という名の軍事組織はありますが、武器使用に関しては厳格な法律があり、果たして本当に有事の際は国民を守れるのかと思うほど、世界の常識からかけ離れているのであります。

この核兵器禁止条約の参加、署名 86 ヶ国のほとんどの国には自国民を守る軍隊が存在します。一部軍隊のない国も存在すれば、独立して、宗主国に守られているなどあるが、我が国周辺の状況を認識するとき、北朝鮮、中国からの脅威にどう立ち向かうのかを真剣に議論するときではないでしょうか。韓国でさえ、我が国固有の領土、竹島を不法に占拠している事実、国際間の問題を解決する手段にきれいごとは通用しないのではないのでしょうか。

世の中は誰しも戦争なんか望んでいる人間になっておりません。かくいう私にあっては、海上自衛隊の予備自衛官であり、弟は陸上自衛隊の現役です。一旦、緩急あれば、義勇公に奉じ、国家守護の任に就くのであります。平和な世の中が一番なのは誰よりも分かっている所存です。

日米開戦間際の昭和 16 年 9 月 6 日の御前会議の席上、昭和天皇は異例とも言える発言をなさいました。ここに長くも明治大帝御製の句がある。四方の海、みなはらからと、思う世に、など波風の、たちさわぐらんを 2 回拝読され、私は常にこの御製と同じ思いであり、平和愛好の精神を明らかにするものと念ずるものであると言われました。この御製は日露戦争前夜、明治大帝が読まれ、その英訳された御製が時のアメリカ第 36 代、セオドア・ルーズベルト大統領が目にして、意味を知った大統領は強い感銘を受け、ホワイトハウスに御製が掲げてあったそうです。

日本人は元来、何ら好戦的な人種でもなく、むしろ平和を愛し、博愛の精神に則り、

全世界の人々が仲よく、仲むつまじく助け合って暮らしていけることを理想とする社会の実現を目指してきました。このことを天業かいこうといいます。私たちは、父祖の代よりその地を受け継ぎ、万世に平和な世の中の実現に向けて努力する責務があります。

以上をもって反対の討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

討論を許します。西田議員。

○3番（西田いく子君） 平和と生活をむすぶ会、湯川恭氏、長崎の証言の会、美佐田和之氏、新日本婦人の会太子支部、小野美弥子氏、3人から提出されました請願第1号、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願について、賛成の立場で討論を行います。

1997年の対人地雷禁止条約、2008年のクラスター爆弾禁止条約成立の積み重ねの上、2017年7月7日、核兵器禁止条約が採択され、2021年1月22日、ついに発効されました。広島市のホームページには、2月22日現在で、署名国が86ヶ国地域、批准国地域が54ヶ国地域と記されており、日々増え続けています。

又、日本政府に核兵器禁止条約への参加、署名、批准を求める意見書決議を上げている自治体も3月24日現在で542自治体に上り、大阪では和泉市、泉佐野市、摂津市、高石市、忠岡町、近隣では、富田林市、河南町、この7自治体が決議を上げています。

請願の趣旨には、核兵器禁止条約は世界の被爆者と共に、日本国民が長年にわたり切望してきた核兵器完全撤廃につながる画期的なものです。私たち太子町民は、安心と希望の持てるまちづくりを目指し、二上山の麓より平和を愛する世界の人々とつながっていきたくと切望します。貴議会として、日本政府が唯一の戦争被爆国として、核兵器完全禁止のため、真剣に努力する証として、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書を提出していただくよう請願いたします。こう書かれています。

核兵器がいかなる状況の下でも、決して再び使われないことが人類生存の利益という条約の核心部分は核抑止力のアメリカの核の傘に頼る日本政府の立場と相入れないものです。核兵器で平和は守れません。近代国家として、紛争は武器、戦争ではなく、外交で解決する、これが国際的な流れです。日本は戦前の過ちを悔い、二度と戦争しないと誓った日本国憲法、平和憲法があります。この平和憲法を持つ日本政府として、平和へのイニシアチブを国際社会で取ることが求められています。

太子町議会は、昭和60年12月17日に非核平和都市宣言に関する決議を採択して

おります。議会だよりには人類願望の恒久平和実現への願いを込めて、昭和60年12月に非核平和都市を宣言しました、こう書かれています。改めて、非核平和都市宣言に関する決議を読み上げさせていただきます。

世界の恒久平和は全人類の願望である。しかるに、近年、核軍拡競争はとどまるところを知らず、人類の生存そのものが脅かされている。世界最初の核被爆国となった我が国は、再び広島、長崎の惨禍を繰り返させてはならない決意と責任を世界に示さなければならない。我が太子町においても、日本国憲法に掲げる恒久平和の原則を町民生活の中に生かし、継承させていくことが人類尊重の精神を育み、自然と文化、そしてより良い生活環境を守ることになる。よって、本町は国是である非核3原則の堅持を政府に強く求め、核兵器の廃絶を全世界に訴えるものである。以上、宣言する。こう書かれています。

今、世界は、核兵器禁止に足を踏み出しました。平和を願う思いは、当時の議員も、ここにいらっしゃる議員もどなたも同じだと思います。

尚、この請願には意見書を提出してくださいと書かれておりますけれども、文案は添付されてありません。太子町議会議員として、思いを束ねた意見書を作り、国に提出することは決して難しいことではないと思っております。ぜひ、本請願に議員各位のご賛同を心からお願いを申し上げ、賛成の討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決を行います。採択、不採択をお諮りいたします。

請願1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立4名・反対5名〕

○議長（村井浩二君） 起立4名、反対5名。よって、反対多数でございます。

請願第1号、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願は、本会議では不採択とすることに決しました。

○議長（村井浩二君） 日程第22、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題といたします。

お手元に配布しておりますとおり、議会運営委員長、広報特別委員長、生涯学習施設

建設調査特別委員長及び観光拠点整備特別委員長から会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

去る2日に開会して以来、本日まで24日間、提出されました議案につきまして慎重にご審議をいただき、厚く御礼申し上げます。

理事者各位におかれましては、本会議あるいは委員会における各議員からのご指摘並びにご意見を尊重していただき、事務執行に反映されるよう要望いたします。

又、本日、最終日、初日、一般質問等、多くの傍聴の皆様、ご来場いただきまして、深く感謝申し上げます。太子町議会は二元代表制の下、法律、条例に基づき、言論の府として、住民福祉の向上のため職責を果たし、住民の皆様への議会の見える化をこれからも進めていきたいと考えております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これもちまして、令和3年度第1回太子町議会定例会を閉会いたします。

（午後 0時22分 閉会）

○議長（村井浩二君） 閉会に当たりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和3年第1回定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

去る2日に開会以来、本日まで24日間という長い会期中、本会議並びに委員会におきまして、慎重なるご審議を賜り、おかげをもちまして、提出いたしました全ての案件につきまして、原案どおりご承認、ご議決並びにご同意を賜り、厚く御礼申し上げます。

しかし、この度、太子町議会において、藤原副町長への辞職勧告決議がなされたことは誠に遺憾であります。今回の決議は、公民連携に関し、民間企業、株式会社F.C.大阪との包括連携協定の締結式に町議会の代表である議長等の出席を求めなかったことが議会軽視に当たるとの一部議員からの指摘に端を発しております。しかしながら、このような締結式については前例がなく、初めての取組であり、出席者についての決まった

ルールがあるものでもありませんし、もとより議会を軽視する意図など毛頭ございません。

又、副町長からは、この間、議会に対し、議会を軽視する意図はなかった旨、説明すると共に、結果的に議会への配慮が足りなかったと言われる点については、反省し、おわびもしてまいりました。藤原副町長は、昨年5月1日に議会の同意をいただき、就任して以来、私を補佐し、大阪府との調整により、補助金の獲得や道路環境の整備など、着実に実績を上げておりますし、現在進行中で実を結ぼうとしている事業も多数ございます。

又、今回、協定を結んだ株式会社F.C.大阪はこれまで大阪府をはじめ、他の市町村とも連携し、様々な公民連携の取組を積極的に展開されております。この協定をスタートに、株式会社F.C.大阪のお力をお借りして、インターネットテレビなどを通じた太子町の魅力発信、プロサッカー選手による子どもたちへの指導、スポーツイベントの開催、デジタル技術の活用など、住民生活の質の向上や住民サービスの向上に取り組んでまいりたいと考えており、太子町の発展のために大いに役立つものと確信をしております。

そのF.C.大阪との良好な関係を築くため、あくまで自費で個人的に試合の応援に伺ったものであり、太子町のためでもございます。そして、太子町にとって持ち出しのほとんどない、多くの方に評価をいただいています協定締結に至るまで、中心となり、ご尽力いただいたのが藤原副町長であり、その藤原副町長が辞職勧告決議されることは私には到底理解できることではありません。

これまで大阪府から派遣いただいた助役や副町長の方々には、その時々的重要課題の解決に熱心に取り組んでいただき、又、府に復帰されてからも様々な場面で太子町を応援していただいております。そういった方々が今回の件をどのようにお思いになるでしょうか。又、太子町からは、若手職員の府への研修派遣を行い、人材育成や組織力向上にも協力いただいております。太子町を代表いたしまして、本当に感謝を申し上げる次第でございます。しかしながら、この度のような内容で、副町長に対して辞職勧告決議されたことは、大阪府に対しまして大変失礼なことであり、信頼関係を大きく損ねるものであります。

又、反論することすら許されない副町長にこのような手続きが行われることは、不公平であると言わざるを得ません。任命権者である私の責任を問い、住民の信を問うべき

ものではないでしょうか。結果として、根拠も効果もない辞職勧告決議ではございますが、全国から太子町全体の見識を疑われかねないものであり、太子町及び太子町住民にとって何ら益がなく、むしろ大いにマイナスとなるものであるということを申し上げさせていただきます。

さて、依然として猛威を振るう新型コロナウイルス感染症への対策の1つといたしまして、4月から65歳以上の高齢者への新型コロナウイルスワクチンの接種が始まります。太子町におきましても、事業が円滑に進むよう、大阪府や近隣の市町村、富田林医師会などと連携を取りながら、しっかりと準備を進めてまいります。

又、来月14日には東京2020オリンピック・パラリンピックの聖火リレーが府内町村で唯一太子町を通過いたします。更には、いよいよ聖徳太子没後1400年を迎え、様々なイベントや取組が行われます。これを機に一層の本町の知名度アップに取り組み、地域の活性化も併せて進めてまいりたいと考えております。

そして、既にご報告いたしましたとおり、第5次総合計画に掲げる将来像、人と自然と歴史が交流し未来へつながる和のまちたいしを実現するため、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とする第5次太子町総合計画後期基本計画を策定したところであり、4月からは、これまで以上に住民サービスの向上を目指し、より効率的で簡素な事務執行体制を構築するため、役場組織の機構改革を行います。

新年度を迎えるに当たり、時代の変化に的確に対応しながら、これら新たな取組の下、町政運営を進めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、この時期、寒暖の差が激しい気候が続きますが、皆様におかれましては、健康を維持され、又、コロナウイルスに感染することがないように心からご祈念を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

○議長（村井浩二君） 本日はどうもご苦労さまでございました。これにて散会といたします。

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長 村 井 浩 二

太子町議会議員 辻 本 博 之

太子町議会議員 辻 本 馨